

第 2 編 風水害等災害対策編

目次

第1章 総 則	1
第1節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標	1
1 災害対策の基本理念	1
2 基本方針	1
3 災害直前及び発災後の活動目標	3
第2節 只見町の過去の災害記録	5
1 過去における災害の記録	5
第3節 浸水想定区域図	6
1 伊南川浸水想定区域図	6
2 洪水（土砂災害）ハザードマップ	6
第4節 調査研究推進体制の充実	7
1 町による調査研究体制	7
2 自主防災組織等地域における取組	7
第2章 災害予防計画	8
第1節 防災組織の整備・充実	8
1 町の防災組織（町民生活課）	8
2 自主防災組織（町民生活課）	9
3 応援協力体制の整備（町民生活課）	9
第2節 防災情報通信網の整備	12
1 町防災行政無線の整備（町民生活課）	12
2 情報収集・連絡体制の整備（町民生活課）	12
3 福島県総合情報通信ネットワークの概要（町民生活課）	12
4 通信手段の周知（町民生活課）	13
第3節 気象等観測体制	14
1 雨量観測施設（町民生活課）	14
2 水位観測所（町民生活課）	15
3 積雪（雪量）観測所（町民生活課）	15
4 ダム諸量	16
第4節 災害別予防対策	17
1 水害予防対策（町民生活課・農林建設課・ダム事業者）	17
2 土砂災害予防対策（町民生活課・農林建設課）	17
第5節 雪害予防対策	19
1 雪害予防体制の整備（町民生活課）	19
2 雪崩危険箇所の指定、周知（農林建設課・町民生活課）	19
3 雪崩防止施設等の整備（農林建設課）	19
4 道路交通確保対策（農林建設課）	20

5	公共建築物の安全確保（各施設管理課）	20
6	一般建築物の雪害予防（農林建設課・保健福祉課・公民館）	20
7	豪雪地帯の教育条件の整備対策（教育委員会）	21
8	鉄道輸送の確保（ＪＲ東日本・福島県）	21
9	通信及び電力供給の確保（通信事業者・電力事業者）	21
10	ライフライン施設の予防対策（ライフライン事業者）	21
11	救済体制の整備（町民生活課・保健福祉課）	21
12	広報活動（町民生活課・総務企画課）	22
第6節	火災予防対策	24
1	消防力の強化（町民生活課）	24
2	広域応援体制の整備（町民生活課）	24
3	火災予防対策（町民生活課）	24
4	初期消火体制の整備（町民生活課）	25
5	火災拡大要因の除去計画（農林建設課）	25
第7節	建造物及び文化財災害予防対策	26
1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策（農林建設課）	26
2	文化財災害予防対策（教育委員会）	26
第8節	緊急輸送路等の指定	29
1	緊急輸送路等の指定（総務企画課）	29
2	緊急輸送路の整備（農林建設課）	29
3	緊急通行車両の事前届出制度（町民生活課）	29
第9節	避難対策	30
1	避難計画の策定（町民生活課）	30
2	指定緊急避難場所の指定等（町民生活課）	31
3	指定避難所の指定等（町民生活課）	32
4	指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点（町民生活課）	33
5	避難路の選定（町民生活課・農林建設課）	33
6	避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の居住者等に対する周知（町民生活課）	33
7	学校、病院等施設等における避難計画（教育委員会・朝日診療所・福祉施設等管理者）	34
第10節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	36
1	医療（助産）救護体制の整備（朝日診療所・町民生活課）	36
2	防疫体制の整備（保健福祉課）	36
第11節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	37
1	食料、生活物資等の調達及び確保（町民生活課）	37
2	飲料水の確保（町民生活課）	37
3	物資等輸送力の把握（総務企画課）	37
4	防災資機材等の整備（町民生活課）	38

第12節	防災教育	39
1	住民等に対する防災知識の普及（町民生活課・教育委員会・公民館）	39
2	防災上重要な施設における防災教育（町民生活課）	40
3	全ての職員に対する教育・研修・訓練（総務企画課・町民生活課）	40
4	学校教育における防災教育（教育委員会）	40
5	災害教訓の伝承（町民生活課）	41
第13節	防災訓練	42
1	総合防災訓練（町民生活課）	42
2	個別訓練（町民生活課）	42
3	訓練の評価と地域防災計画への反映（町民生活課）	43
4	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（町民生活課・中央公民館）	43
第14節	自主防災組織の整備	44
1	自主防災組織の育成指導（町民生活課・中央公民館）	44
2	自主防災組織の編成基準（町民生活課）	44
3	自主防災組織の活動（町民生活課）	44
4	企業防災の促進（町民生活課）	46
5	地区防災計画の作成（町民生活課）	46
第15節	要配慮者対策	47
1	町地域防災計画、全体計画において定める全般的事項（保健福祉課・町民生活課）	47
2	避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供（保健福祉課）	47
3	個別計画の策定（保健福祉課）	48
4	社会福祉施設における対策（保健福祉課）	48
5	在宅者に対する対策（町民生活課・保健福祉課）	49
6	外国人に対する防災対策（保健福祉課）	49
7	避難所における要配慮者支援（保健福祉課）	50
第16節	ボランティアとの連携	51
1	ボランティア団体の把握、登録等（保健福祉課）	51
2	ボランティアの連携体制の整備（保健福祉課）	51
3	ボランティアの種類（保健福祉課）	52
第17節	災害時相互応援協定の締結	53
1	自治体間の相互応援協力（総務企画課・町民生活課）	53
2	民間事業者・団体との災害時応援協定（交流推進課・総務企画課・町民生活課）	53
3	応援協定の公表（総務企画課）	53
4	連絡体制の整備（町民生活課）	54
第3章	災害応急対策計画	55
第1節	応急活動体制（全班）	55
1	災害応急対策の時系列行動計画	55
2	町の活動体制（災害対策本部の設置）	58

3	災害対策本部の組織	59
4	災害救助法が適用された場合の体制	61
第2節	職員の動員配備（全班）	69
1	配備基準	69
2	配備指令の伝達及び動員	70
3	職員の参集等	72
第3節	災害情報等の収集伝達（全班）	73
1	気象特別警報・警報・注意報等について	73
2	被害状況等の収集、報告	80
第4節	通信の確保	86
1	通信手段の確保（本部班）	86
2	通信設備の応急復旧（総務広報班）	87
第5節	相互応援協力	88
1	協定に基づく相互応援活動等（調整班）	88
2	町長の応援職員派遣要請等（調整班）	88
3	職員応援派遣要請手続き（調整班）	88
4	町と公共的団体等との協力（調整班）	89
5	民間事業者との災害時応援協定（調整班）	89
6	情報連絡員（リエゾン）の受入れ体制（調整班）	89
第6節	災害広報	90
1	町の広報活動（総務広報班）	90
2	広報の方法（総務広報班）	90
3	報道機関に対する放送要請等（総務広報班）	90
4	広報資料の収集（総務広報班）	90
5	公共情報commons（総務広報班）	91
第7節	水防計画	92
1	水防組織（本部班）	92
2	水防活動（建設班・消防団）	92
第8節	雪害応急対策	93
1	警報等の伝達活動（本部班）	93
2	除雪体制の確立（建設班）	93
3	雪崩事故の防止と応急対策（本部班・建設班）	93
4	豪雪災害時における活動体制（本部班・建設班）	94
第9節	救助・救急	95
1	自主防災組織、事業所等による救助活動（自主防災組織・事業所）	95
2	町・消防本部による救助活動（本部班）	95
3	応援要請（調整班）	95
第10節	自衛隊災害派遣要請	96
1	災害派遣要請の範囲（調整班）	96

2	災害派遣要請（調整班）	96
3	災害派遣要請の依頼（調整班）	96
4	部隊の自主派遣（自衛隊）	97
5	災害派遣部隊の受入体制（調整班）	97
6	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	98
7	派遣部隊の撤収要請（調整班）	98
8	経費の負担区分（財政班・出納班）	98
第11節	避難	99
1	避難の準備情報提供、勧告、指示及び屋内での避難等安全確保措置の指示（本部班）	99
2	警戒区域の設定（本部班）	102
3	避難の誘導（本部班・総務広報班・避難所班・消防団・自主防災組織）	102
4	避難行動要支援者等対策（福祉施設管理者・福祉班）	103
5	広域的な避難対策（本部班・調整班・福祉班）	103
6	安否情報の提供等（本部班・総務広報班）	104
第12節	避難所の設置・運営	105
1	避難所の設置（避難所班）	105
2	避難所の運営（避難所班・福祉班・保健班・観光商工班・子ども未来班・文化スポーツ班）	105
第13節	医療（助産）救護	107
1	医療機関の被害状況等の収集、把握（本部班）	107
2	医療（助産）救護活動（医療班）	107
3	傷病者等の搬送（医療班・総務広報班）	107
4	医薬品等の調達（医療班）	107
5	人工透析の供給確保（医療班）	108
第14節	緊急輸送対策	109
1	緊急輸送の範囲（総務広報班）	109
2	緊急輸送体制の確立（総務広報班）	109
3	応援要請（総務広報班）	110
4	緊急輸送路の情報の集約と提供（県警察本部・道路管理者・運送事業者）	110
第15節	防疫及び保健衛生	110
1	防疫活動（本部班・保健班）	110
2	栄養指導（保健班）	111
3	保健指導（保健班）	112
4	精神保健活動（保健班）	112
5	防疫及び保健衛生機材の調達（本部班・保健班）	112
6	動物（ペット）救護対策（本部班）	112
第16節	廃棄物処理対策	113
1	ごみ処理（本部班）	113
2	し尿処理（本部班）	113

3	廃棄物処理施設の確保及び復旧（本部班）	114
4	応援体制の確保（本部班）	114
第17節	救援対策	115
1	給水救援対策（本部班）	115
2	食料救援対策（農林班）	115
3	生活必需物資等救援対策（観光商工班）	115
4	支援物資等の支援体制（本部班・出納班）	116
5	義援物資及び義援金の受入れ（本部班・出納班）	116
第18節	被災地の応急対策	117
1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談（建設班）	117
2	障害物の除去（建設班）	117
第19節	応急仮設住宅の供与	119
1	応急仮設住宅の建設（建設班）	119
2	住宅の応急修理（建設班）	120
第20節	行方不明者の搜索、遺体の処理等	121
1	全般的な事項（本部班）	121
2	行方不明者の搜索（本部班・消防団）	121
3	遺体の収容（本部班・消防団）	121
4	遺体の火葬・埋葬（本部班）	121
第21節	生活関連施設の応急対策	123
1	上水道施設等応急対策（本部班）	123
2	下水道施設等応急対策（本部班）	123
3	電力施設等応急対策（東北電力株式会社・東北電力ネットワーク株式会社）	123
4	ガス施設〔L Pガス〕応急対策（福島県L Pガス協会）	123
5	電気通信施設等応急対策（東日本電信電話㈱）	124
第22節	文教対策	126
1	児童生徒等の保護対策（学校教育班）	126
2	応急教育対策（学校教育班）	126
3	避難所として使用される場合の措置（学校教育班）	127
4	児童及び生徒のメンタルヘルス対策（学校教育班）	128
5	保育所の対策（子ども未来班）	128
6	文化財の応急対策（文化スポーツ班）	128
第23節	要配慮者対策	129
1	要配慮者に係る対策（福祉班）	129
2	社会福祉施設等に係る対策（福祉班）	129
3	障がい者及び高齢者に係る対策（福祉班）	129
4	児童に係る対策（子ども未来班・総務広報班）	129
5	外国人に係る対策（福祉班・総務広報班・観光商工班）	130
第24節	ボランティアとの連携	131

1	ボランティア団体等の受入れ（福祉班・社会福祉協議会）	131
2	ボランティア団体等の活動（福祉班・社会福祉協議会）	131
3	ボランティア活動保険の加入促進（福祉班・社会福祉協議会）	131
第 25 節	災害救助法の適用等	132
1	災害救助法の適用（本部班）	132
2	災害救助法の適用基準（国・県）	132
3	災害救助法の適用手続（本部班）	133
4	災害救助法による救助の種類等（国）	133
第 4 章	災害復旧計画	134
第 1 節	施設の復旧対策（全班）	134
1	災害復旧事業計画の作成	134
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	134
3	激甚災害の指定促進	136
4	災害復旧事業の実施	136
第 2 節	被災地の生活安定	137
1	義援金の配分（本部班・出納班）	137
2	被災者の生活確保（本部班・建設班・商工班）	137
3	被災者への支援（本部班・出納班）	138
4	災害弔慰金の支給（本部班・出納班）	140
5	被災者への融資（農林班・商工班・福祉班）	140
6	罹災証明書等の交付（税務班・消防本部）	141
7	被災者台帳の作成（税務班・消防本部）	141
第 5 章	事故対策	143
第 1 節	航空災害対策	143
1	航空災害予防対策計画（全課）	143
2	航空災害応急対策計画（全班）	143
第 2 節	鉄道災害対策計画	146
1	鉄道災害予防対策計画（全課）	146
2	鉄道災害応急対策計画（全班）	146
3	鉄道災害復旧対策計画（J R 東日本・福島県）	147
第 3 節	道路災害対策計画	148
1	道路災害予防対策計画（全課）	148
2	道路災害応急対策計画（全班）	148
3	道路災害復旧対策計画（全班）	149
第 4 節	危険物等災害対策計画	151
1	危険物等災害予防対策計画（全課）	151
2	危険物等災害応急対策計画（全班）	152

3 危険物等災害復旧対策計画（全班）	153
第5節 大規模な火事災害対策計画	154
1 大規模な火事災害予防対策計画（全課）	154
2 大規模な火事災害応急対策計画（全班）	155
3 大規模な火事災害復旧対策計画（全班）	156
第6節 林野火災対策計画	157
1 林野火災予防対策計画（全課）	157
2 林野火災応急対策計画（全班）	158
3 林野火災復旧対策計画（全班）	159
第7節 山岳遭難対策計画	161
1 遭難防止対策（町民生活課・交流推進課）	161
2 捜索、救助対策（消防団・町民生活課・交流推進課）	161
3 登山計画書（交流推進課）	161

第 1 章 総 則

第 1 節 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標

1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- (1) 我が国の自然的特性に鑑み、人口産業その他の社会経済情勢変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これに併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握しこれに基づき人材、物資その他必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護する。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護する。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図る。

2 基本方針

この計画は、防災対策に関し、町及び防災関係機関について必要な体制を確立し、役割や実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、次の事項を基本とする。

(1) 災害に強いコミュニティの形成

「平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨災害」の教訓を踏まえたまちづくりとして、集落コミュニティ機能の維持、防災拠点としての公民館、保健・医療・福祉提供体制の構築、自治体の連携、相互応援による防災、今後の災害の備え等、新潟・福島豪雨災害を契機に、地域住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再確認された。

大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応には、ある程度の限界があるも

のと考えられる。また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を越える被害の発生も考えられる。

これらに迅速かつ的確に対応していくためには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに応じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならないものとする。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」をめざす。

(2) 広域連携による災害対応力の強化

本町は山間部にあり、交通手段は限られている。主要路線として利用されている一般国道252号・289号及びJR只見線は急峻な山間地を縫うように走っているため、災害発生時において、がけ崩れ等により通行不能となれば、町全体が孤立状態となる事態も想定される。

このため、近隣市町村や防災上重要な機関・団体等との相互応援協定の締結等により、相互応援体制の整備を進めるとともに、陸上運送手段が途絶した場合のヘリコプター等による空輸体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか収集することができないことも想定される。発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくことが重要と考えられる。つまり、被害の断片情報が被害の全体像に結び付けられる能力を養成することが重要である。

そのためには、平常時から、より詳細な地域の特性を把握した上で、災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や対策のシナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要である。これにより、災害対策本部の情報処理負荷が軽減され、災害初動期の対応や資源配分の決定に余裕を生むことになる。

さらには、日頃から防災と関係の薄い部局においても、大規模な災害発生時には災害対策本部の組織規定に基づき、災害応急対策活動を行うことになるので、これらの部局においても災害時の活動マニュアルを作成しておくことが必要である。

(4) 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当課の活動には限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当課に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

(5) 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

(6) 地域活動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、町民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日ごろから災害に備えておくことが大切である。

このため、町では、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める地域防災力の向上を展開するとともに、町民が安全に安心して暮らし活動することができる地域社会の実現に向け、町、町民、事業者、地域活動団体等と共に信頼関係を築きながら連携・協力し、町民一人一人による自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進するものとする。

3 災害直前及び発災後の活動目標

風水害等については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

また、被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

災害応急対策事項別の時系列行動計画については、第3章第1節において整理している。

活動区分	活 動 目 標
直前対応	<災害直前活動> ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やダム、せき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<初動体制の確立> ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 <生命・安全の確保> ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策

応急対応	<被災者の生活の安定> ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・通勤・通学手段・就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<地域・生活の回復> ・被災者のケア ・がれき、災害ごみ等の撤去 ・まち環境の回復 ・生活の再建
復興対応	<地域・生活の再建・強化> ・教訓の整理 ・まち復興計画の推進 ・まち機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

第 2 節 只見町の過去の災害記録

1 過去における災害の記録

発 生 年 月 日	災 害 名	被 害 状 況	被害総額(千円)
昭和 39. 7. 7	水 害	家屋浸水 200 戸 流失 3 戸 半壊 10 戸 橋梁流失 14 か所 道路決壊 16 か所 護岸決壊 47 か所 農業用施設 51 か所 田畑埋没 43ha 田畑土砂流入 50ha 田畑冠水 31ha	491,379
昭和 41. 7. 25	水 害	田畑埋没 31ha 田畑土砂流入 69ha 田畑冠水 230ha 橋梁流失 1 か所 農業用施設 13 か所	58,000
昭和 44. 8. 12	昭和 44 年 8 月豪 雨	家屋流失 13 戸 家屋全壊 17 戸 死者 1 名 学校災害 3 校 橋梁流失 13 か所 山崩れ 104 か所 田畑流失 20ha 田畑埋没 43ha 田畑土砂流入 20ha 田畑浸水 188ha 林道被害 122 か所	1,729,240
昭和 53. 6. 27	水 害	家屋床上浸水 4 戸 家屋床下浸水 19 戸 田冠水 29ha 畑冠水 9ha	118,000
昭和 54. 4. 27	水 害	家屋床下浸水 76 戸 田畑流失 34ha 田畑冠水 14ha	321,000
平成 16. 7. 13 7. 17	平成 16 年 7 月新 潟・福島 豪雨	家屋床上浸水 1 戸 家屋床下浸水 4 戸	472,226
平成 23. 7. 27 7. 29	平成 23 年 7 月新 潟・福島 豪雨	◇建物被害 全 壊 30 棟 大規模半壊 25 棟 半 壊 135 棟 床上浸水 50 棟 床下浸水 127 棟 ◇農地等被害 農地・農業用施設被害 ◇林業等被害 林道・治山等施設 ◇公共施設被害 道路 17 箇所、河川 7 箇所、橋梁 5 箇所、 町営住宅 29 戸、簡易水道施設 6 箇所、集落	13,313,146 (一般住宅分等 を除く)

発 生 年 月 日	災 害 名	被 害 状 況	被害総額(千円)
		排水施設 3 処理場 ◇企業等被害 商工業被害 (69 件)	
平成 29. 7. 18	平成 29 年 7 月梅雨前線豪雨	◇建物被害 家屋床下浸水 70 棟 土砂崩れによる一部壊 3 棟 ◇農地等被害 農地・農業用施設被害 ◇林業等被害 林道施設 ◇公共施設被害 道路 24 箇所、河川 15 箇所	527,845
令和元年 10.12 10.13	令和元年 東日本台風	◇建物被害 全壊 (敷地崩壊・流出) 1 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 2 棟 ◇農地等被害 農地・農業用施設被害 ◇林業等被害 林道施設 ◇公共施設被害 道路 3 箇所、橋梁 1 箇所、集落排水 1 箇所	

第 3 節 浸水想定区域図

1 伊南川浸水想定区域図

伊南川浸水想定区域図は、大雨が降ったことにより、堤防から水があふれたり、堤防が壊れた場合に想定される浸水の範囲やその深さを表したものである。

この計算に用いた雨の量は、概ね 50 年に 1 回程度起こる 190mm/2 日の降雨を前提とし、シミュレーションでは、想定を超える降雨や内水による氾濫（水はけが悪く浸水すること）は計算していないので、この図の浸水想定範囲以外でも浸水が発生する場合がある。

第 5 編資料編（別冊）を参照のこと。

2 洪水（土砂災害）ハザードマップ

洪水（土砂災害）ハザードマップは、以前のマップを平成 23 年 7 月の豪雨災害により被害を受けた箇所について、地域住民へのヒアリング及び現場調査を実施し、内容の更新を行った。

第 5 編資料編（別冊）を参照のこと。

第 4 節 調査研究推進体制の充実

1 町による調査研究体制

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握し、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるため、今後、地区別防災計画（マップ）等の作成を推進する。

2 自主防災組織等地域における取組

平成 23 年 7 月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日ごろから近所付き合いを大切にし、一人暮らしの老人や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくこと等が大切である。

このため、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加する等、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織等の組織を促進して、防災組織体制の充実に万全を期す。

1 町の防災組織（町民生活課）

町は、関係法令及び条例等に基づき、次の防災組織を設置する。

(1) 只見町防災会議

町は、防災会議を設置し、本計画に基づき、計画の具体的な実践と災害対策の推進を図るとともに、町及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

ア 設置の根拠

災害対策基本法第16条

イ 所掌事務及び組織

県防災会議に準じ、町の条例で定める。

(ア) 只見町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(イ) 只見町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(ウ) 只見町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧対策に関し、町、県、関係指定地方行政機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整を図ること。

(エ) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

(オ) (ア)～(エ)のほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

ウ 組織

只見町防災会議は、「只見町防災会議条例」（第5編資料編 1-2 参照）の規定により、構成される。

(2) 只見町災害対策本部

ア 設置の根拠

災害対策基本法第23条の2

イ 所掌事務

只見町地域防災計画の定めるところにより次に掲げる事務を行う。この場合において、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努める。

(ア) 町の地域に係る災害に関する情報を収集する。

(イ) 町の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を

作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 組織

ア 町災害対策本部の長は、町災害対策本部長とし、町長をもって充てる。

イ 町災害対策本部に、町災害対策副本部長、町災害対策本部員その他の職員を置き、町の職員又は町の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、町長が任命する。

ウ 組織

第3章第1節「応急活動体制」参照

(4) 只見町水防本部

水防法第3条に基づき設置し、町における河川の洪水等による水災を警戒し、防御する。

(5) 只見町豪雪対策本部

豪雪災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、豪雪対策本部を設置し、豪雪に対処するための必要な体制をとる。(組織体制等については、「只見町豪雪対策要項」によるものとする。)

2 自主防災組織（町民生活課）

(1) 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、地域住民が自ら防災活動の推進を図るため、集落等を単位として設置するものであり、町は、その組織の充実を図ることが義務づけられている。

(2) 組織編成

自主防災組織の編成及び活動内容は、本章第16節「自主防災組織の整備」のとおりである。

3 応援協力体制の整備（町民生活課）

(1) 県内市町村間の相互応援及び県外市町村との相互応援

町は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、あらかじめ隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした応援協定の締結を促進するとともに、大規模災害時に県内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との応援協定の締結も積極的に進めるものとする。

また、上記以外の市町村からの災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部的事項について、十分な検討を行っておくものとする。

(2) 防災関係機関との相互応援協定の締結等

防災関係機関との応援・協力活動等が円滑に行われるように、町は必要に応じて相互応援協定を締結するなど、その体制を整備する。また、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

ア 連絡体制の確保

(ウ) 災害時における連絡担当部局の選定

(エ) 夜間における連絡体制の確保

イ 円滑な応援要請

(ア) 主な応援要請事項の選定

(イ) 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

ウ 協定の締結状況

町では現在、次のとおり協定を締結しているが、今後さらに強化を図る。

○主な協定内容

名 称	協 定 先	協定年月日	応 援 の 種 類
南会津郡内町 村消防相互応 援協定	田島町、下郷町、 舘岩村、桧枝岐村、 伊南村、南郷村	昭和 40 年 4 月 1 日	水、火災、その他非常事態発生等の 防御のための応援隊の派遣
只見町金山町 昭和村消防相 互応援協定	金山町、昭和村	平成 12 年 5 月 26 日	
災害時におけ る相互応援に 関する協定	千葉県柏市	平成 17 年 7 月 23 日	○救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ○食料、飲料水及び生活必需物資並びにそ の提供に必要な資器材の提供 ○医療救護班の派遣、医療、防疫、施設の 応急復旧等に必要な機械、器具及び資材 の提供 ○救援及び復旧活動に必要な車両等の提供 ○ボランティアの斡旋 ○前各号に定めるもののほか、災害に際し 特に必要と認めて要請した事項
災害時におけ る相互応援に 関する協定	福島県西白河郡 矢吹町、西郷村、 泉崎村、中島村 福島県南会津郡 下郷町、檜枝岐 村、南会津町	平成 26 年 1 月 30 日	○大規模災害時の相互の効率的な対応 体制づくり ○食糧、飲料水、生活必需品の救援用物 資の提供及びあっせん ○車両等の貸与並びに応急対策用資機 材の提供及びあっせん ○被災者の一時収容のための施設の提 供及びあっせん ○救助及び応急復旧に必要な職員の派 遣 ○ボランティアの派遣 ○前各号に掲げるもののほか、特に要 請があった事項
災害時におけ る相互応援に 関する協定	新潟県三条市	平成 26 年 1 月 30 日	○食料、飲料水及び生活必需物資並び にその提供に必要な資機材の提供 ○住民の集団避難受入れ ○救助及び応急復旧活動支援に必要な 職員の派遣 ○被災者の救出、医療、防疫、施設の 応急復旧等に必要な資機材及び物資 の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両等の 提供 ○避難が必要な被災者の受入れ ○市役所又は町役場の機能確保のため に必要な施設・設備の提供 ○前各号に掲げるもののほか、特に要 請があった事項

名 称	協 定 先	協定年月日	応 援 の 種 類
災害時における相互応援に関する協定	新潟県魚沼市	平成 26 年 11 月 10 日	○食料、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供 ○住民の集団避難受入れ ○救助及び応急復旧活動支援に必要な職員の派遣 ○被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ○救援及び救助活動に必要な車両等の提供 ○避難が必要な被災者の受入れ ○市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供 ○前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
大規模災害時における「ふくしま災害時相互応援チーム」による相互応援等に関する協定	福島県、福島県内 59 市町村	令和 5 年 10 月 24 日	○福島県を中心とした福島県内全市町村で構成する人的派遣の相互応援ネットワーク

(3) 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じて協定締結機関との平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。

(4) 民間企業等との協力計画（協定）

町域内又は所掌事務に関する公共的団体、防災組織、民間企業・団体に対し、災害時における応急対策について、積極的な協力を得られるよう体制を整える。

第 2 節 防災情報通信網の整備

町及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、平常時から災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図る。

1 町防災行政無線の整備（町民生活課）

町では、住民に対する災害情報の提供、被害状況の収集伝達手段として、防災行政無線を導入し、運用している。また、戸別受信機についても町内全戸について設置済みである。

今後とも、施設・設備の定期的な点検整備・更新を行うとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努める。

2 情報収集・連絡体制の整備（町民生活課）

町は、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

- (1) 情報伝達ルート多重化及び庁内の情報収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努める。
- (2) 防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間・休日等においても対応できるように配慮する。
- (3) 災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関との協力体制を確保するため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

3 福島県総合情報通信ネットワークの概要（町民生活課）

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。

平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあっては、これらの一般通信の回線を統制して、迅速・的確な情報の収集・一斉指令等の機能を発揮する。

現行の通信網は、平成 10 年 4 月 1 日から運用を開始したが、更新時期を迎え、平成 21 ～ 24 年度の 4 か年事業で従来の通信機能を包含した福島県総合情報通信ネットワークの整備を行い、令和 6 年度から令和 7 年度にかけてに更なる強靱化と更新を行う。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡大・強化されている。

4 通信手段の周知（町民生活課）

(1) 町と関係機関間の連絡体制の周知

町は、通信連絡網を整備し、防災関係機関に対し、災害時に情報連絡を行うための災害対策本部等の連絡先を周知しておく。

(2) 住民への連絡体制の周知

町は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やスマートフォン、パソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておく。

第 3 節 気象等観測体制

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

また、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努める。

1 雨量観測施設（町民生活課）

本町における水防活動に必要とする雨量観測所は次のとおりである。

管理機関	観測所名	所在地	雨量計の種類	観測員名
気象庁	只見	南会津郡只見町大字只見字原地内	ロボット	福島地方気象台
福島県	要害山	南会津郡只見町大字只見後山 2476		福島県
福島県	黒谷	南会津郡只見町大字黒谷字阿弥陀堂地内		福島県
新潟県	浅草岳	魚沼市大字大白川新田字浅草山 国有林 216 林班ら 2 小班		新潟県
新潟県	六十里	魚沼市大字大白川新田字浅草山 国有林 216 林班ら 2 小班		新潟県
東北電力㈱	小林雨量	南会津郡只見町大字小林字日宮沢地内	テレメーター	会津制御所
電源開発	田子倉ダム	南会津郡只見町大字田子倉字菅目地内		田子倉電力所
電源開発	黒谷ダム	南会津郡只見町大字黒谷地内		田子倉電力所

2 水位観測所（町民生活課）

水位観測通報については、「只見町水防計画」の定めるところによる。

	河川名	量水標 地点	警戒水位	水 位 標 地 点	管理機関
1	黒谷川	黒 谷	1 . 2 0 m	万歳橋（水位計：阿弥陀堂橋）	福島県
2	伊南川	小 林	2 . 5 0 m	中ノ橋 右岸下流	福島県
3	伊南川	檜 戸	2 . 4 0 m	大和久	福島県
4	叶津川	中ノ平	1 . 5 0 m	叶津陸橋（水位計：中ノ平橋）	電源開発(株)
5	蒲生川	蒲 生	2 . 1 5 m	蒲生陸橋（水位計：蒲生測水所）	電源開発(株)
6	野々沢川	小 林	1 . 0 0 m	町道小林橋 左岸下流	福島県
7	布沢川	布 沢	1 . 2 0 m	高砂橋 橋脚（水位計：曾根橋）	福島県
8	塩ノ岐川	塩ノ岐	1 . 4 0 m	八幡橋 橋脚（水位計：八乙女橋）	福島県
9	伊南川	檜 戸	1 . 8 0 m	檜戸橋 橋脚（水位計：檜戸橋）	福島県
10	小川沢川	小 川	1 . 2 0 m	小川沢橋 橋脚右岸（水位計：待侘橋）	福島県
11	後田川	福 井	1 . 0 0 m	護岸 左岸三面張上流	福島県
12	白沢川	白 沢	1 . 0 0 m	護岸 左岸下流法梓上	福島県
13	天堂沢川	白 沢	1 . 0 0 m	天堂沢橋 上流落差工	福島県
14	田ノ口沢川	田ノ口	1 . 0 0 m	三瓶豊店わき 左岸（水位計：国道）	福島県
15	餅井戸沢川	入叶津	1 . 5 0 m	餅井戸橋 橋脚下流	福島県

3 積雪（雪量）観測所（町民生活課）

警戒雪量深…260cm

管理機関	観測所名	所 在 地	測定機	観 測 員 名
気 象 庁	只 見	南会津郡只見町大字只見字原地内	ロ ボ ッ ト	福島地方气象台
福 島 県	寄 岩	南会津郡只見町大字寄岩地内		福 島 県
只 見 町	只 見	南会津郡只見町大字只見地内		只 見 町

4 ダム諸量

ダム地点の諸量については、次のとおりである。

管理機関	ダム名	所在地	ダム諸量の種類	観測員名
電源開発	田子倉ダム	南会津郡只見町大字田子倉字菅目地内	貯水位・全流入量・全放流量	田子倉電力所
電源開発	滝ダム	大沼郡金山町大字滝沢地内	貯水位・全流入量・全放流量	田子倉電力所

第4節 災害別予防対策

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

1 水害予防対策（町民生活課・農林建設課・ダム事業者）

(1) 河川対策

ア 重要水防区域の把握

町内の河川を定期的に点検し、浸水、決壊等により災害の発生が予想される箇所を重要水防区域として指定し、その対応策について検討する。また、住民に対し、重要水防区域の所在について周知を図る。

イ 河川の改修等

定期点検等により、対策が必要と認められる箇所については、県の協力を得て、河川改修や施設の維持・補修等を実施する。

(2) ダムによる防災対策

只見川上流での異常降雨等による増水により、田子倉ダムからの放流などで、河川の水位が上昇し、町域が浸水した場合に備え、町は、平常時より田子倉電力所との情報連絡を密にし、上流部の気象情報や河川水位等の状況を把握するとともに、放流時の情報伝達体制及び住民への広報体制について整備しておく。

(3) 下水道対策

各集落における下水及び雨水を排除・処理するため、下水道施設の整備を推進するとともに、既存施設の維持・管理に努める。

(4) その他施設の維持・補修

町は、関係機関の協力を得て、次の対策を実施する。

ア 町道、林道にかかる橋梁の定期点検及び維持・補修

イ 農業用排水施設の定期点検及び維持・補修

ウ 老朽ため池の定期点検及び維持・補修

2 土砂災害予防対策（町民生活課・農林建設課）

(1) 土砂災害警戒区域等の把握・周知

ア 町は、国、県等関係機関の協力を得て、町域の土砂災害警戒区域等の所在を把握し、定期的に防災パトロール等を実施する。

イ 町は、防災マップの作成・配布、標識の設置、その他各種広報活動を通じて、住民に対し、土砂災害警戒区域等の所在及び避難場所等について周知を図る。

ウ 町は、警戒区域等内の住民の安全を確保するため、警戒区域等ごとに避難場所、避難路等を定めるなど、警戒避難対策を十分に検討し、定めておく。

(2) 土石流対策

町域における土砂災害（特別）警戒区域（土石流）については、第5編資料編 7-4 を参照のこと。

ア 町は、危険度の高い箇所から、土石流対策砂防事業の実施を県に要請する。

イ 県等関係機関と連携し、雨量観測体制の充実を図ることにより、危険地区内の住民への避難勧告・指示の基準設定等、避難体制の強化に努める。

(3) 地すべり対策

町域における地すべり土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）については、第5編資料編 7-1 を参照のこと。

ア 町は、危険度の高い箇所から、地すべり対策事業の実施を県に要請する。

イ 県等関係機関と連携し、雨量観測体制の充実を図ることにより、危険地区内の住民への避難勧告・指示の基準設定等、避難体制の強化に努める。

(4) 急傾斜地崩壊対策

町域における土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜）については、第5編資料編 7-2 を参照のこと。

ア 町は、危険度の高い箇所から、急傾斜地崩壊対策事業の実施を県に要請する。

イ 県等関係機関と連携し、雨量観測体制の充実を図ることにより、危険地区内の住民への避難勧告・指示の基準設定等、避難体制の強化に努める。

(5) 治山対策

町は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策を推進するため、危険度の高い地区から、山地治山、地すべり防止事業の実施を県に要請する。

(6) 森林整備対策

森林の荒廃が進んでいることから、町は、県の指導・協力を得て、森林組合及び森林所有者と一体となって森林整備を推進する。

(7) 宅地防災月間

ア 宅地防災月間

町は、県と連携し、宅地防災月間（5/15～5/31 及び 9/1～9/30）を中心に、防災パトロール、標識の設置、ポスターの設置等の活動を行う。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

町は、国、県と連携し、がけ地の崩壊等危険区域内の既存不適格住宅の移転について、指導・支援し、住宅移転の促進を図る。

第5節 雪害予防対策

降雪によって住民生活が著しく阻害されることを防止するため、降雪時における交通・通信の確保、建物の倒壊防止等の災害予防措置を定め、県と連携を図りながら、とるべき具体的計画を定めて雪崩災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

1 雪害予防体制の整備（町民生活課）

町は、「只見町豪雪対策要項」において、異常降雪、積雪時における警戒体制及び緊急体制を定めており、職員に対し、その周知徹底を図る。また、豪雪時には関係機関との連絡調整及び情報交換、要配慮者の支援その他の雪害対策を行うため、平常時よりその連絡体制（夜間・休日等における連絡窓口の確認等）を整備しておく。

2 雪崩危険箇所の指定、周知（農林建設課・町民生活課）

(1) 雪崩危険箇所の指定

雪崩対策事業の効率的実施のためには、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、既存資料の収集・整理のほか、県の協力を得て、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所（第5編資料編7-6参照）を指定する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

3 雪崩防止施設等の整備（農林建設課）

雪崩防止施設等の機能を十分に発揮できるよう、関係機関の協力を得て、発生区、走路、堆雪区の各位における勾配、地形、地質、雪崩の種類等の条件を考慮し、対象物及び被防護物により適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を図る。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、関係機関と協議し、雪崩防止林、階段工・予防柵等の雪崩予防施設を整備する。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、関係機関と協議し、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備を図る。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等は、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の施設を整備する。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的に整備・点検を行う。

4 道路交通確保対策（農林建設課）

(1) 除雪計画の策定

町は、毎年除雪計画を定め、除排雪体制を整備する。計画の策定に当たっては、町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

(2) 消雪施設等の点検整備

道路交通の確保のため、既存の消雪施設の点検整備を行う。

5 公共建築物の安全確保（各施設管理課）

- (1) 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪下ろしを行う。
- (2) 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行う。
- (3) 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行う。
- (4) 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るようにする。
- (5) 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。
- (6) 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行う。

6 一般建築物の雪害予防（農林建設課・保健福祉課・公民館）

(1) 住宅・建築物の安全性に対する周知

町は、所有者に対して建築物等の新築、改良工事等に際し、市街地の状況や敷地の状況等周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理について周知する。

(2) 克雪住宅の普及

核家族化や高齢化の進行に伴い、高齢者を中心とした雪下ろしによる事故が懸念される。今後、自力で屋根雪処理を行うことができない世帯はさらに増加するものと考えられ、雪下ろしの労働力確保も難しくなっている。

屋根雪荷重による家屋倒壊の防止対策としては、住宅の克雪化が最も有効である。このため、今後次の施策について検討していく。

ア 住宅の克雪化に対する補助制度や融資制度による支援

イ 住宅の克雪化に対する相談所等を設置し、情報提供等による普及啓発

(3) 豪雪地帯の要配慮者世帯に対する除雪援助

老人世帯等の要配慮者世帯に対し民生児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

また、これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう努める。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア 安全の確保を前提としたこまめな雪下ろし励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 非常時における出入り口の確保

7 豪雪地帯の教育条件の整備対策（教育委員会）

(1) 雪崩・落雪危険箇所の標識

通学路において雪崩や屋根からの落雪等の発生のおそれのある箇所については、事前に防止策を講ずるとともに、児童生徒にはっきりわかるよう標識を立て、う回路を通るような指導をする。

(2) 児童生徒の安全対策

- ア 学校においては、児童生徒に対して雪害に対する予備知識を与える。
- イ 各校長は、教育委員会と連携し、気象状況に留意し、早退・休校等の適切な処置をとる。

8 鉄道輸送の確保（ＪＲ東日本・福島県）

ＪＲ東日本及び福島県は、冬期間の鉄道輸送を確保するため、融雪用機材の整備・保守点検及び除雪要員の確保等について計画的な推進を図るものとする。

9 通信及び電力供給の確保（通信事業者・電力事業者）

関係機関は、通信及び電力供給を確保するため、雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図るものとする。

年２回以上、情報伝達訓練を実施し、情報伝達のスピード化、正確化を図る。

10 ライフライン施設の予防対策（ライフライン事業者）

関係機関は、除雪・積雪期においてもライフライン施設の機能を確保できるよう、平常時において、雪害に強い施設の整備を図るものとする。

また、降雪・積雪期においては、施設の巡回点検、整備を行い、電線の雪中埋設や風雪による電線の切断等、停電等の事態を未然に防ぐよう努めるものとする。

11 救済体制の整備（町民生活課・保健福祉課）

(1) 孤立集落の防止

ア 実態の調査と救助計画の策定

町は、孤立化のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため調査を行うとともに、万一に備え、救助計画を策定しておく。

イ 機能の維持

町は、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行う。

ウ 連絡体制の整備

町は、関係機関と連携し、孤立化のおそれがある集落と役場との通信を確保するため、

連絡体制の整備に努める。

消防、警察等は、有線施設の障害に備え、防災無線等を活用できる体制を確保する。

エ 救急、救助計画の整備

消防、警察等は、急病人の発生や雪崩等の災害発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。

町は孤立化のおそれがある集落のヘリポート適地を選定し、除排雪計画の策定に努めるなど受入れ体制を整備しておく。

オ 生活必需品の確保

町は、孤立化のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

(2) ボランティアの活動支援

ア 体制

町は、ボランティアの受入れ体制として、「第 16 節 2 ボランティアの連携体制の整備」に定める体制を整備する。

イ 受入れ

ボランティアは町及び町社会福祉協議会で協議し必要に応じて募集するものとし、受入れ窓口は、町及び町社会福祉協議会が協議して一本化に努める。また、県はこれを広報等により支援する。

(3) 避難行動要支援者の安全確保

ア 避難行動要支援者の情報把握と共有

町は、降雪期前に避難行動要支援者名簿に基づき、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら個別訪問等を行い、支援を必要とする避難行動要支援者の情報を収集し、支援内容の把握等に努める。

イ 避難行動要支援者の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、町は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。

また、町は一人一人の避難行動要支援者に対して安全確保や複数の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）を定めるなど、避難支援対策の整備に努める。

なお、降積雪期に、町は定められた避難行動要支援者へ定期的に個別に訪問し、積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、支援者との情報共有に努める。

必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪協力等を行う。

12 広報活動（町民生活課・総務企画課）

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるためには、町民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努める。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するため事前の注意喚起に努める。

このため、町をはじめ各防災関係機関は、町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

(2) 町民に対する防災知識の普及

町は、町民に対し、食料・飲料水等の備蓄（最低3日間、推奨1週間程度の最低限の生活を確保できるよう緊急生活物資）を行うとともに、非常食を含む非常持出品を準備する。、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に除排雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する。

(3) 観光客等に対する防災意識と対策

豪雪により移動が困難になった時などの対策として、宿泊者や一時滞在者への配慮と対策を宿泊事業者に協力を要請する。

第 6 節 火災予防対策

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等を実施する。

1 消防力の強化（町民生活課）

(1) 消防力の強化

町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防機械等の整備に当たっては、毎次計画を立て、国庫補助制度等を活用して充実強化を図る。また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図る。

(2) 消防水利の整備

消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、湖沼等の自然水利の確保により、消防水利の適正な配置を図る。

(3) 救助体制の整備

町は、自主防災組織等を活用して、救助用資機材の整備に努めるとともに、訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

また、消防本部は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備するとともに、各種災害に対応できるよう訓練の充実を図る。

2 広域応援体制の整備（町民生活課）

(1) 広域応援体制の整備

町及び消防本部は、隣接町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図る。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

県は、消防組織法第 44 条の 1 の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続きについて、町は応援を受ける場合を想定した受援計画等の策定を図る。

3 火災予防対策（町民生活課）

(1) 火災予防思想の普及啓発

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町及び消防本部は、春・秋の全国火災予防運動や山火事予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

(2) 住宅防火対策の推進

町及び消防本部は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅

用防災機器等の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭については、優先的に住宅防火診断等を実施する。

(3) 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、消防本部は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

4 初期消火体制の整備（町民生活課）

(1) 消火器等の普及

町及び消防本部は、火災発生時における初期消火の実行性を高めるために、各家庭における消火器、住宅用火災警報器の普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

町及び消防本部は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会等を通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(3) 家庭での初期消火

町及び消防本部は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発・指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

5 火災拡大要因の除去計画（農林建設課）

(1) 道路等の整備

町は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急通路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

(2) 建築物の防火対策

町は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については広報等により不燃及び耐火建築について啓発・指導する。

第 7 節 建造物及び文化財災害予防対策

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、災害に強いまちづくりを行う。

1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策（農林建設課）

(1) 公共建築物の安全性の向上

公共建築物は、不特定多数の者が利用する施設であるとともに、災害時には避難所として、又は災害対策活動の拠点として利用する施設である。このため、町は、定期的に施設の点検・整備を実施し、問題のある施設についてはその都度修理、改修を行う。

(2) 一般建築物の安全性の向上

ア 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

イ 災害危険地区等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。

また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を利用し、移転を促進する。

(3) 工作物等の倒壊防止

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等について指導する。

2 文化財災害予防対策（教育委員会）

(1) 文化財保護思想の普及啓発

住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、町は、文化財保護強化週間（11月 1 日～7 日）及び文化財防火デー（1 月 26 日）等の行事を通じて、住民の防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 訓練の実施

町は、消防本部及び文化財所有者・管理者等と協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練又は図上訓練を随時実施する。

町内の文化財

種 別		指定年月日	名 称	所在地
国指定	重要文化財（建造物）	S38.7.1	成法寺観音堂	梁 取
	〃	S47.5.15	旧五十嵐家住宅	叶 津
	重要有形民俗文化財	H15.2.20	会津只見の生産用具と仕事着コレクション	大 倉
	特 別 天 然 記 念 物	S30.2.15	カモシカ	全 域
	天 然 記 念 物	S40.5.12	イヌワシ	〃
	〃	S45.1.23	オジロワシ	〃
	〃	S50.6.26	ヤマネ	〃
県指定	重要文化財（彫刻）	S30.2.4	木造聖観音菩薩坐像	梁 取
	〃（建造物）	S48.3.23	旧長谷部家住宅	叶 津
	〃（古文書）	H17.3.18	長谷部家文書	〃
	〃（工芸品）	H11.3.30	五十嵐家旧蔵鰐口	只 見
	重要無形民俗文化財	H18.4.7	小林・梁取の早乙女踊と神楽	小 林 梁 取
	天 然 記 念 物	S36.3.22	比良林のサラサドウダン	大 倉
	史 跡	S62.3.27	窪田遺跡	〃
	重要文化財（典籍）	H30.4.6	神皇正統記 只見本	黒 谷
	〃	R3.4.27	只見町の龍蔵院・吉祥院 修験道聖教典籍 附 版本	檜 戸 只 見
町指定	重要文化財（彫刻）	H14.4.23	銅造阿弥陀如来坐像	黒 谷
	〃	H14.4.23	銅造釈迦如来坐像	〃
	〃	H17.3.30	木造阿弥陀如来坐像	〃
	〃	R2.4.21	木造虚空蔵菩薩坐像	梁 取
	〃	R2.4.21	木造虚空蔵菩薩立像	梁 取
	〃（工芸品）	H14.4.23	刺繍阿弥陀三尊種子懸幅	黒 谷
	〃（古文書）	H13.4.23	山内家の伊達政宗知行安堵朱印状	梁 取
	〃（歴史資料）	H29.6.23	成法寺観音堂木製巡礼納札	只 見
	〃（典籍）	R2.4.21	瀧泉寺聖教典籍文書類（745点）	黒 谷

種	別	指定年月日	名 称	所在地
町 指 定	重 要 文 化 財 （ 典 籍 ）	H13. 4. 23	塩沢の製塩図および説明書	塩 沢
	史 跡	S58. 4. 1	河井継之助の墓	塩 沢
	〃	S59. 9. 10	布沢木地師集落跡	布 沢
	天 然 記 念 物	S58. 4. 1	アカミノアブラチャン	長 浜
	〃	S61. 1. 23	大曽根湿原	梁 取
	〃	H14. 4. 23	石伏旧若宮八幡神社の大クリ	石 伏
	〃	H14. 4. 23	黒谷川の大コブシ	黒 谷

第 8 節 緊急輸送路等の指定

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されてはじめて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

1 緊急輸送路等の指定（総務企画課）

地域内における緊急輸送確保のため、県の指定する緊急輸送路に合わせて緊急輸送路、ヘリコプター臨時離着陸場及び緊急支援物資や資材、災害派遣医療チーム等受入拠点を指定する（第 5 編資料編 6-1・6-2 参照）。

緊急輸送路は、福島県の指定により一般国道 252 号、一般国道 289 号、次いで県道とする。

2 緊急輸送路等の整備（農林建設課）

- (1) 前記 1 により指定した緊急輸送路等については、県の協力を得て、計画的に整備をする。
- (2) 緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

3 緊急通行車両の事前届出制度（町民生活課）

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

第9節 避難対策

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図る。

1 避難計画の策定（町民生活課・農林建設課、保健福祉課、公民館）

町は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化や、県外も含めた市町村間を越えた広域避難の際のコミュニティを維持しながらの避難先の指定についても考慮する。

- (1) 高齢者等避難を発令する基準
- (2) 高齢者等避難の伝達方法
- (3) 避難指示を発令する基準
- (4) 避難指示の伝達方法
- (5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- (6) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (7) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア 給水措置
 - イ 給食措置
 - ウ 毛布、寝具等の支給
 - エ 衣料、生活必需品の支給
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (8) 指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難所の管理者（原則として町職員を指定）及び運営方法
 - イ 避難収容中の秩序保持
 - ウ 避難者に対する災害情報の伝達
 - エ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - オ 避難者に対する各種相談業務
 - カ ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
- (9) 指定避難所の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給食施設
 - ウ 給水施設
 - エ 情報伝達施設
 - オ トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
 - カ ペット等の保管施設

(10) 要配慮者に対する救援措置に関する事項

- ア 情報の伝達方法
- イ 避難及び避難誘導
- ウ 避難所における配慮等
- エ 老人ホーム等の活用等

なお、要配慮者に対する救援措置については、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等との連携についても考慮するものとする。

(11) 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- ア 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- イ 標識、誘導標識等の設置
- ウ 住民に対する巡回指導
- エ 防災訓練の実施 等

2 指定緊急避難場所の指定等（町民生活課）

町が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第 49 条の 4 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きを行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

ア 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、居住者等に開放され、救助者等の受入に供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

イ 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。但し次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

（ア）当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

（イ）洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

ウ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

（ア）延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

（イ）学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

(2) 管理者の同意

町長は、指定緊急避難場所を指定しようするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

(3) 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

3 指定避難所の指定等（町民生活課）

町が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第 49 条の 7 の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

(1) 指定避難所の指定

町長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

イ 速やかに被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

オ 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

カ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

（ア）指定避難所における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 4 平方メートル以上とする。

（イ）指定避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。

（ウ）指定避難所は、崖くずれや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

（エ）原則として耐震構造（昭和 56 年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

(2) 管理者の同意

町長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

(3) 知事への通知等

町長は、指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

(4) 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届けるものとする。

(5) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点（町民生活課）

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(1) 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに収容するための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

(2) 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

5 避難路の選定（町民生活課・農林建設課）

避難路の選定基準等はおおむね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

6 避難場所、避難所、避難路及び避難指示方法等の居住者等に対する周知（町民生活課）

町は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めら

れる土地の区域を表示した図面

(2) 災害に関する情報伝達方法

(3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

7 学校、病院等施設等における避難計画（教育委員会・朝日診療所・福祉施設等管理者）

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれ作成する消防計画において、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難対策の万全を図る。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難誘導責任者及び補助者

エ 避難誘導の要領及び措置

オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法

カ 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等

キ 避難者の確認方法

ク 児童生徒の父母又は保護者等への引渡方法

ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておく。

ア 避難実施責任者

イ 避難の順位

ウ 避難誘導責任者及び補助者

エ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）

オ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法

カ 避難所及び避難経路の設定並びに収容方法

キ 避難先は、他の施設等への措置替えについても検討すること

ク 避難者の確認方法

ケ 家族等への連絡方法

(3) 病院における避難計画

病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び病院周辺の安全な避難場所及び避難所についての通院患者に対する周知方法等についてあらかじめ定めておく。

(4) その他の防災上重要な施設の避難計画

不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておく。

(5) 広域避難計画

病院や社会福祉施設等の管理者は、町外も含めた町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めることとし、町や関係団体は、その策定に助言や協力、調整を行う。

第 10 節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと、広域的な医療体制を整備する。

また、災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、被災地における防疫体制を確立する。

1 医療（助産）救護体制の整備（朝日診療所・町民生活課）

(1) 初期医療体制の整備

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処できるよう、平常時から自主防災組織の活用をはじめ、次により初期医療体制の整備を推進する。

ア 救護所の措置箇所を定め、住民に周知を図る。

イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

ウ 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。

エ 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 医薬品、医療資機材の整備

町は、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県の指導を得て調達計画を策定し、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等の確保に努める。

(3) 傷病者等搬送体制の整備

ア 搬送手段の確保

町及び消防本部等は、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の輸送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保しておく。

イ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離着陸場の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立しておく。

2 防疫体制の整備（保健福祉課）

(1) 防疫・保健計画

防疫用薬剤及び資機材の備蓄・調達計画を作成する。

(2) し尿処理・清掃活動体制の確保計画

ア 仮設トイレの調達先を確保し、あらかじめ協議しておく。

イ ごみの臨時集積場所を指定する。

ウ 清掃のための資器材について準備する。

第 11 節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、備蓄の推進等により、食料、生活物資等の緊急物資の確保に努める。

1 食料、生活物資等の調達及び確保（町民生活課）

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活物資等の確保について平常時から次の措置を行う。

(1) 被災者等に対し物資を迅速に供給するため、必要な物資（食料・飲料水・その他生活に必要な用品等）を最低 3 日間以上分備蓄しておく。備蓄に当たっては、避難場所の位置を考慮した分散備蓄について配慮するとともに、備蓄拠点を設けたり、指定避難所等に最低限の備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

(2) 流通在庫の把握・確認、物資保有者との調達に関する協定の締結等により、物資の調達経路を確保する。

(3) 住民及び自主防災組織に対し、緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

ア 最低 3 日間、推奨 1 週間程度の最低限の生活を確保できるよう緊急物資の備蓄を行うとともに、非常食を含む非常持出品を準備する。

イ 自主防災組織等を通じて、緊急物資の共同備蓄を進める。

2 飲料水の確保（町民生活課）

被災者 1 人 1 日 3 リットルに相当する量を目標に、応急飲料水及び応急給水資機材の整備に努めるとともに、住民に対し、必要な知識の啓発を図る。

(1) 応急飲料水の確保

ア 水源の多元化、施設の多系統化等、水道施設の整備に努める。

イ 平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について検討するものとする。

ウ 防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対し、最低 3 日分、推奨 1 週間の食料・飲料水等の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(2) 資機材等の整備

応急給水用として、給水タンク、ろ過装置、滅菌装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努める。

3 物資等輸送力の把握（総務企画課）

(1) 一般物資輸送力の把握

町は、災害発生時に緊急支援物資等の輸送を行うトラックの台数や輸送事業者など、町内の輸送事業者を通じて輸送力の把握に努める。

(2) 燃料輸送力の把握

町は、災害発生時に需要が急増するガソリンや灯油等の輸送を確保するため、町内の燃料

小売り事業者を通じて車両等の台数など輸送力の把握に努める。

4 防災資機材等の整備（町民生活課）

(1) 防災資機材の整備

町は、災害時に必要となる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、防水シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

また、長期間の避難者受入が可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努める。

(2) 備蓄倉庫等の整備

町は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努める。

第 12 節 防災教育

町及び関係機関は、各所属職員をはじめ、住民等に対し災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

1 住民等に対する防災知識の普及（町民生活課・教育委員会・公民館）

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する一般的知識
- (イ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (エ) 食料・飲料水の備蓄に関する知識
- (オ) 避難所、避難路、災害危険箇所、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常時持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 動画、DVD等の利用
- (ウ) 広報車の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、研修会等において実施する。また、文化財や町並みを災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防火指導を行い、防火知識の普及を図る。

(3) 事業所への啓発

町は、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスをを行うよう努める。

(4) 地域防災力の向上

町は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、ハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するなどして、地域全体の防災力の向上を図る。

2 防災上重要な施設における防災教育（町民生活課）

町及び防災関係機関は、医療機関、社会福祉施設、旅館等の不特定多数の者を収容する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図る。

3 全ての職員に対する教育・研修・訓練（総務企画課・町民生活課）

- (1) 町は、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を活用して、次の事項について周知徹底を図る。

- ア 気象災害に関する基礎知識
- イ 災害の種別と特性
- ウ 只見町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- エ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- カ 家庭及び地域における防災対策
- キ 防災対策の課題

- (2) 職員は、防災に関する講習会・講演会や防災訓練等、地域の防災活動に率先して参加しなければならない。

4 学校教育における防災教育（教育委員会）

(1) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫する。

また、一般住民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

(2) 教科等による防災教育

教科等においては「特別活動」、「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

(3) 教職員に対する防災研修

町教育委員会は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

応急手当の実践的スキル修得の指導を消防署（応急救命講習会）と連携して教職員に対して行う。

5 災害教訓の伝承（町民生活課）

(1) 災害教訓の収集、公開

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第 13 節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮するものとする。

1 総合防災訓練（町民生活課）

- (1) 町は、町単独又は他の市町村との合同により、防災訓練を毎年実施するように努める。
- (2) 訓練では次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定し、住民参加型の実践的な訓練を行う。また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

訓練の実施にあたっては、多数の住民等が参加できるような日程の設定に努める。

- ア 非常召集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集発信、被害状況調査、広域応援要請
- イ 火災、救急・救助等の通報、救助活動、避難誘導（要配慮者誘導を含む）
- ウ 地域住民による初期消火、消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- エ 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受入れ
- オ 交通規制、道路等の障害物除去、無線通信
- カ 上下水道施設応急復旧、水質検査
- キ 救援物資緊急輸送及び受入れ・仕分け 等

2 個別訓練（町民生活課）

町及び防災関係機関は、前記 1 の防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。

(1) 水防訓練

水防活動に必要な知識と水防作業の指導、さらに情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るため、水防訓練を実施する。

(2) 通信訓練

大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、衛星携帯電話、無線、電子メール、SNS などの多重化した通信手段及び非常用電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。

また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、福島地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(3) 動員訓練

災害時における職員の動員を迅速に行うため、動員訓練を適宜実施する。

また、勤務時間外における非常参集訓練の実施についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

町は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の召集、被災現場に派遣した情報連絡員（リエゾン）との連絡等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運用訓練

町は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び集落、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運用訓練を実施する。

(6) その他の訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

3 訓練の評価と地域防災計画への反映（町民生活課）

訓練の実施後においては、本計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

4 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練（町民生活課・公民館）

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施する。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災活動により、町、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

ア 自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

イ 訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

ウ 自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関係機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

ア 町は、住民1人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

イ 住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等の防災行動の継続的な実施に努める。

第 14 節 自主防災組織の整備

災害発生の防止、又は災害発生時における被害の軽減を図るためには、町、県及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

1 自主防災組織の育成指導（町民生活課・公民館）

- (1) 町は、自主防災組織の配置及び自主防災活動の充実を促進するため、住民に対し自主防災組織の必要性等について積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を通じて住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努める。
- (2) 町は、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努める。

2 自主防災組織の編成基準（町民生活課）

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、集落等の単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 地域の実情を踏まえ、適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に位置づける。

3 自主防災組織の活動（町民生活課）

(1) 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ地区防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

ア 各自の任務分担

イ 地域内での危険箇所

ウ 訓練計画

エ 各世帯への連絡系統及び連絡方法

オ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法

カ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法

キ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

(2) 日常の自主防災活動

ア 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから集会、各種行事等を活用して、非常時持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを理解し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

イ 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速かつ適切に対処するためには、日ごろから実践的な各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、町及び消防本部等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

(ア) 災害情報の収集伝達訓練

災害時における町や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

(ウ) 救出、応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防本部が到着するまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防本部等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

(エ) 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用した炊き出し方法、配給方法などについて習熟を図る。

(オ) 避難訓練

各家庭の非常時持出品を準備するとともに、秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

(カ) 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、町との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

ウ 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時の活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備える。

4 企業防災の促進（町民生活課）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、町内各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

このため、町は、率先して只見町事業継続計画（BCP）を策定する。あわせて事業継続計画（BCP）を策定する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

5 地区防災計画の作成（町民生活課）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第 15 節 要配慮者対策

町及び社会福祉施設及び要配慮者関連施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町地域防災計画において定めるよう配慮者支援計画（保健福祉課・町民生活課）

(1) 町地域防災計画において定める事項

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、以下の事項を記載した名簿及び個別計画等を作成する。

- ア 避難支援等関係者となる者の氏名、性別、血液型、生年月日、住所、連絡先
- イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の掲載区分
- ウ 名簿作成に必要な個人情報
- エ 避難支援者氏名、連絡先
- オ 避難行動要支援者の住居の位置情報（略図）

2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供（保健福祉課）

町は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておくものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に際し町が必要と認める事項

(2) 要配慮者の情報利用等

町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

また、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 名簿情報の提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めると

ころにより、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し名簿情報を提供するものとする。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

(4) 名簿情報の提供における配慮

町は、名簿情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(5) 秘密保持義務

名簿情報の提供を受けた者（法人の場合はその役員）は若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 個別計画の策定（保健福祉課）

町は、民生児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や集落、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

各要配慮者利用施設においては、避難確保計画の作成、避難確保計画作成（変更）の町長への報告、避難訓練の実施、避難訓練実施結果の町長への報告を行う。計画作成及び品訓練実施に際しては町が支援する。

4 社会福祉施設における対策（保健福祉課）

(1) 施設等の整備

社会福祉施設については、利用者が寝たきり高齢者や障がい者（児）等であり、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、施設そのものの安全性を高めることが重要である。

(2) 組織体制の整備

ア 施設利用者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。特に、夜間における消防本部等への通報・連絡や入所者の避難誘導体制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難である等悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

イ 施設管理者は、町との連携のもとに、社会福祉施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど施設が被災した後の対応についても検討しておく。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、緊急通報システム（消防本部への通報装置）を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確認するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災協力・防災訓練の充実

ア 施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害時に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

イ 施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

5 在宅者に対する対策（町民生活課・保健福祉課）

(1) 情報伝達体制の整備

町は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずる。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

(3) 支援体制及び避難用器具等の整備

町は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生委員、集落、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から共有し、一人一人の避難行動要支援者に対してできるだけ複数の避難支援等関係者を定める等、個別計画の策定に努めるものとする。

特に発災初期においては、防災関係機関の対応が著しく制限されることから、集落、自主防災組織等において地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、町は、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

6 外国人に対する防災対策（保健福祉課）

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示

(3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

7 避難所における要配慮者支援（保健福祉課）

(1) 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

町が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、ユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めておくものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の指定

町は、保健福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等と連携を図り、災害時に人的支援が得られるような受入体制を構築する。（第5編資料編4-3参照）

第 16 節 ボランティアとの連携

大規模災害発生時においては、ボランティアによる救援活動が発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、平常時からボランティアの受入体制を整備するとともに、個人あるいは地域や事業所、自主防災組織など、幅広い支援・協力体制の確保に努める。

1 ボランティア団体の把握、登録等（保健福祉課・社会福祉協議会）

ボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望する多くのボランティアからの申し出が予想される。

町は、ボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりに努める。

- (1) 町は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように、日本赤十字社(奉仕団)や社会福祉協議会などと連携を図りながら、ボランティア団体及び専門的な知識、技能をもつボランティアの把握に努める。
- (2) 町は、ボランティア活動が組織的に行うことができるよう、平常時から啓発や訓練、コーディネーターの育成等を通じて、その中核となるボランティアリーダーの養成に努める。

2 ボランティアの連携体制の整備（保健福祉課・社会福祉協議会）

(1) 町からの情報共有

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、町は、あらかじめ災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報の共有に努める。

(2) コーディネート体制の整備

町は、社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備しておく。この場合において、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、町の行う災害応急対策の支障となること、また自発性にもとづくボランティアの特性を阻害することとも考えられるので、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

また、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておく。

(3) ボランティア活動保険

町は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及啓発を図る。

3 ボランティアの種類（保健福祉課・社会福祉協議会）

ボランティア活動には、自分の時間と労務を被災地に提供することを主目的とする一般ボランティアと、専門知識、技能を有する専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格をもつ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは介護職等の経験をもつ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務に知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

町は、上記の専門職ボランティアやボランティアコーディネーターなどを社会福祉協議会や関係団体と連携し、育成していく。町は、下記の分野を中心として、関係団体等と連携して、ボランティア意識の醸成、災害ボランティア活動の普及・啓発を図るとともに、災害時には多様な連携が必要であることから、災害時の受入れ体制について検討を行うものとする。

- (1) 一般・福祉ボランティア
- (2) 高齢者支援ボランティア
- (3) 障がい者支援ボランティア
- (4) 救助・救急ボランティア
- (5) アマチュア無線

第 17 節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力に積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

1 自治体間の相互応援協力（総務企画課・町民生活課）

(1) 県内市町村間の相互応援協定

市町村間の相互応援協定については、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間で相互応援の協定も検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

友好都市、交流都市、文化交流などで県外の市町村との既存の交流関係が確立している場合は、職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入などが有効であるため、県外市町村との災害時の相互応援協定が未締結である市町村においては、協定締結を促進する。

2 民間事業者・団体との災害時応援協定（交流推進課・総務企画課）

(1) 食料、生活必需品等の供給

町は、農業協同組合、米穀取扱業者等と災害時の食用米の供給に関する協定の締結に努めるとともに、スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等など、店舗や流通に在庫を有する企業等とも食料や生活必需品の供給に関する協定を検討する。災害発生後の時間経過により、被災者のニーズが変化していくため、そのニーズに応じた物資の調達を進めるものとする。

(2) 物流、物資配送等の災害対応業務

町は、民間の倉庫を支援物資の受け入れ拠点として位置づけ、事業者には物資の管理、支払い、運送業務を委託するため、運送事業者と災害時応援協定の締結を進める。

(3) 燃料等の確保

町は、災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送のための車両の燃料確保、防災拠点施設の自家発電用燃料を確保するため、県と連携してガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、町内石油取扱い業者との災害時応援協定を締結し、災害発生時の燃料の確保、安定供給のための体制及び災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油の体制を整備する。

3 応援協定の公表（総務企画課）

町は、民間事業者、団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

4 連絡体制の整備（町民生活課）

町は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に進められるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。また、協定締結先においては、災害発生時に町からの支援要請があった場合に速やかに対応できるよう、平常時から支援体制を整備するとともに、連絡の訓練実施に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制（全班）

防災関係機関は、町内の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

1 災害応急対策の時系列行動計画

(1) 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、町、防災関係機関、並びに町民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各課・各班における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応する。

(2) 初動対応において重要な対策

町民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおり。

ア 災害発生後 1 時間以内

(ア) 住民への速やかな避難指示、誘導

(イ) 災害対策本部の設置、本部員会議の開催、町長メッセージ発出

(ウ) 通信連絡網の確立

(エ) 被害情報の収集・発信

イ 災害発生後 3 時間以内

(ア) 自衛隊、消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による自治体、県知事等への応援要請

(イ) 避難所の開設、応急給水開始

(ウ) 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保

(エ) 各種公共施設の安全対策

ウ 災害発生後 6 時間以内

(ア) 広域援助体制による救助活動

(イ) 応急復旧作業

(ウ) 被害情報とともに安心情報の発信

(エ) 広域避難の調整

(3) 時系列行動計画

	災害応急対策業務	担当班	災害発生後1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害対策本部体制	本部班	・災害対策本部の設置 ・会場設営 ・関係機関への通知 ・県との連絡体制設置 ・第1回本部員会議開催	・2回本部員会議開催（以降、適時開催）	
2	情報連絡	本部班	・ホットラインによる情報収集	定期的な情報収集	
3	職員の動員	総務広報班	・職員全員登庁 ・指定職員参集 ・職員の安否確認 情報発信	・定期的な情報発信	
4	災害情報収集伝達	総務広報班	・各班への災害情報伝達	・定期的な被害報告	
5	通信の確保	本部班 総務広報班	・県総合情報通信ネットワーク ・N T T に回線増設依頼	・使用可能な通信手段の通知	・アマチュア無線協力要請 ◆伝言ダイヤル等活用周知
6	相互応援協力	調整班		・協定にもとづく応援要請	・広域応援受入準備
7	広報計画	総務広報班	・町長緊急メッセージ	・被害即報マスコミ提供	・安心情報適時提供
8	ホームページ・メール、SNS等	総務広報班	・緊急速報メール、SNS等による避難指示、情報発信	・災害対応ホームページ掲載 ・災害情報の掲載	
9	消防活動	消防団・自主防災組織	・地域による初期消火活動	・県内広域応援による消火活動	・緊急消防援助隊による消火活動
10	救助・救急	自主防災組織 福祉班	・地域による救急活動	・県内広域応援による救急活動	
11	自衛隊災害派遣	調整班	・派遣要請依頼の準備	・自衛隊派遣要請依頼 ・受入体制、作業計画作成	
12	避難・避難所	本部班 避難所班	・避難指示・勧告 ・住民への周知 ・避難所の確保	・避難所開設、周知、受入れ	・県等への避難所設置報告
13	医療救護	医療班	・診療所施設被災状況収集	・薬品等の調達要請	◆DMAT活動開始
14	道路の確保	土木班	・道路等被害状況収集	・道路開通状況広報 ・緊急輸送路路啓開作業	
15	緊急輸送	総務広報班		・運用車両把握と確保	・避難者等の輸送
16	防疫及び保健	本部班		・防疫本部設置	・防疫活動実施
17	ペット救護	本部班			・獣医師会等への支援要請
18	廃棄物処理	本部班			
19	救援対策（食料、生活必需品）	本部班		・応急給水	・食料必要数収集
20	救援対策（トイレ、入浴）	本部班			・仮設トイレ等の調達要請
21	救援物資、義援金受付	避難所班		・個人等物資受入れ辞退の周知	
22	建物応急危険度判定	土木班			・被災地区の建物把握
23	仮設住宅建設	土木班	24時間以内に仮設住宅必要戸数の把握		
24	災害相談窓口	総務・広	24時間以内に窓口開設		

		報 班			
--	--	-----	--	--	--

・：町 ◆：関係機関・企業

	災害応急対策業務	担 当 班	災害発生後 1 時間以内	3 時間 以内	6 時間 以内
25	遺体の 捜 索 等	本部 班			・ 捜 索 活 動 開 始
26	上 水 道 応 急 対 策	土 木 班	・ 被 害 状 況 調 査	・ 状 況 広 報	・ 日 本 水 道 協 会 へ の 要 請
27	下 水 道 応 急 対 策	土 木 班			
28	電力施設応急対策	事 業 者	◆ 被 害 状 況 調 査	◆ 状 況 広 報 ◆ 応 急 復 旧 作 業	
29	LP ガス施設応急対策	事 業 者	◆ 被 害 状 況 調 査	◆ 状 況 広 報 ◆ 応 急 復 旧 作 業	
30	鉄道施設の応急対策	J R ・ 福 島 県	◆ 被 害 状 況 調 査	◆ 運 行 状 況 広 報	◆ 応 急 復 旧 作 業
31	電気通信施設の応急 対策	N T T 東 日 本	◆ 被 害 状 況 調 査 ◆ 災 害 有 線 電 話 確 保		
32	放 送 施 設 応 急 対 策		◆ 被 害 状 況 調 査	◆ 災 害 情 報 発 信	
33	道 路 応 急 対 策	土 木 班		・ 緊 急 道 路 復 旧 作 業 ・ 交 通 規 制	・ 緊 急 通 行 路 情 報 広 報
34	河 川 管 理 施 設 応 急 対 策		・ 水 防 警 戒 ・ 被 害 状 況 調 査	・ 危 険 箇 所 安 全 対 策	・ 応 急 復 旧 作 業
35	ダム施設対策	事 業 者	◆ 臨 時 点 検	◆ 危 険 箇 所 安 全 対 策	◆ 応 急 復 旧 作 業
36	公 共 建 築 物	土 木 班	・ 被 害 状 況 調 査	・ 危 険 箇 所 安 全 対 策	・ 応 急 復 旧 作 業
37	児 童 生 徒 保 護 、 応 急 教 育	子 ども 未 来 班	・ 安 全 な 避 難 ・ 被 害 状 況 調 査	・ 保 護 者 へ の 引 き 渡 し ・ 避 難 所 受 入 れ 準 備	
38	文 化 財 応 急 対 策	文 化 ス ポー ツ 班		・ 被 害 情 報 収 集	
39	要 配 慮 者 対 策	福 祉 班	・ 被 害 状 況 調 査 ・ 地 域 に よ る 要 配 慮 者 へ の 声 かけ 、 避 難 誘 導	・ 福 祉 避 難 所 運 営	・ 避 難 状 況 把 握
40	ボランティア連携	福 祉 班			◆ ボランティア 相 談 窓 口 設 置
41	災害救助法の適用	本 部 班	・ 適 用 の 検 討	・ 県 へ の 報 告	

・：町 ◆：関係機関・企業

2 町の活動体制（災害対策本部の設置）

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び只見町災害対策本部条例に基づき、只見町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	1 次の各警報の1以上が発表され被害が予想される場合において、本部長が指示したとき。 (1) 大雨警報、(2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報、(4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) その他被害発生のおそれのある気象情報 2 特別警報が発表されたとき。 3 伊南川（櫛戸橋）の水位が避難判断水位に達したとき。 4 その他必要により本部長が指示したとき。
廃止基準	① 予想された災害の危険が解消したと認めたとき。 ② 災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内	口頭、文書、庁内放送、庁内電話、その他	町民生活課長
住民	町防災行政無線、広報車、その他	町民生活課長
県本部、地方本部	福島県総合情報通信ネットワーク	町民生活課長
防災関係機関	有線電話、無線電話	町民生活課長
報道機関	口頭、文書、有線電話	総務企画課長

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在時等で連絡がとれない場合の職務代理順位は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	町長の職務代理者の順序に関する規則に定める順
--------	---	-----	---	-----	---	------------------------

(4) 本部の設置場所

本部は、町役場庁舎（駅前庁舎）に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、只見公民館を代替施設とする。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 本部員（総務企画課長・町民生活課長・保健福祉課長・農林建設課長・交流推進課長・中央公民館長・診療所事務長・会計管理者・教育次長・議会事務局長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。（別紙1参照）

(4) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、町の災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度召集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を召集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

本部長、副本部長及び本部員の事務分掌は、次のとおりである。

職 名	事務分掌
本部長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 （第1順位に副町長、第2順位に教育長、第3順位に町長の職務代理者の順序に関する規則に定める順とする。）
本部員	本部長の命を受け本部の事務に従事する。 各班からの応急対策の調整事項を持ち寄り、本部会議において協議し、決定事項を各班に指示する。 必要に応じ現地におもむき各班の指揮を執る。

災害対策本部の事務分掌（協議事項）

- ① 本部会議の招集に関する事。
- ② 災害応急対策の総合的調整に関する事。
- ③ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ④ 避難指示に関する事。
- ⑤ 避難所の開設に関する事。
- ⑥ 災害救助法の適用に関する事。
- ⑦ 県及び関係機関に対する応援の要請に関する事。
- ⑧ 自衛隊に対する派遣要請に関する事。
- ⑨ 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関する事。
- ⑩ 公用負担に関する事。
- ⑪ 災害応急対策に要する経費の処理方法に関する事。
- ⑫ 現地災害対策本部に関する事。
- ⑬ 本部の廃止に関する事。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害応急対策に関する事。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別表2に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策の指揮を行うものとする。

ア 現地災害対策本部の開設

(ア) 本部長は、前記(2)又は(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部長を指名し、現地へ派遣する。

(イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

(ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止を図る。

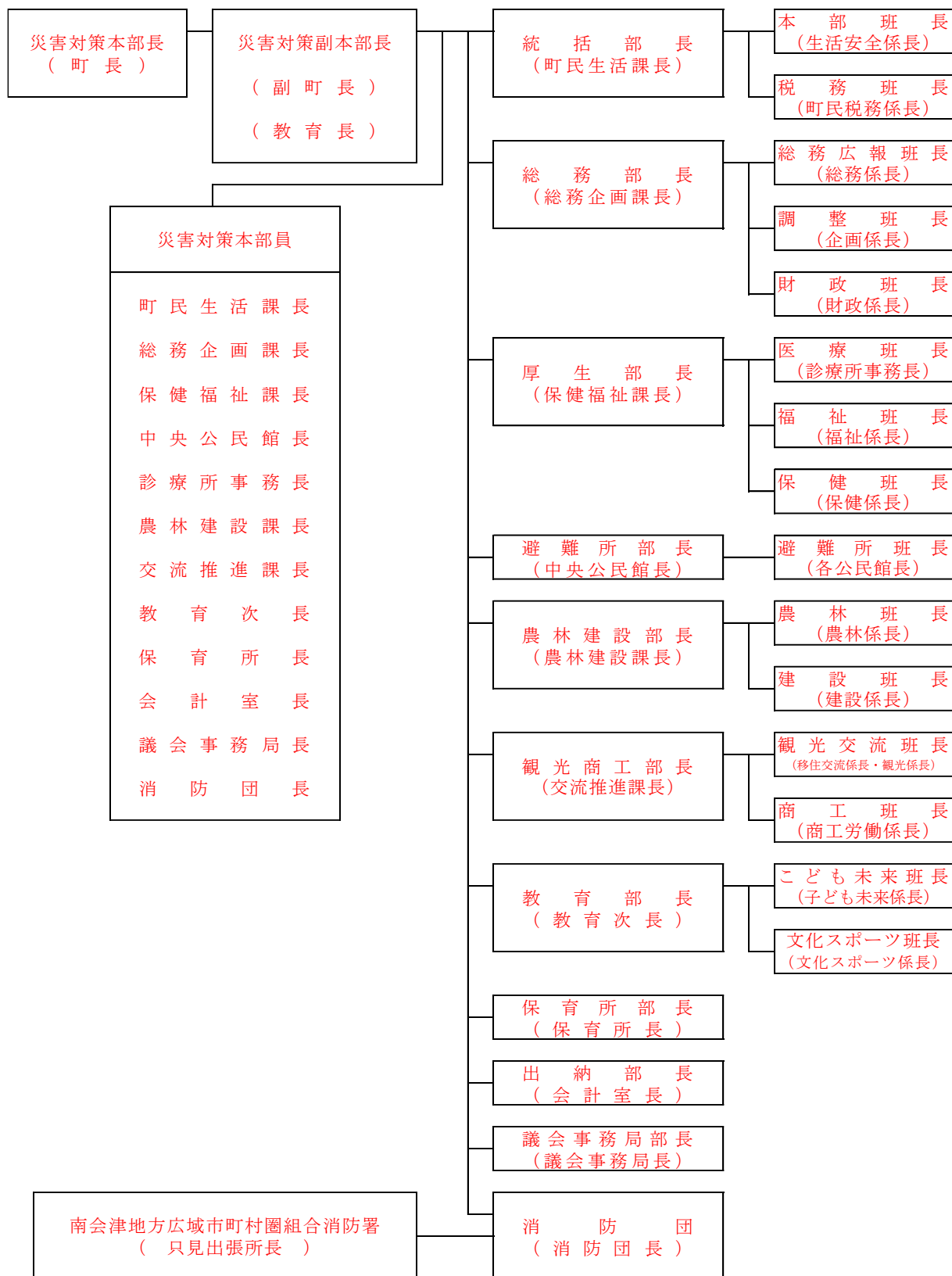
(イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。

(ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

4 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町域に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合における町の救助体制については、県の指導に基づくものとするが、原則として災害対策本部体制により実施する。

別紙1 只見町災害対策本部組織図



別表２ 本部各部・班の事務分掌

◆共通事項

ア 部内の応援に関すること。

イ 他部の応援に関すること。

ウ 所管する課・係の重要書類及び電子データの保全・バックアップに関すること。

エ 所管する施設の被害対応・復旧に関すること。

【統括部：部長（町民生活課長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
本部班 【生活安全係 長】	生活安全係	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 防災会議に関すること 3 消防団との連絡に関すること 4 警察、広域消防等関係機関との連絡調整に関すること 5 災害救助法の適用申請に関すること 6 防災行政無線に関すること 7 現地災害対策本部の設置に関すること 8 行方不明者の捜索並びに死亡者の収容、処理及び埋火葬に関すること 9 気象通報の授受文及び通報に関すること 10 高齢者等避難及び避難指示に関すること 11 水防活動に関すること 12 防災資材の確保及び配布に関すること 13 上下水道施設の被害調査及びその応急復旧に関すること 14 被災地の飲料水の供給及び広報に関すること 15 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関すること 16 被災地の消毒及び防疫に関すること 17 環境衛生及び食品衛生の保持に関すること 18 飲料水の水質検査に関すること 19 避難所等の応急仮設トイレの設置に関すること 20 愛玩動物の保護及び情報交換に関すること 21 公害の監視及び環境保全に関すること 22 他の部、班の分掌に属しない事項
税務班 【町民税務係 長】	町民税務係	1 災害対策本部と各部各班との連絡調整に関すること 2 被災納税者の調査に関すること 3 現地本部との連絡に関すること 4 被災者の税減免等に関すること 5 家屋被害認定調査及びり災証明の発行に関すること 6 本部班の応援に関すること

【総務部：部長（総務企画課長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
総務広報班 【総務係長】	総務係	1 本部長の命令伝達に関する事 2 公用車の配車、運行計画に関する事 3 報道機関等に対する情報の提供及び発表に関する事 4 町民に対する災害広報に関する事 5 災害情報及び写真等の収集に関する事 6 災害に係る公聴及び町民の苦情、陳情、相談等の処理に関する事 7 車両用燃料の調達に関する事 8 災害時の職員の動員及び調整に関する事 9 応急公用負担の実施に関する事 10 職員の健康管理に関する事 11 職員への食料及び飲料水の配給に関する事 12 非常通信に関する事
調整班 【企画係長】	企画係	1 総合的な災害対策のとりまとめ及び調整に関する事 2 他の市町村に対する応援要請に関する事 3 自衛隊の派遣要請及び活動状況把握に関する事 4 国、県との連絡及び要望等の資料作成に関する事 5 交通関係機関との連絡、調整に関する事 6 その他、民間団体などの応援協力に関する事
財政班 【財政係長】	財政係	1 災害応急対策費の予算措置に関する事 2 民間運送業者への運送協力依頼に関する事 3 燃料等の調達斡旋に関する事 4 公共施設の被害調査及び応急復旧に関する事

【厚生部：部長（保健福祉課長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
医療班 【診療所事務長】	朝日診療所	1 災害時の応急医療及び助産に関すること 2 医薬品の確保及び配布に関すること 3 被災地への医療救護班の派遣に関すること 4 感染症予防対策に関すること
福祉班 【福祉係長】	福祉係	1 罹災者に対する援護対策に関すること 2 要配慮者の支援・救護に関すること。 3 施設利用者等の避難及び救護に関すること。 4 被災地における生活保護世帯及び心身障がい者世帯の救護対策に関すること 5 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 6 福祉施設利用者に対する食糧及び生活必需品等救助物資の配布に関すること。 7 被災地における独居高齢者世帯の救護に関すること 8 日本赤十字社等社会福祉団体及び民間協力団体との連絡調整に関すること。 9 ボランティアの受入れに関すること
保健班 【保健係長】	保健係	1 保健福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 その他衛生資材の確保及び配布に関すること 3 避難所としての保健福祉施設の開放に関すること。 4 保健衛生対策に関すること 5 被災者の精神的ケアに関すること 6 職員の心のケアに関すること

【避難所部：部長（中央公民館長）】

避難所班 【只見公民館長】 【朝日公民館長】 【明和公民館長】	只見公民館 朝日公民館 明和公民館	1 避難所の開設に関すること 2 避難所の管理運営・支援に関すること 3 食糧の調達及び配給に関すること 4 応急救助のための生活必需品の調達及び配給に関すること 5 義援物資の受付、保管及び配布に関すること 6 炊き出しの資機材等の準備に関すること 7 各区長との連絡に関すること
--	-------------------------	---

【農林建設部：部長（農林建設課長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
農林班 【農林係長】	農林係 薪エネルギー推進室	1 農業災害の調査及びその応急対策に関する事 2 農作物の技術対策に関する事 3 家畜の防疫に関する事 4 農地及び農表用施設の災害状況調査並びにその応急対策に関する事 5 被害農家に対する資金の借入れ及び斡旋に関する事 6 農業水利の確保に関する事 7 避難所等における炊出し協力に関する事 8 米穀等の調達に関する事 9 農家に対する連絡調整に関する事 10 治山施設、林産物林道等の被害調査及びその応急復旧に関する事 11 森林病虫害の防除及び駆除に関する事 12 森林組合等に対する連絡調整に関する事
建設班 【建設係長】	建設係	1 道路、橋梁、河川等の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 交通不能箇所の調査及び通行路線の決定に関する事 3 災害発生現場写真の撮影及び収集に関する事 4 道路交通の情報収集に関する事 5 道路の通行止め及び車両の誘導に関する事 6 公共施設の応急的営繕工事に関する事 7 応急仮設住宅の建設、設計及び修理に関する事 8 災害関係住宅等の建設に要する資材の調達及び斡旋に関する事 9 被害建築物の応急危険度判定に関する事 10 災害復旧対策のための労務供給に関する事 11 道路障がい物の除去に関する事 12 災害復旧用資機材の調達及び運搬に関する事 13 関係機関との連絡調整に関する事

【観光商工部：部長（交流推進課長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
商工班 【商工係長】	商工係	1 応急救助及び応急復旧に要する労働力の確保に関する事 2 商工業施設及び関係者の被害調査に関する事 3 被災商工業業者の事業資金に関する事 4 商工関係団体（商工会等）との連絡に関する事 5 特産物の被害調査及び関係者との連絡に関する事 6 衣料及び寝具等の生活必需品の調達に関する事
観光交流班 【移住交流係長・観光係長】	移住交流係 観光係	1 観光施設及び関係者の被害調査に関する事 2 自然公園等に係る施設の被害調査及びその復旧に関する事 3 旅行者等の帰宅困難者支援に関する事 4 観光客の避難及び支援に関する事 5 避難所班の応援に関する事

【出納班（会計管理者）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
出納班 【会計管理者】	会計室	1 災害救助基金の出納に関する事 2 災害応急対策に要する経費及び物品の経理に関する事 3 災害義援金の受付及び配布に関する事

【議会事務局班（議会事務局長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
議会事務局班 【議会事務局長】	議会事務局	1 町議会との連絡に関する事 2 各班への応援に関する事

【教育部：部長（教育次長）】

班名 【班長】	担当部署	事務分掌
子ども未来班 【子ども未来係 長】 【小・中学校長】 【保育所長】	子ども未来 係 只見保育所 朝日保育所 明和保育所 只見中学校 只見小学校 朝日小学校 明和小学校	1 学校施設の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 被災地の応急教育及び教職員の動員に関する事 3 罹災児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事 4 罹災児童及び生徒の保健管理に関する事 5 児童福祉施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 6 災害応急対策のための教育施設等の利用に関する事 7 災害時における児童及び生徒の待避に関する事 8 災害時における学校給食に関する事 9 避難所としての学校施設の開放及び管理に関する事 10 避難所の管理運営の協力に関する事 11 避難所班の応援に関する事 12 その他学校教育に関する事。
文化スポーツ 班 【文化スポーツ係 長】	文化スポー ツ係	1 社会教育施設（体育施設を含む。）の被害調査及びその応急復旧に関する事 2 文化財等の防災対策及び被害調査に関する事 3 避難所としての社会教育施設の開放及び管理に関する事。 4 社会教育施設利用者の避難及び安全確保に関する事。 5 避難所班への応援に関する事。

【消防団（消防団長）】

団 【団長】	分団	事務分掌
消防団 【消防団長】	第 1 分団 第 2 分団 第 3 分団 第 4 分団 第 5 分団 第 6 分団	1 町内の状況確認に関すること 2 消火、救助、救急、水防活動に関すること 3 避難誘導、救出、救護に関すること 4 河川の巡視活動、応急措置に関すること 5 避難所管理、応急住宅等での出火予防に関すること 6 行方不明者の捜索及び収容活動への協力に関すること 7 浸水被害防止のため土嚢積の実施に関すること

第2節 職員の動員配備（全班）

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。

このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

1 配備基準

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

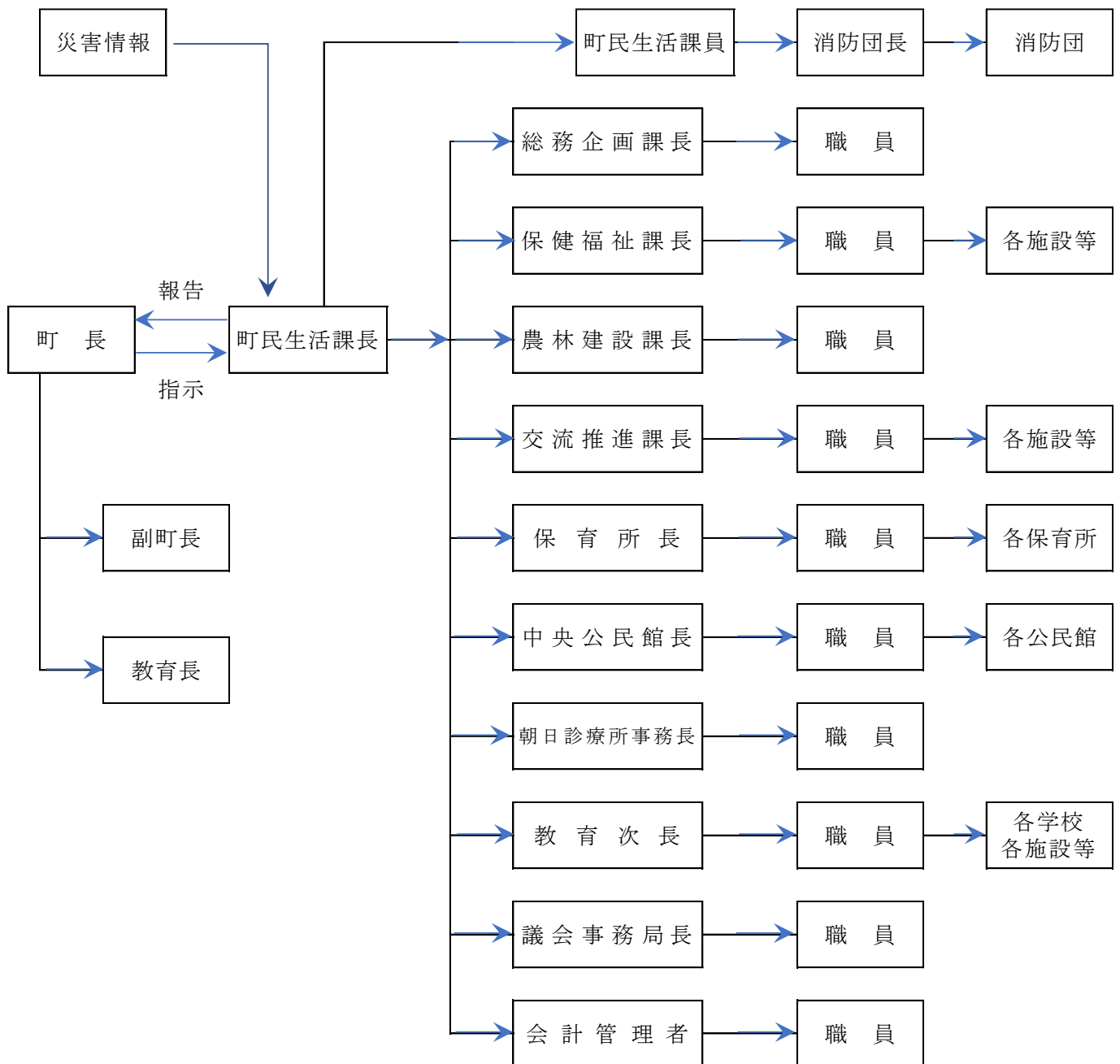
種 別		配 備 内 容	配 備 基 準
事前配備		情報連絡のため町民生活課員及び各班長をもってあててるもので、状況により更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1 次の各注意報の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるとき。 (1) 大雨注意報、(2) 強風注意報 (3) 風雪注意報、(4) 洪水注意報 (5) 大雪注意報 (6) その他の気象注意報 2 伊南川（檜戸橋）、叶津川、蒲生川その他河川の水位が水防団待機水位に達したとき。 3 その他必要により町民生活課長が指示したとき。
警戒配備		関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 早めの避難準備情報を伝達する。	1 次の各警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報、(2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報、(4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) その他の気象系警戒情報 2 特別警報が発表されたとき。 3 伊南川（檜戸橋）、叶津川、蒲生川その他河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。 4 その他必要により町民生活課長が指示したとき。
災害対策本部の設置	第一次警戒体制	関係各部班の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 高齢者等避難及び避難指示を伝達する。	1 次の各警報の1以上が発表され被害が予想される場合において、本部長が指示したとき。 (1) 大雨警報、(2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報、(4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) その他の気象系警戒情報 2 特別警報が発表されたとき。 3 伊南川（檜戸橋）、叶津川、蒲生川その他河川の水位が避難判断水位に達したとき。 4 その他必要により本部長が指示したとき。
	第二次警戒体制	関係各部の所要人員をもってあててるもので、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じてそのまま非常出勤ができる体制とする。	1 大雨等の特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。 2 伊南川（檜戸橋）、叶津川、蒲生川その他河川の水位が氾濫危険水位に達したとき。 3 その他必要により本部長が指示したとき。
	第三次出動	町職員の全員をもってあててるもので、状況によるそれぞれの災害応急対策活動ができる体制とする。	1 町内各地に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要なとき又は局地的に激甚な災害が発生し、なお、拡大のおそれがあり、応急対策が必要なとき。 2 その他必要により本部長が指示したとき。

（備考）災害規模及び特性に応じ、上記一般基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。水防団待機水位：水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位。氾濫注意水位：法崩れ、洗掘、漏水など災害が発生する危険がある水位。水防団が出動して河川の警戒にあたる水位。避難判断水位：町長による避難勧告等の発令判断の目安であり、住民の避難判断の参考になる水位。氾濫危険水位：溢水・氾濫等により重大な災害が起こるおそれがある水位。

2 配備指令の伝達及び動員

(1) 勤務時間内

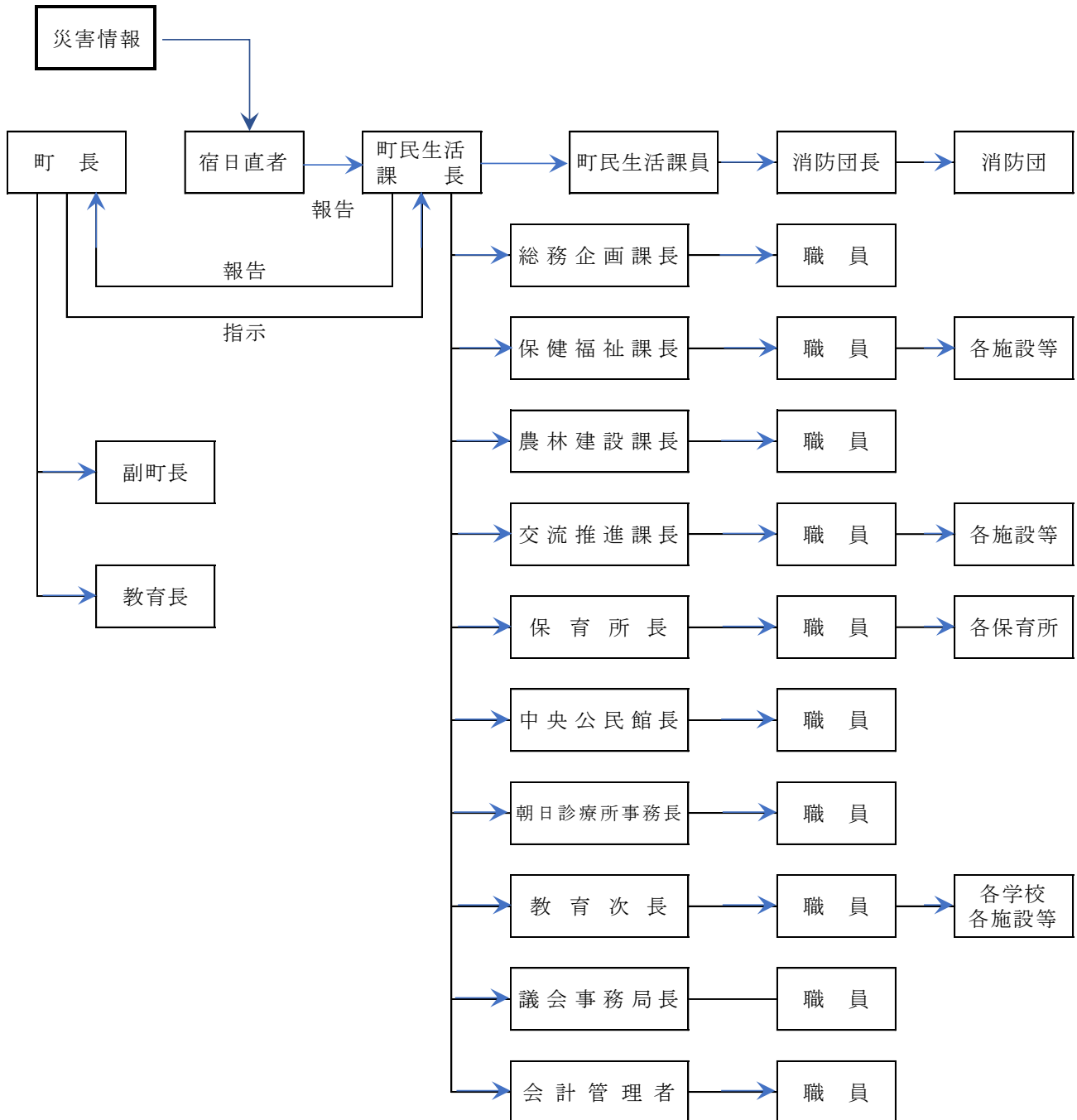
勤務時間内における配備指令の伝達は次のとおり行う。



(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において、宿日直員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受理したとき又は、非常事態の発生を知ったときは直ちに町民生活課長に連絡する。

イ 勤務時間外における配備要員の動員は次の系統により行う。



3 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

- ア 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。ただし参集の折には十分に注意し、困難が予想される場合は無理に移動せず、居住地域又は最寄りの公民館等で災害対応にあたることとする。
- イ 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

(2) 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

- (ア) 消防団員を兼ねる職員は、原則として水防本部、災害対策本部業務を優先させることとする。ただし、各消防分団の班長・副班長を除く。
- (イ) 参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について容易に観察できる範囲で情報収集し、参集時に所属長に報告する。

- ・鉄道、幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況
- ・河川の水位（降雨時）

エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、統括部に報告する。

第3節 災害情報等の収集伝達（全班）

町において、風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を迅速かつ確実に伝達する。

また、町に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

1 気象特別警報・警報・注意報等について

(1) 定義と種類について

ア 定義

予 報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

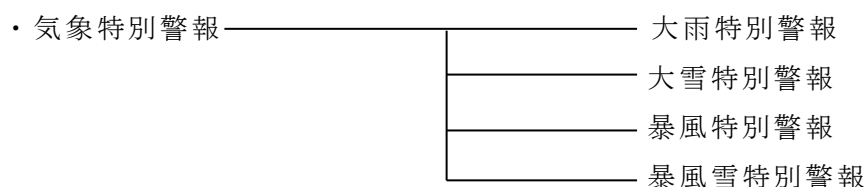
特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれ
著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。

警 報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるお
それがある場合、その旨を警告して行う予報。

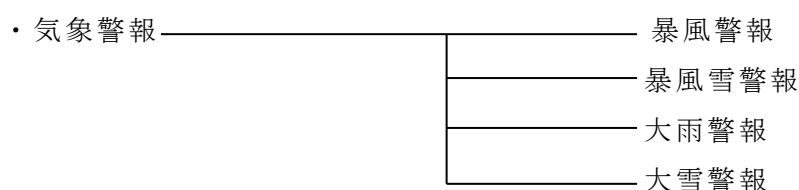
注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれ
ある場合に、その旨を注意して行う予報。

イ 種類

(ア) 特別警報

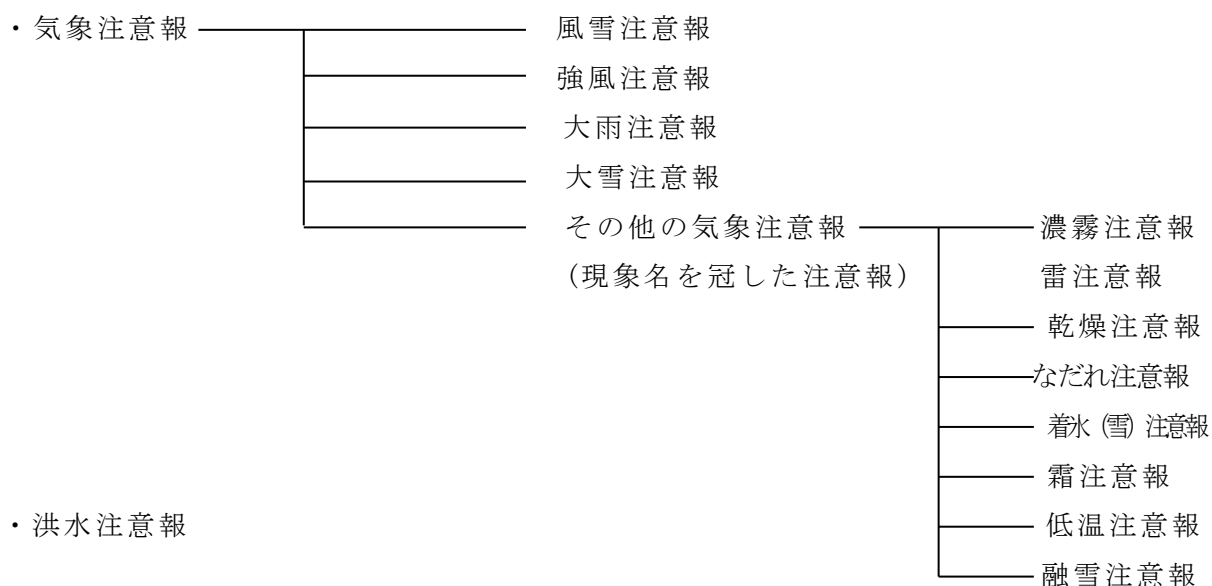


(イ) 警報



- ・ 洪水警報

(ウ) 注意報



(エ) 情報

(a) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開示する場合に発表する。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

会津で大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(b) 土砂災害警戒情報

福島県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂アラート(福島県土砂災害情報システム)等で確認することができる。

(c) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(d) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表する。竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から約 1 時間である。

(e) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(f) 早期注意情報(警報級の可能性)

5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(g) キキクル（危険度分布）

土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。常時 10 分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。

(h) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内におけ

る雨量分布の実況と 6 時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(i) その他

火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

(2) 特別警報・警報・注意報等の発表基準と構成

ア 特別警報

現象の種類	現在想定している基準案	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

イ 警 報

暴 風	平均風速が 18m/s 以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
暴 風 雪	平均風速が 18m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で気象庁警報・注意報発表基準一覧表(福島県)の別表 1 の基準に到達することが予想される場合。 大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように警戒すべき事項が明記される。			
	市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
	会 津 南 部	只見町	12	141
洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で気象庁警報・注意報発表基準一覧表(福島県)の別表 2 の基準に到達することが予想される場合。			
大 雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。			
	12 時間降雪の深さ	会津南部	55 cm 以上	

注) 平地: 標高が概ね 300m 未満、山沿い: 標高が概ね 300m 以上

ウ 注意報

風	雪	平均風速が 12m／s 以上で、雪を伴い災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
強	風	平均風速が 12m／s 以上で、強風による災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
大	雨	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で気象庁警報・注意報発表基準一覧表（福島県）の別表 3 の基準に到達することが予想される場合。		
		市町村をまとめた地域	市町村	表面雨量指数基準
		会津南部	只見町	9
洪水	水	洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。 区域内の市町村で気象庁警報・注意報発表基準一覧表（福島県）の別表 4 の基準に到達することが予想される場合。。		
大	雪	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
		12 時間降雪の深さ	会津南部	30 cm 以上
濃	霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下。		
	雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。		
乾	燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合。 ・実効湿度 60% 以下、最小湿度 40% 以下、風速 8 m／s 以上。 ・実効湿度 60% 以下、最小湿度 30% 以下。		
な	だ	なだれが発生し災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで 24 時間降雪の深さが 40cm 以上。 ・積雪が 50cm 以上で、日平均気温 3℃ 以上の日が継続。		
着氷・着雪		着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合。 大雪注意報の条件下で気温が－2℃ より高い場合。		
	霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。 早霜＋、晩霜期に概ね 2℃ 以下。 注：＋は農作物の育成を考慮し実施する。		
低	温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合。		
		夏 期	最高、最低又は平均気温が平年より 4～5℃ 以上低い日が数日以上続く。	
		冬 期	会津の平地	最低気温－12℃ 以下、又は－9℃ 以下の日が数日続く。
融	雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。		

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1 km メッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線を超過した場合。

オ 顕著な大雨に関する気象情報

現在、10 分先、20 分先、30 分先のいずれかにおいて、以下(ア)～(エ)すべての条件を満たした場合。

(ア) 解析雨量(5km メッシュ)において前 3 時間積算降水量が 100mm 以上の分布域の面積が 500 km²以上

(イ) (ア)の形状が線状（長軸・短軸比 2.5 以上）

(ウ) (ア)の領域内の前 3 時間積算降水量最大値が 150mm 以上

(エ) (ア)の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合 8 割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

※ 情報を発表してから 3 時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3 時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

福島県の雨量による発表基準は、1 時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析された場合である。

キ 警報・注意報等の通報先の一覧

別表「気象情報の伝達系統図」参照

ク 特別警報の伝達

(ア) 県は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市町村に通知する。

(イ) 市町村は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとる。

(ウ) 東(西)日本電信電話(株)は、特別警報を受理したときは、一般通信に優先して F A X により直ちに市町村に伝達する。

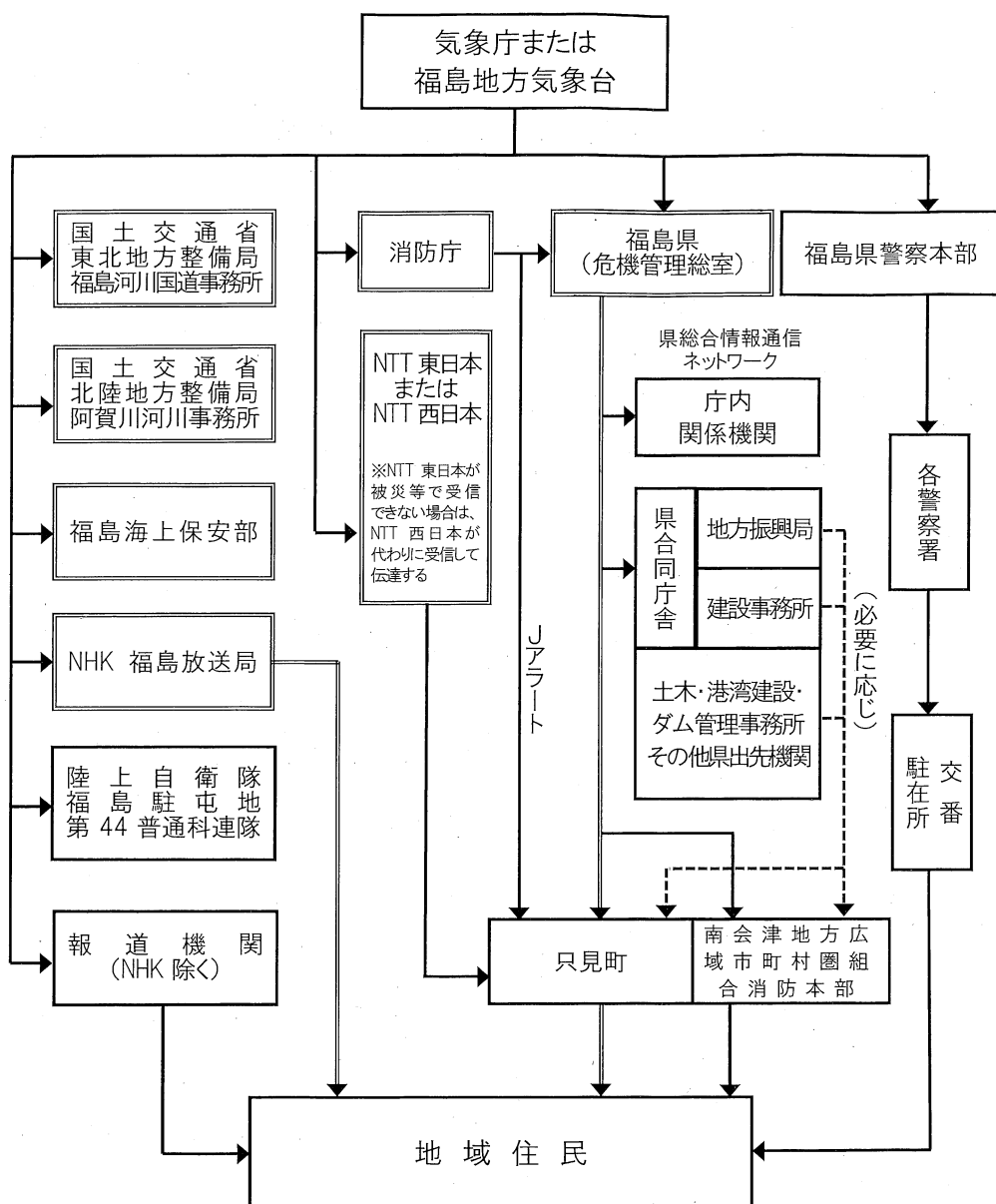
(エ) N H K 福島放送局は、特別警報の情報を受けたときは、その情報を直ちに放送する。

(3) 注意報、警報の細分区域

一次細分区域名	市町村をまとめた地域	含まれる市町村
中 通 り	中 通 り 北 部	福島市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町
	中 通 り 中 部	郡山市(湖南町を除く)、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村（天栄村湯本の区域を除く）、三春町、小野町
	中 通 り 南 部	白河市、西郷村、泉崎村、中村村、矢吹村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町

浜 通 り	浜 通 り 北 部	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
	浜 通 り 中 部	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
	浜 通 り 南 部	いわき市
会 津	会 津 北 部	喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	会 津 中 部	会津若松市、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、郡山市湖南町
	会 津 南 部	下郷町、楡枝岐村、只見町、南会津町、天栄村湯本 (大字田良尾、大字羽鳥、大字湯本に限る)

防災気象情報の伝達系統図



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(4) 気象予警報等の受領及び伝達方法

- ア 気象予警報等の受領及び伝達責任者は、町民生活課長とする。
- イ 町民生活課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに課内及び関係各課に伝達するとともに、重要と認められるものについては、町長及び関係機関等に連絡する。
- ウ 休日、夜間等の勤務時間外にあっては、宿日直者が受領し、直ちに町民生活課長に連絡する。
- エ 町民生活課長は、必要と認めるときは、住民に対し、防災行政無線及び広報車等により広報し、周知を図る。

(5) 異常現象発見時の通報

- ア 住民は、災害が発生すると思われる異常な現象を発見した場合又は災害の発生事実を知った場合は、直ちに次に掲げるいずれかの関係機関に通報する。

異常現象等区分	通 報 先	電 話 番 号	所 在 地
気象に関する事項（竜巻、降雹等の異常気象現象）	只 見 町 役 場	82－5100	只見町大字只見字雨堤 1039
	南 会 津 警 察 署	0241－62－1140	南会津町田島字大坪 54 番地 1
火災、ガス漏れの発見	南会津地方広域市町村圏組合消防本部	119	南会津町田島字西上川原乙 65
その他災害が発生するおそれがある異常現象又は災害の発生を知った場合	只 見 町 役 場	82－5100	只見町大字只見字雨堤 1039
	南 会 津 警 察 署	0241－62－1140	南会津町田島字大坪 54 番地 1

- イ 町長は、通報先を確認するとともに、必要に応じて住民に防災行政無線、広報車などによって周知する。
- ウ 警察官等は、異常現象等の通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。

2 被害状況等の収集、報告

(1) 被害調査

- 町は、災害が発生した場合、直ちに町内の被害状況について調査を行う。
- また、必要に応じて、警察署その他の関係機関と緊密な連絡をとり、必要な情報収集を行う。
- なお、被害状況の収集に当たっては、次の点に留意して行う。
- ア 被害状況の収集は、災害発生初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。
- イ 災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速や

かに調査・収集する。

(2) 被害状況等の報告

町は、発生後に調査収集した被害状況等について、次の経路により、速やかに通報を行う。

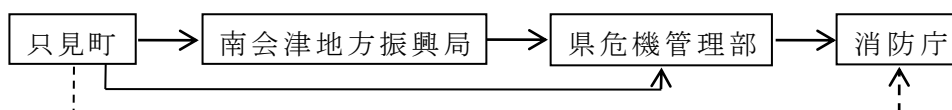
ア 町の県への報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とするが、あわせて地方振興局にも報告する。

イ 町は県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

ウ 被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合、町は電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告するものとする。

エ 大規模な災害等により、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する場合は、町は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県危機管理部に報告するものとする。

報告の系統図



被害状況の報告先

県

		T E L	F A X
N T T 回線		024-521-7194	024-521-7920
総合情報 通信ネットワーク	衛星系	T N-8-10-201-2632、2640	T N-8-10-201-5524
	地上系	T N-81-11-201-2632、2640	T N-81-11-201-5524

国（消防庁）

		平日（9：30～18：15）	左記以外
		震災等応急対策室	宿直室
N T T 回線	T E L	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	T E L	90-49013	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	T E L	T N-048-500-90-49013	T N-048-500-90-49102
	F A X	T N-048-500-90-49033	T N-048-500-90-49036

(3) 被害状況等の報告方法

ア 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、最も迅速確実な手段により行う。

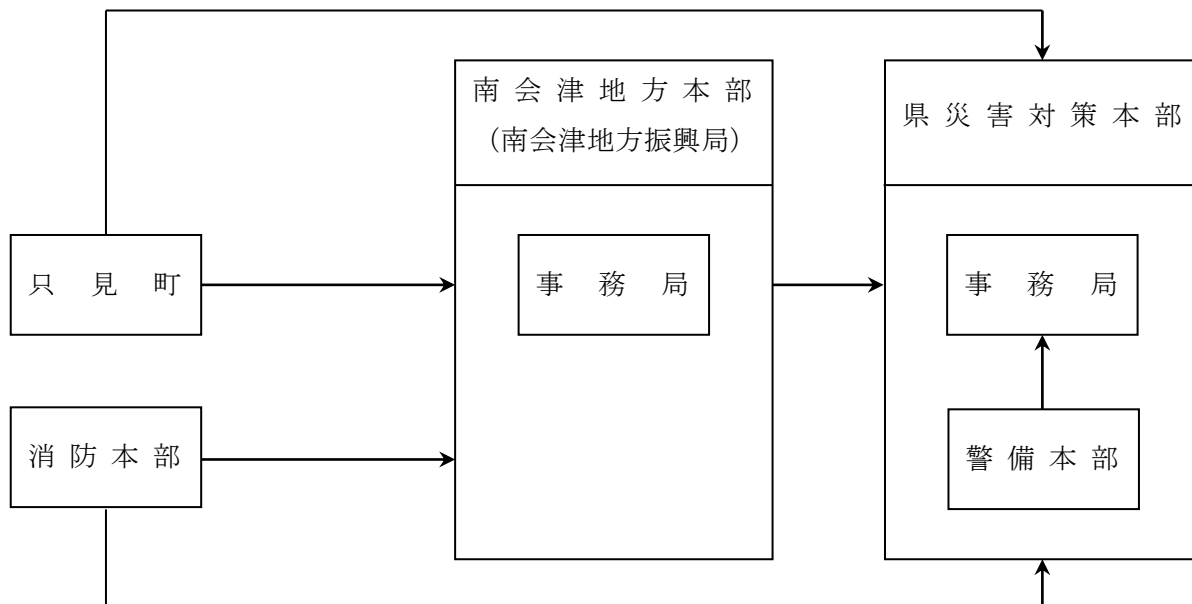
イ 有線が途絶した場合は、県総合情報通信ネットワークを活用し、又は消防本部、警察署

等に対し、非常通信依頼をする。

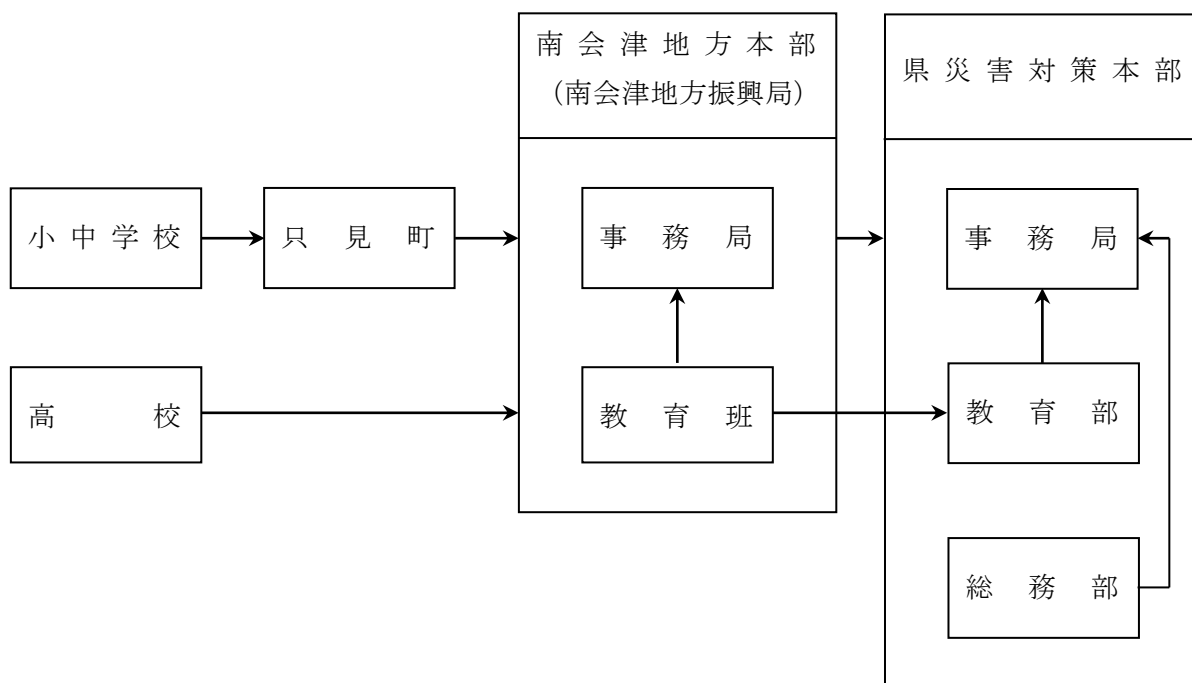
ウ 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし、報告する。

(4) 被害区分別報告系統

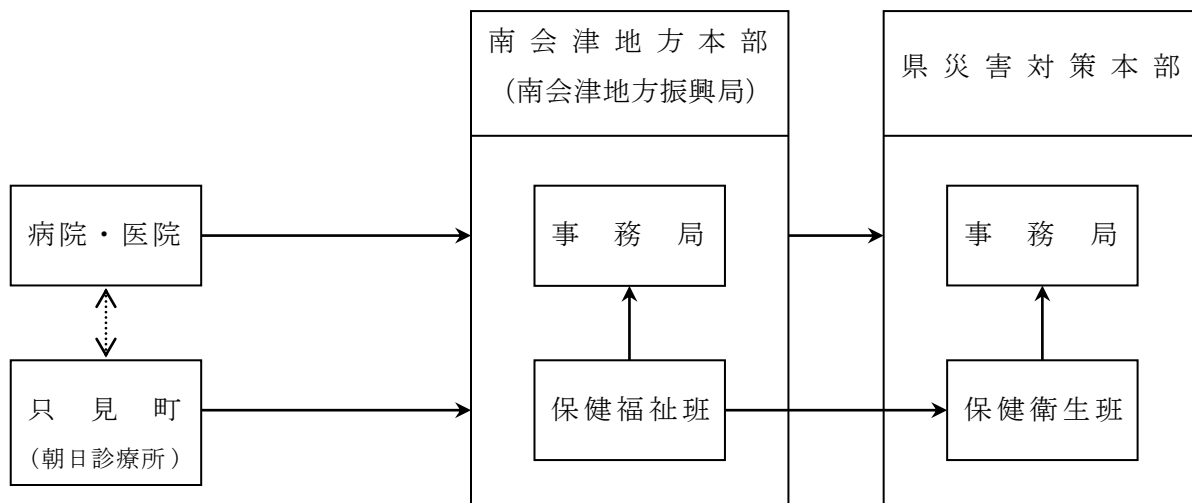
ア 人的被害、建物被害等



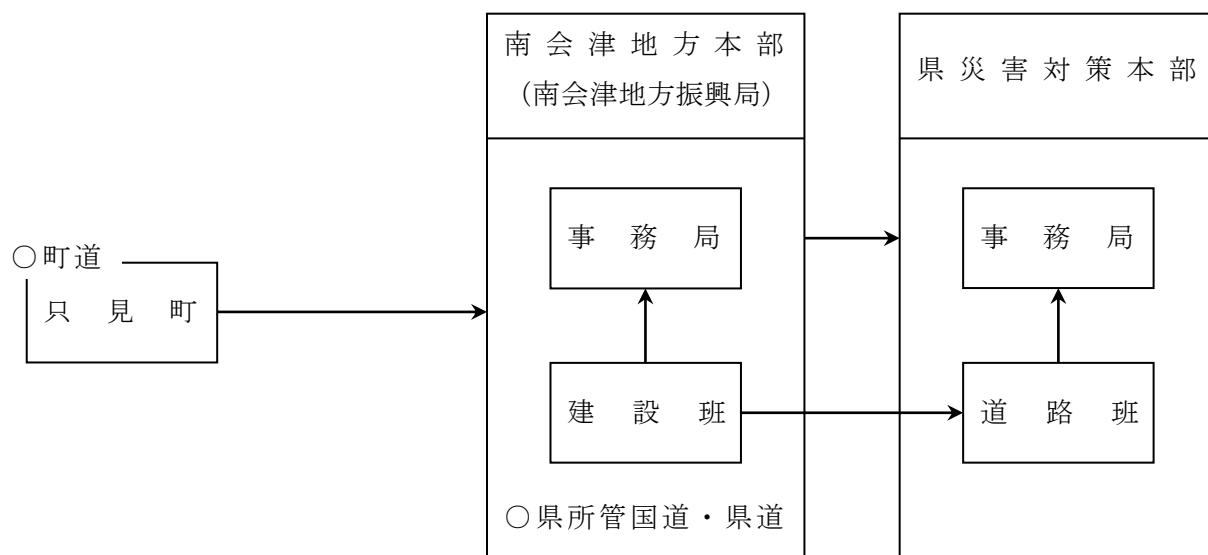
イ 文教施設被害



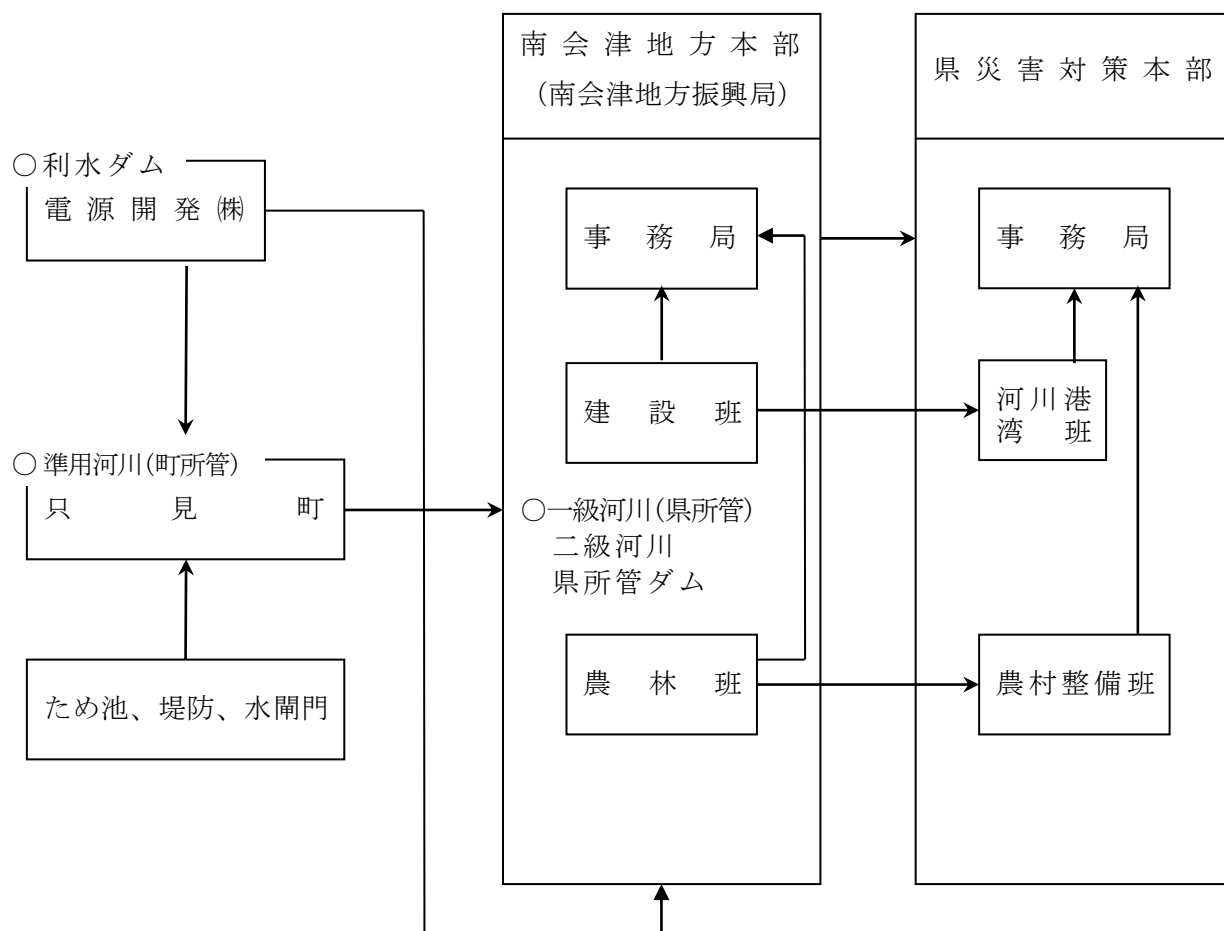
ウ 病院被害



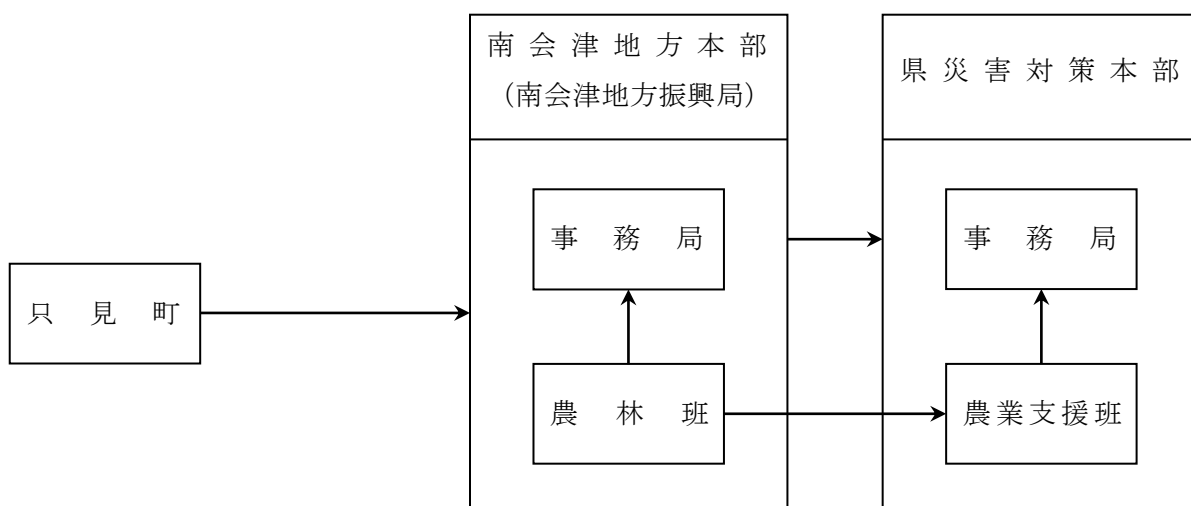
エ 道路、橋りょう被害



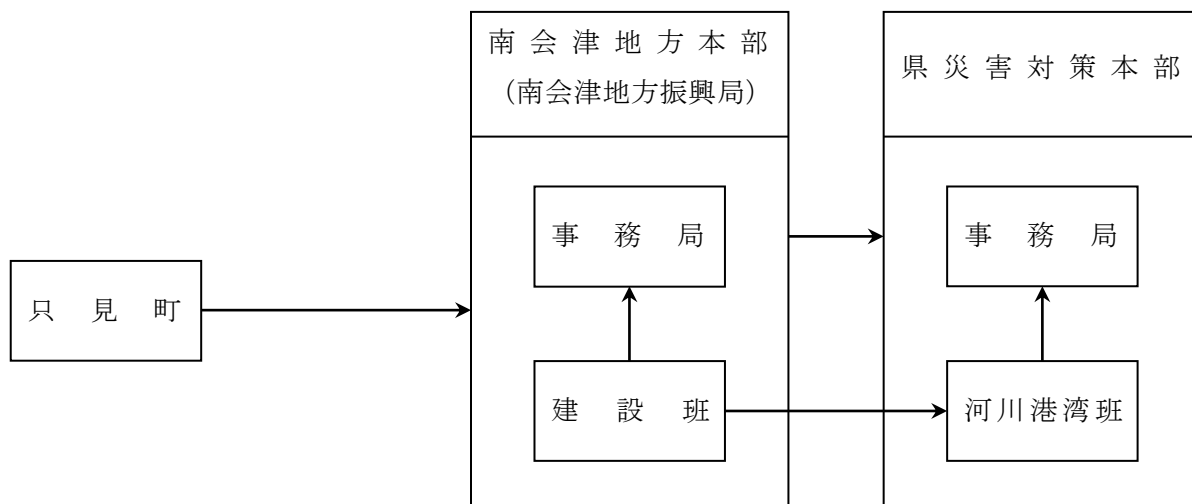
オ 河川被害、その他水害被害



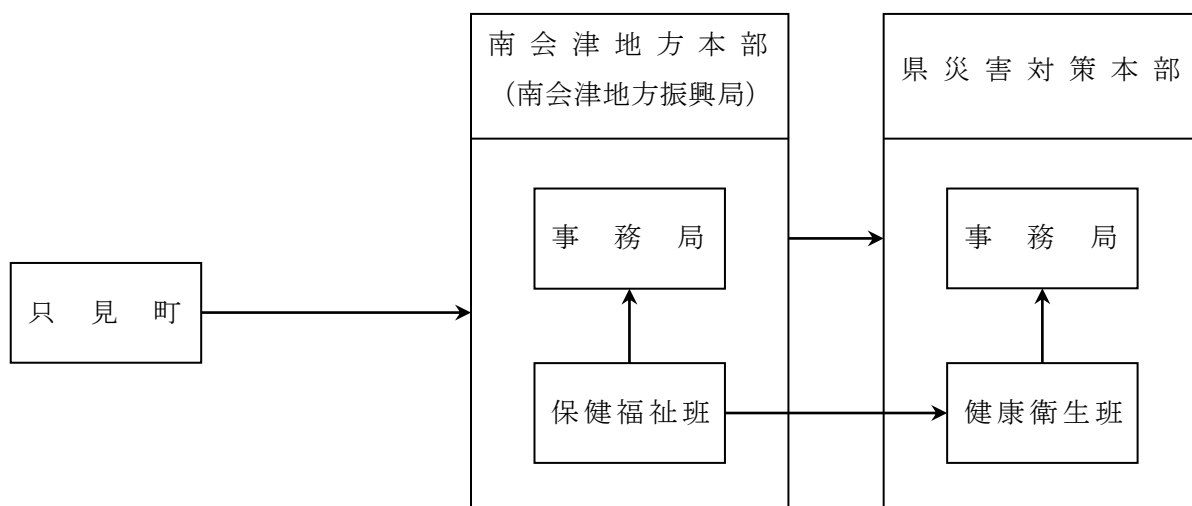
カ 農産被害、家畜被害



キ 砂防、土砂災害、雪崩災害被害



ク 水道施設被害



(5) 報告の内容と種類

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。
また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

報告の種類及び様式は次のとおりとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記するものとする。

(ウ) 確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式によるものとする。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行うものとする。

第4節 通信の確保

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施するため、連絡の疎通を確保する。

1 通信手段の確保（本部班）

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による。

(1) 災害時の通信連絡

ア 町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努める。

イ 町及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び町防災行政無線により速やかに行う。

ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

また、通信の緊急度に応じ、非常又は緊急通信として特番102（（株）NTTネクシア 情報案内サービス事業本部仙台センタ）に接続を依頼する。

エ 町及び防災関係機関は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行う。

その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行う。

(2) 町防災行政無線による通信

町防災行政無線による通信は、固定局を有機的に運用するとともに、特に非常時においては、災害通信を円滑に行わせるため、普通通信、一般通信の中止あるいは、必要により通信体制の措置を行う。

町役場に設置している同報用親局から町内全域（子局）に対して、気象予警報、災害に関する情報及び避難勧告・指示等を住民に伝達するために活用する。

設 置 場 所	所 在 地
只見町役場	只見町大字只見字雨堤 1039

(3) 災害時優先電話の使用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

設 置 場 所	電 話 番 号
町 役 場	0241－82－5101（生活安全係）
	82－5102（災害対策室）
	82－5050（総務企画課）

(4) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるため、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（消防本部、警察署等）に依頼するものとするが、この場合、あらかじめその防災関係機関に対し、非常事態の際の協力体制について協議しておくものとする。

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、町防災行政無線が混乱若しくは使用不能となった場合に有効的な活用を行う。

(6) インターネット通信

常に情報の交換が可能である特性を生かし、町内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報の収集についても有効利用することができる。

(7) 簡易無線の活用

簡易無線については、携帯電話等が使用不能な場合に有効的に活用する。

2 通信設備の応急復旧（総務広報班）

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、町、県及び各防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。このため、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用無線（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

第5節 相互応援協力

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

1 協定に基づく相互応援活動等（調整班）

本編第2章第1節「防災組織の整備・充実」に掲げた相互応援協定に基づき、応援要請又は応援を行う。

災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、各協定に基づき、次の事項を明らかにした文書により他の市町村長に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を要する区域
- (3) 応援を必要とする期間、職種別人員
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他応援又は応急措置に当たり必要な事項

2 町長の応援職員派遣要請等（調整班）

- (1) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

3 職員応援派遣要請手続き（調整班）

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し応援を求めることができる（災害対策基本法第29条）。また、必要に応じ知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣、職員の派遣のあつせん又は応援を要請する（災害対策基本法第30条）。その際、次の事項を明らかにすることとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定められておりである。

4 町と公共的団体等との協力（本部班・調整班）

町は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予報・警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に協力すること。
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (10) その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、(1) 区長連絡協議会、(2) 婦人会、(3) 青年団、(4) 赤十字奉仕団、(5) 南会津郡医師会、(6) J A会津よつば、(7) 只見町商工会、(8) 只見町森林組合、(9) 只見町建設業協会をいう。

5 民間事業者との災害時応援協定（調整班）

町においても、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。また、県などからの支援物資を集約する物資集積拠点から避難所等への二次輸送について、運送事業者との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制を整備する。

6 情報連絡員（リエゾン）の受入れ体制（調整班）

県は大規模災害時等に被災市町村に情報連絡員を派遣することとなっているため、町はその受入体制を整備する。

第6節 災害広報

災害時において、被災地住民、町民及び関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を支援するために、町は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

1 町の広報活動（総務広報班）

町は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、住民に対し防災行政無線、広報車、ホームページやSNS、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ等を活用し、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することを心掛ける。

これらの情報を災害対応にあたる職員にも周知するよう努める。

(1) 広報する内容

ア 地域の被害状況に関する情報

イ 町における避難に関する情報

(ア) 高齢者等避難、避難指示に関すること

(イ) 収容施設に関すること

(ウ) 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報

ウ 地域の応急対策活動に関する情報

(ア) 救護所の開設に関すること

(イ) 交通機関及び道路の復旧に関すること

(ウ) 電気、水道の復旧に関すること

エ 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用するよう周知する。

オ その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）

(ア) 給水及び給食に関すること

(イ) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

(ウ) 防疫に関すること

(エ) 臨時災害相談所の開設に関すること

(オ) 被災者への支援策に関すること

(2) 市町村間の協力による広報

町は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

2 広報の方法（総務広報班）

広報手段は、次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線（同報）
- (2) 広報車
- (3) 掲示板
- (4) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (5) 集落、自主防災組織等の連絡網による伝達
- (6) ホームページやSNS等

3 報道機関に対する放送要請等（総務広報班）

町長は、テレビ、ラジオ等による放送が必要であると認めたときは、知事を通じて報道機関に依頼する。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に知事に報告する。

4 広報資料の収集（総務広報班）

- (1) 各本部員は、それぞれの担当業務の必要に応じて、職員を派遣して災害現場の調査、災害写真の撮影を行うものとする。

(2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用する。

5 公共情報コモンズ（総務広報班）

町は、公共情報コモンズに災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。

第7節 水防計画

この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

1 水防組織（本部班）

(1) 水防本部

水防法第11条及び気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険の解消するまでの間、町に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、町に災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。

ア 設置基準

次の(7)～(9)に該当したとき及び町長（水防本部長）が必要であると認めたときに設置する。

ただし、予報の場合は諸状況を判断の上、町長が特に必要であると認めた場合に限り設置する。

(ア) 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

注意報：大雨、洪水の各注意報

警 報：大雨、洪水の各警報

(イ) 水防法第11条第1項による洪水予報・警報が発表されたとき。

(ウ) 水防法第16条の1による水防警報が発表されたとき。

イ 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し、町長（水防本部長）の指揮を受ける。

(2) 組織

水防本部の組織及び事務分掌については、「只見町水防計画」によるものとする。

2 水防活動（建設班・消防団）

(1) 監視、警戒活動

町は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の水防分団長（消防分団長）に對し、その通報を通知し、必要団員を河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

(2) ダム、水門及び閘門の操作等

ア ダム、水門及び閘門の管理者は、所定の規則、規程により操作し、水災を未然に防止するよう努める。

イ 町は、田子倉電力所より放流の通報を受けたときは、住民に周知するとともに、河川付近にいる者に對し、直ちに立ち退くよう指示する。（指示及び周知の内容については、「ダム放流時の通報並びに住民への周知等に関する協定書」による。）（第5編資料編9参照）

また、気象状況及び河川の水位から、浸水するおそれがある場合には、過去の被害事例を基に、水防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて避難勧告・指示等の措置をとる。

(3) 水防活動の実施

町は、監視及び警戒により水防活動が必要と認められた場合には、水防活動を実施する。（水防活動の具体的な内容については「只見町水防計画」による。）

第8節 雪害応急対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町及び防災関係機関が連携し、雪害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、町及び防災関係機関は、それぞれ雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、総合的な雪害対策の体制を確立する。

1 警報等の伝達活動（本部班）

福島地方気象台から発表される雪に関する気象注意報・警報等に基づき、町及び関係機関は、住民等への周知を図るとともに、必要な活動体制をとる。

福島地方気象台の雪に関する気象注意報及び特別警報・警報等の発表基準については、第2編第3章第3節「被害情報等の収集伝達」を参照。

2 除雪体制の確立（建設班）

町で、「除雪計画」に基づき、町道指定路線の除雪を行う。国道・県道に関する除雪については、県等関係機関と連携を図り、町域の交通確保に万全を期する。また、住民は、自宅周辺の道路除雪を自主的に行う。

(1) 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

町は、次の事項について十分計画、調整のうえ、自主防災組織と緊密な連携をとり、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努める。

ア 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図る。

イ 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求める。

(2) 住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、自主防災組織、ボランティア等との連携作業により、情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図る。

3 雪崩事故の防止と応急対策（本部班）

(1) 事前回避措置

町は、気象状況、積雪状況、危険箇所の巡視等による情報収集により、雪崩の発生の可能性について住民に広報し、注意を喚起する。

また、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の交通規制を実施し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

(2) 雪崩発生時の応急措置

ア 被害状況の把握及び被災者の救助

雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害状況を把握し、県へ報告する。住民が被災した場合には、直ちに消防本部、消防団、警察署と連携し、救助活動を行う。

イ 道路等施設の応急措置

雪崩により、道路等が被災したときには、県及び警察署等と連携し、直ちに当該区間の交通規制を実施するとともに、当該箇所の応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

ウ 孤立集落住民の救助

雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶ場合は、ヘリコプターの派遣要請により、医師の派遣、必要な物資等の運搬、救急患者の救助を行い、状況によっては集落の住民全員の避難移送を行う。

エ 避難行動要支援者の援助

(ア) 町は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行う。

(イ) 町は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれが

ある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行う。

(ウ) 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携を取り、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

(エ) 町は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

(オ) 町は、外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

4 豪雪災害時における活動体制（本部班）

町は、豪雪災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次により豪雪に対処するための体制をとり、必要に応じて「只見町豪雪対策本部」を設置するものとする。（詳細については、「只見町豪雪対策要項」を参照のこと。）

(1) 配備体制

配備区分	配 備 基 準	事 務 内 容
警戒態勢	1 只見原地内観測点の雪量が260cmに達した場合 2 数日にわたる風雪等により道路交通が正常に保つことが困難となり、住民生活に混乱を招くおそれがある場合 3 大雪特別警報又は暴風雪特別警報が発表されたとき。	○情報連絡の強化 ○除雪機械及びオペレーターの借上配置等に関する事前計画 ○除雪作業の強化 ○その後予測される緊急体制への準備
緊急体制	1 只見原地内観測点の雪量が警戒積雪深（260cm）を大幅に超えた場合 2 除雪状況、降雪強度、気象状況その他を勘案し、緊急事態に陥るおそれがあると本部長が判断した場合	〈豪雪対策本部の設置〉 ○情報連絡の強化 ○除雪機械及びオペレーター、その他必要機械の確保及び配置 ○住民輸送対策 ○自衛隊の派遣要請 ○その他必要な業務

(2) 災害対策本部体制への移行

町長は、豪雪対策本部体制では十分な活動が実施できないと判断した場合には、災害対策本部を設置するものとする。この場合、豪雪対策本部は災害対策本部に移行するものとする。

第9節 救助・救急

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

町は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、町民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

1 自主防災組織、事業所等による救助活動（自主防災組織・事業所）

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図る。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り町、消防本部、警察署と連絡をとり、その指導を受ける。

2 町・消防本部による救助活動（本部班）

- (1) 町は、消防本部と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機等の資機材を優先的に投入して救助活動を行う。また、警察署、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施する。なお、その状況について逐次、県に報告する。
- (2) 町は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員数、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を希望する期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

3 応援要請（調整班）

- (1) 広域的な応援を必要とする場合には、「南会津郡内町村消防広域相互応援協定」（第5編資料編2-1参照）等に基づき、応援要請を行う。
- (2) 町長は状況に応じ、自衛隊の救出活動を県に要請する（本章第10節「自衛隊災害派遣要請」を参照のこと。）。

第 10 節 自衛隊災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲（調整班）

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命にかかわるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として取り扱う。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等
- (3) 行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路、水路等交通路上の障害物除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援（大規模な感染症等）
- (8) 通信支援
- (9) 緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員等緊急輸送
- (10) 救援物資の緊急輸送
- (11) 炊飯、給水
- (12) 救援物資の無償貸付又は譲与（防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第13条・第14条）
- (13) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
- (14) 予防派遣（被害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合）

【具体的な要請例】

- a 除雪等にあって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合
 - b 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、雪崩による住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合。
 - c ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合。
- (15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請（調整班）

町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

3 災害派遣要請の依頼（調整班）

- (1) 町長は、知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、南会津地方振興局長を経由して、知事（危機管理部）へ要求するものとする。
- (2) 要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（危機管理部）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに南会津地方振興局へ連絡する。
 - ア 提出（連絡）先 県危機管理部
 - イ 提出部数 2部
 - ウ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項
- (3) 町長は、前項の要求ができない場合は、部隊長に対して災害の状況を通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

- (4) 通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するものとするとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

自衛隊連絡窓口

陸上自衛隊郡山駐屯地	
担当区域	県中、県南、会津、南会津、いわき地方振興局管内市町村
担当窓口	陸上自衛隊東北方面特科連隊第3大隊（第3係） T E L 024-951-0225 内線 433（県総合情報通信ネットワーク 811-380-01） ※（時間外 17：00～8：15）第3大隊当直幹部室 内線 447（県総合情報通信ネットワーク 811-380-02）

4 部隊の自主派遣（自衛隊）

(1) 初動における情報収集

ア 情報の収集

部隊長は、町、県及び他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集するものとする。

状況に応じ部隊から派遣されるリエゾンの前に「地方協力本部会津出張所」から連絡員を派遣することがある。

イ 情報の伝達

部隊長は、収集した情報を上級部隊に速報するとともに、必要な情報を速やかに知事（危機管理部）及びその他の関係機関へ伝達するものとする。

(2) 災害派遣の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣するものとする。

この場合においても、できる限り早急に知事（危機管理部）に連絡し、密接な連絡調整のもと適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 平常時の自主派遣

只見町が平常時に実施する防災訓練やイベント等において参加をし、常日頃から情報共有ができる体制やネットワークを構築するよう努める。

5 災害派遣部隊の受入体制（調整班）

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように、常に関係情報を収集し、作業実施に必要なとする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておく。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 自衛隊との連絡体制の確立

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口（第3大隊第3係主任）を明確にし、町役場又は災害現場に町と自衛隊共同の連絡所を設置する。

(4) 派遣部隊の受入れ

町長は、自衛隊派遣を要請したときは、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事と協議の上、次の事項について自衛隊の受入体制を整備する。

ア 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として町役場又は町と自衛隊共同の連絡所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

イ 宿舎又はテント等設営のための敷地（基準 50m×50m）

ウ 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m。第5編資料編6-1参照のこと。）

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

7 派遣部隊の撤収要請（調整班）

町長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、その旨知事に報告し、派遣部隊の撤収を要請する。その際、次の事項について十分調整を行うものとする。

- (1) 町、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- (2) 行方不明者の搜索の場合、家族との調整

8 経費の負担区分（出納班）

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、町、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

(1) 町及び県の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

(2) 部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

第 11 節 避難

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行なわれなければならない。

また、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、避難誘導について、特に配慮が求められる。

1 高齢者等避難、避難指示及び屋内での避難等安全確保措置の指示（本部班）

町長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき、地域住民等に対して、高齢者等避難、避難指示及び屋内での避難等安全確保措置の指示を行う。

(1) 避難の実施機関

高齢者等避難、避難指示権者は次のとおりであるが、高齢者等避難、避難指示を行ったとき、又は自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。なお、災害の性質や発災時の状況によっては、屋外を移動して避難することによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあることから、屋内での退避その他屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般住民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

区分 \ 事項	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等 避難 (警戒 レベル 3)	町 長	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難の 指示等 (警戒 レベル 4)	町 長 (災害対策基本法 第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき。
	知 事 (災害対策基本法 第 60 条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

避難の指示等 (警戒レベル4)	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第22条)	立退きの指示	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示 屋内での退避等の安全確保措置の指示	町長が避難のための立退き若しくは屋内での退避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき。町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
	町長 (災害対策基本法第60条)	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

(2) 指定行政機関等による助言

町は、高齢者等避難、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

(3) 避難指示の内容

避難指示を実施するものは、次の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

(4) 避難措置の周知等

- ア 知事への報告

町長は、避難のための立退き指示、立退き先を指示又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。また、住民が自主的に避難した場合も同様とする。

- (ア) 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の有無
- (イ) 避難指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示の発令時刻

- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難場所及び避難経路
- (オ) 避難責任者
- (カ) 避難世帯数、人員数
- (キ) 経緯、状況、避難解除・帰宅時刻等

避難及び屋内での待避等の安全確保措置の指示の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

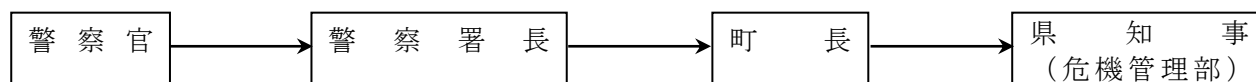
町は、自ら避難の勧告、指示及び屋内での待避等の安全確保措置の指示のを行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、次の方法により、迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

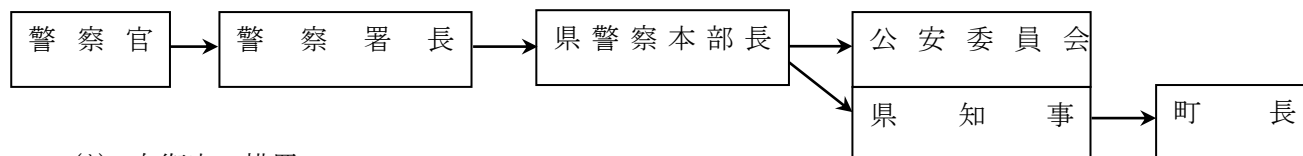
- (ア) 町防災行政無線
- (イ) 広報車
- (ウ) 集落・自主防災組織等の連絡網の活用
- (エ) 半鐘・サイレン
- (オ) 各戸への訪問

ウ 警察官又は自衛官の措置の報告系統

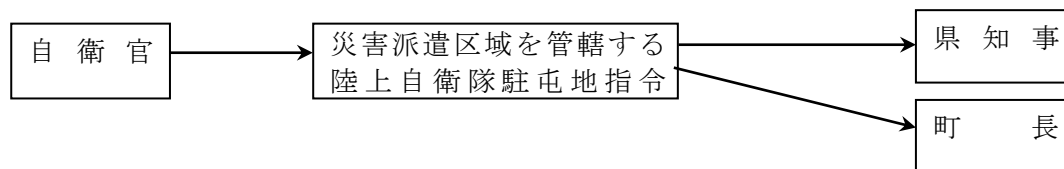
- (ア) 災害対策基本法に基づく措置



- (イ) 職権に基づく措置



- (ウ) 自衛官の措置



2 警戒区域の設定（本部班）

(1) 警戒区域の設定権者

- ア 町長（災害対策基本法第63条）
- イ 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- ウ 消防吏員又は消防団員（消防法第36条において準用する同法第28条）
- エ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条。ア、イの者が現場にいない場合に限る。）
- オ 知事（災害対策基本法第73条。町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。）

(2) 指定行政機関等による助言

町は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

(3) 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとし、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

(4) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

3 避難の誘導（本部班・総務広報班・消防団・自主防災組織）

(1) 実施機関

避難は、災害のため生命、身体 of 危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第1次的責任者である町長又は避難指示を発した者がその措置に当たる。

(2) 避難指示等の伝達

町は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や、携帯電話等への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ、SNS等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

(3) 避難誘導の方法

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健な者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- イ 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- ウ 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。
- エ 誘導中は事故防止に努める。
- オ 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行うこと。

(4) 避難順位及び携行品の制限

ア 避難順位

避難順位は、おおむね次の順序による。

- (ア) 傷病者
- (イ) 高齢者
- (ウ) 歩行困難な者
- (エ) 幼児
- (オ) 学童
- (カ) 上記以外の一般住民
- (キ) 災害応急対策従事者
- (ク) ペット

イ 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、で

きるだけ最小限のものとする。

4 避難行動要支援者等対策（福祉施設管理者・福祉班）

(1) 情報伝達体制

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

イ 在宅者対策

町は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたって聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

ウ 外国人に対する対策

町は、ラジオ、SNS、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 避難及び避難誘導

ア 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導するとともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。

イ 在宅者対策

町は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

ウ 診療所患者等対策

診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。

エ 外国人に対する対策

町は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

5 広域的な避難対策（本部班・調整班・福祉班）

(1) 県内市町村間の避難調整

ア 県の役割

県は、大規模災害により被災市町村が市町村域を超えた広域避難を行うため受入先確保の要請があった場合、被災市町村からの避難経路や避難者数の見込み等の情報をもとに、避難者の受入が可能な市町村を調査、選定し、被災市町村と受入先市町村との調整を行う。

イ 被災市町村の役割

被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

ウ 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

(2) 県外避難の調整

県は、市町村からの要請により被災者を県外へ避難させる必要がある場合は、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整スキームを整備するとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達などを支援する。

(3) 病院、社会福祉施設等の要配慮者の広域避難

県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、関係団体と十分に連携して、病院、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の

実施にあたる。

6 安否情報の提供等（本部班・総務広報班）

(1) 照会による安否情報の提供

町は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

ア 安否情報照会に必要な要件

- (ア) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- (イ) 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (ウ) 照会をする理由
- (エ) アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

イ 提供する安否情報

- (ア) 被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- (イ) 被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況
- (ウ) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

(2) 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

町は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる。

第 12 節 避難所の設置・運営

避難所は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、福祉施設、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入保護することを目的とする。

1 避難所の設置（避難所班）

1) 実施機関

- (1) 避難所の設置は、町長が実施する。
- (2) 町限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

2) 町長の措置

町長は、町地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護に当たる。

町はあらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。

(1) 避難所の開設

- ア 町長は、災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設する（第 5 編資料編 4 参照）。
- イ 避難所を設定した場合は、原則として各避難所に町職員等を維持管理のための責任者として配置し、避難所の運営を行う。
- ウ 避難者に係る情報の把握に努めるとともに、間接報告及びその収容状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。
〈開設報告事項〉
 - (ア) 避難所開設の日時及び場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員数
 - (ウ) 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

町長は、避難所を開設した場合、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ警察署等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所において実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置
- オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器の設置を図ること。）
- カ その他被災状況に応じた応援救護措置
なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。

2 避難所の運営（避難所班・福祉班・保健班）

(1) 避難所運営の主体

- ア 避難所には、町災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行うために必要な町職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察署に協力を要請する。
- イ 町長は、集落、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行う。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。
- ウ 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、町や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- エ 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、町は避難所の運

営を行う。

(2) 住民の避難先の情報把握

町は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

(3) 避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策

町は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を順次講じる。

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション、テント
- ・冷暖房機器
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設風呂・シャワー
- ・仮設トイレ、トイレ用薬剤入袋
- ・テレビ、ラジオ
- ・簡易台所、調理用品
- ・その他必要な設備・備品
- ・衛生用品

(4) 環境の整備

町は、避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境づくりに努める。

(5) 要配慮者対策

ア 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、トイレに近い場所を確保するなど要配慮者の生活エリアの確保を図る。

イ 医療・救護、介護・援護措置

町は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させる。

また、介護や救護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

ウ メンタルヘルスケアの実施

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

エ 栄養・食生活支援の実施

町の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。

オ 施設・設備の整備

町は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

(6) 指定避難所以外の被災者への支援

ア 在宅被災者への支援

町は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行う。

イ 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

町は、関係機関等の協力を得て、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況及び自宅に留まっている被災者の状況を把握し、食料・飲料水・生活必需品等を供給する。

なお、各種の支援措置を確実にされるよう避難者に指定避難所に避難するよう理解を求めるとともに、特に災害対策活動の拠点となる施設（町庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第 13 節 医療（助産）救護

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

1 医療機関の被害状況等の収集、把握（本部班）

町は、保健所及び医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県（保健福祉部）に速やかに報告する。

2 医療（助産）救護活動（医療班）

(1) 医療救護班の編成

町は、診療所を中心として医療救護班を編成するとともに、南会津郡医師会、南会津郡歯科医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行う。

(2) 救護所の設置

ア 町は、そのときの状況に応じて、次の場所を救護所として指定し、医療活動を実施する。

- (ア) 避難所
- (イ) 災害現場
- (ウ) 医療機関

イ 救護所で実施する医療活動は、次に掲げるものであり、医療救護班が行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者のトリアージ）
- (イ) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案・身元確認
- (キ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への収容状況等の報告

(3) 県への協力要請

町は、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により町の能力をもってしては十分でないと認められるときは、県に対し協力を要請する。

3 傷病者等の搬送（医療班・総務広報班）

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断する。

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、二次保健医療圏単位に設置されている南会津病院へ行う。

ア 町は、医療救護班の要請を受けて、消防本部又は町保有車両による搬送を実施するほか、県及び関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 重症者などの場合は、必要に応じて、県に対し、ドクターヘリコプター、消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターの手配を要請する。

ウ 町は、県及び関係機関と情報交換し、医療機関の被災状況や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認のうえ、搬送する。

(3) 医療スタッフ等の搬送

町は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

4 医薬品等の調達（医療班）

医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により県に供給要請する。

5 人工透析の供給確保（医療班）

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、町は南会津病院等の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第 14 節 緊急輸送対策

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両船舶等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

1 緊急輸送の範囲（総務広報班）

災害救助法による輸送の範囲は、下記(1)のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

(1) 災害救助法による救助実施の場合の範囲

- ア 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
- イ 医療及び助産における輸送
- ウ 被災者の救出のための輸送
- エ 飲料水の供給のための輸送
- オ 救済用物資の運搬のための輸送
- カ 死体の捜索のための輸送
- キ 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
- ク その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

(2) 緊急輸送活動の対象

第1段階	・ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等 ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等 ・ 緊急車両等の活動に必要な燃料
第2段階	第1段階に加え、 ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ・ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	第2段階に加え、 ・ 災害復旧に必要な人員及び物資 ・ 生活必需品

(3) 輸送に当たっての配慮事項

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送体制の確立（総務広報班）

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 車両による輸送

- ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送路線を確保するとともに、物資受入拠点（第5編資料編6－2参照）を確保し、物資の受入れに万全をつくす。

	路 線 名	緊 急 輸 送 路 線 確 保 区 間
国道	252号	町内全線
	289号	町内全線

イ 車両の確保

(ア) 町の所管事務遂行上必要とする車両については、農林建設課長が町保有車両の運用を調整し配分するものとする。

(イ) 町保有車両が不足し、又は調整不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

a 民間業者等への依頼

町内の営業用及び自家用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

b 県への要請

町内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。

(2) 鉄道による輸送

道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合には、東日本旅客鉄道(株)、福島県に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県に対し、災害状況に基づき消防防災ヘリコプターの派遣要請をするとともに、ヘリコプター臨時離着陸場（第5編資料編6-1参照）を確保する。

3 応援要請（総務広報班）

緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県又は他の市町村に対し調達、あつせんを要請する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員数又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 終結場所及び日時

4 緊急輸送路の情報の集約と提供（県警察本部・道路管理者・運送事業者）

県警察本部及び道路管理者は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、通行可能な道路の情報を県（災害対策本部）に集約し、輸送にあたる運送事業者に交通情報を提供する。運送事業者においても、実走に基づく通行可能な道路の情報を県に情報提供し、情報の共有を行う。

第15節 防疫及び保健衛生

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図る。

1 防疫活動（本部班・保健班）

(1) 防疫組織

県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、町内の防疫対策の推進に当たる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、この節において「法」という。)
第17条及び法第29条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族・昆虫等の駆除

ア 法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

イ 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

ア 法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

イ 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

(8) 報告

ア 被害状況の報告

町は、警察署、消防本部等の関係機関、地区の衛生組織、その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、次の事項について、速やかに南会津保健福祉事務所長を経由して知事あて報告する。

(ア) 被害状況の概要

(イ) 患者発生の有無

(ウ) ねずみ族・昆虫類駆除の地域指定の要否

(エ) 災害救助法適用の有無

(オ) その他参考となる報告

イ 防疫活動状況の報告

町は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告(昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5)に記載する事項について、毎日知事へ報告する。

2 栄養指導(保健班)

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

町は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に管理栄養士等を派遣したり、保健班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行う。

(2) 栄養指導の内容

ア 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

町が設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施(災害弱者への食生活支援)

妊娠婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努める。

3 保健指導（保健班）

町は、災害の状況により、保健師・管理栄養士等による避難所、被災家庭、仮設住宅等の巡回を行い、栄養指導とともに、被災者の健康管理面からの保健指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生児童委員、地域住民との連携を図りながらコーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努めることとする。

4 精神保健活動（保健班）

(1) 精神科医療体制の確保

町は、災害の状況に応じ、精神科医療チームの派遣について県に依頼する。

(2) 被災者のメンタルヘルスケア

町は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させ、被災者のメンタルヘルスの把握に努めるとともに、必要に応じ精神科医療チームを避難所等に巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

5 防疫及び保健衛生機材の調達（本部班・保健班）

- (1) 災害発生後、速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。
- (2) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

6 動物（ペット）救護対策（本部班）

- (1) 町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
- (2) 町は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、関係機関と連携して実施する。

第 16 節 廃棄物処理対策

災害時に発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

1 ごみ処理（本部班）

(1) ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。町及び南会津地方環境衛生組合においては、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

(2) 収集体制の確保

町及び南会津地方環境衛生組合は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

(3) 処理対策

ア 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

イ 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

主要な仮置場を只見地区：町下野球場脇、只見川公園脇、朝日地区：朝日公民館前、明和地区：旧明和小学校跡地とし、被害の度合いと被災家屋等の数により各集落内に必要箇所を確保する。

ウ がれき等

がれきの処理については、原則として町またはがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。仮置き場については前項イと同様に確保する。

(4) 住民への指導

自主防災組織を中心にして、ごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとるように指導する。

ア 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

イ 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

ウ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

エ 仮置場のごみは、町が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

2 し尿処理（本部班）

(1) し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上下水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、水洗化の状況等、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定する。

また、処理場施設における予備的貯留槽等の設置等に努める。

(2) 収集体制の確保

ア 町の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努め、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

イ 町は、民間の処理機関業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、人員、資機材等の確保について協力を要請する。

(3) 処理対策

ア 避難所でのし尿処理

(ア) 水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水

道機能を活用して、処理することを原則とする。

(イ) 必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。この場合において、高齢者・障がい者等に配慮した仮設トイレの選定・確保に努める。

(ウ) 町は、避難所に設置された仮設トイレのし尿収集を優先的に行う。

イ 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所の設置又は民間のリース業者等の協力を得て共同の仮設トイレの設置等の対策を講ずる。

3 廃棄物処理施設の確保及び復旧（本部班）

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるので、事務組合は、普段より施設の維持管理を十分に行う。

(2) 復旧対策

南会津地方環境衛生組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（地方振興局又は生活環境部）に報告するなどの処置を講ずる。

4 応援体制の確保（本部班）

町は、被災状況を勘案し、その区域内の処理が不可能と思われる場合には、県（生活環境部）に支援を要請する。また、県は、町からの要請あるいは客観的な判断のもとに近隣市町村からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

町は、災害時における人員、資機材等の確保に関し、民間の清掃関連業界、し尿処理関連業界及び仮設トイレ等を取り扱うリース業界等に対して、迅速かつ積極的な協力が得られるよう体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておく。

第 17 節 救援対策

風水害等により生活に必要な物資が被害を受け、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救助を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難している者及び住宅被災者への供給にも配慮する必要がある。

1 給水救援対策（本部班）

(1) 飲料水供給の概要

町は、県の協力を得て、災害による被災者に対して、発災当初は最低 1 人 1 日 3 リットルの飲料水を供給し、発災後 4 日から 7 日までは 10 リットル、2 週目は 50～100 リットル、3～4 週目は 150～200 リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、4 週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

(2) 飲料水の応急給水活動

ア 町は、給水班を組織し、応急給水を実施する。

イ 町は、水道水のほか、非常用飲料水貯水槽、井戸水等を活用して応急給水を実施する。

ウ 応急給水は、次の方法により実施する。

(ア) 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

(イ) 指定避難所等における「拠点給水」

(ウ) 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(3) 生活用水の確保

町は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

2 食料救援対策（農林班）

(1) 対応の概要

町は、県の支援を得て、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

(2) 調達及び供給

町は、調達計画に基づき、J A 等地元小売業者等が保有する米穀等を調達し、備蓄食料と併せて被災者等に供給する。

食料の供給に当たっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、傷病者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

(3) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、原則として指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。また、状況により学校給食施設等に依頼する。

イ 炊き出し施設、器材は、指定避難所備え付けのもの等を使用する。また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、必要な種類及び数量を明示して県に調達のあつせんを要請する。

ウ 炊き出しの実施に当たっては、区長会や婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

3 生活必需物資等救援対策（商工班）

(1) 供給方針

町は、県の支援を得て、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあつせん又は調達し、供給する。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

① 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

- ② 日用品
石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- ③ 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- ④ 光熱材料
マッチ、プロパンガス等、寝具（毛布等）

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 物資の購入及び配分計画

(ア) 町は、衣類等生活必需品について、被災状態、物資の種類、数量等を勘案のうえ町内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

(イ) 町長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け、又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

イ 救援物資の集積場所

救援物資の集積場所は、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

4 支援物資等の支援体制（本部班・出納班）

町は、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数量等を情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように努める。

5 義援物資及び義援金の受入れ（本部班・出納班）

(1) 義援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を県及び町の災害対策本部並びに報道機関を通じて、公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、阪神・淡路大震災の教訓に鑑みて、原則として、個人からの義援物資については、受入れを行わない。

(2) 義援金の受入れ

町は、あらかじめ義援金の受入計画を確立しておくものとする。

第 18 節 被災地の応急対策

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、道路や宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を行う。

1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談（建設班）

町は、建築物応急危険度判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

2 障害物の除去（建設班）

(1) 住宅関係障害物の除去

ア 除去の実施

(ア) がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、町がその障害物の除去を行うものとする。

- a 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- b 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- c その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(イ) 第一次的には、町が保有する機械、器具を使用し、又は町建設業協会の協力を得て実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県に派遣（応援）要請を行う。

イ 災害救助法を適用した場合の除去

(ア) 対策

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土砂、立木等の障害物が運び込まれたもので、しかも自力の資力では障害物の除去ができないものとする。

(イ) 除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

(ウ) 費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

(エ) 実施期間

災害発生の日から10日以内を目標とする。

(2) 道路における障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。

イ 道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施期間において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

障 害 物 除 去 の 優 先 道 路

優先順位	路 線 名
①	一般国道252号、289号
②	県道小林舘ノ川線、県道小林宮下停車場線、県道大倉・大橋浜野線
③	県道布沢・横田線、町道1級黒谷倉谷線、町道1級小林塩ノ岐線、町道1級十島線、町道1級長浜・荒島線、町道1級深沢・亀岡線、町道2級福井小川線、町道2級布沢太田線
④	町道1級石伏・舘ノ川線、町道1級前道線、町道1級檜戸・荒井原線、町道1級下福井根木屋線、町道1級小林二軒在家線、町道1級朝日学校大畑線、町道2級町下向山線、町道2級長浜幹線、町道2級杉沢熊倉線、町道2級深沢線、町道2級小林九々生線、町道2級橋場上坪線、町道2級梁取幹線

(3) 河川における障害物の除去

- ア 河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。
- イ 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。
- ウ 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第21条の規定による緊急措置を行うものとする。

(4) 除去した障害物の集積

障害物の集積場所は、主要な仮置場として只見地区：町下野球場脇、只見川公園脇、朝日地区：旧消防署跡地、明和地区：旧明和小学校跡地とし、その他近隣の各集落内に公有地、民有地の優先順位で必要箇所を確保する。

(5) 関係機関との連携

- ア 障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は、業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。
- イ 住民の生命、財産の保護のため必要な場合は、障害物の除去について県に応援、協力要請を行う。

第 19 節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

1 応急仮設住宅の建設（建設班、福島県）

(1) 実施機関等

ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行うものとする。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事から通知を受けた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行うものとする。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 入居対象者

原則として、災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、大規模半壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住宅がない者であること。

(ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者

(エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、傷病者、身体障がい者及び小企業者

(オ) これに準ずる者であること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を求めて行うものとする。

ただし、知事により、町長が実施することとされた場合には、町が行うものとする。

ウ 規模・構造及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、1戸当たり平均29.7平方メートル（9坪）とする。

(イ) 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様とするため、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

(ウ) 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

エ 建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、公有地の中から災害の状況により選定する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮に入れるものとする。

オ 集会所の設置

仮設住宅における地域コミュニティと住民自治機能の維持のため、同一敷地内又は近接する地域内に10戸以上の仮設住宅を設置する場合、集会所や談話室といった施設を設置することができる。

カ 福祉仮設住宅の設置

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

キ 着工及び完成の時期

(ア) 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

(イ) 着工時期の延長

大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(ウ) 供与期間

完成の日から建築基準法第85条第3項の規定による期限内（最高2年以内）とする。

ク 建設が遅れた場合の措置

避難所生活が相当に長期化しているにも関わらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合には、厚生労働省と協議の上、公営住宅の一時使用、民間アパートの借り上げ等により住宅の供与を行う。

(3) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

2 住宅の応急修理（建設班）

(1) 実施機関等

- ア 被災家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、町長が行うものとする。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、原則として知事が行うが、知事から通知を受けた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うものとする。

(2) 災害救助法による住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア 応急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- (ア) 準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊の被害を受けたこと。
- (イ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

イ 修理の範囲と費用

- (ア) 応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。
なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。
 - a 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
 - b ドア、窓等の開口部の応急修理
 - c 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
 - d 衛生設備の応急修理は、居室、台所及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- (イ) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。
- (ウ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ 応急修理の期間

- (ア) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。
- (イ) 原則として、災害発生後早急に完了するものとする。

第 20 節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

町は、災害により死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

1 全般的な事項（本部班）

(1) 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保・開設、警察署及びラジオ、テレビ等の報道機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と、段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

(2) 広域的な遺体処理体制の整備

町は、死亡が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、県の支援や近隣市町村の協力による火葬支援体制の確立に努めることが必要である。

2 行方不明者の搜索（本部班・消防団）

(1) 搜索活動

町は、県、警察署、消防本部及び自主防災組織等の協力を得て、遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索を実施する。

この場合において、町は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

(2) 災害救助法適用の場合の搜索活動

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行い、次の基準で実施する。

ア 救助実施者が遺体の搜索を実施するに当たっては、搜索に要する役務、機械、器具等について、現物により給付する。

イ 費用、期間等は、第 5 編資料編 1-5 による。

3 遺体の収容（本部班・消防団）

(1) 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、町が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

(2) 遺体収容所（安置所）の開設

町は被害現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(3) 災害救助法を適用した場合の遺体の処理

災害の際死亡した者の遺体に関する取扱いは、次の事項について行う。

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班によって行う。）

イ 遺体の一時保存

ウ 検案・身元確認（原則として医療救護班によって行う。）

4 遺体の火葬・埋葬（本部班）

(1) 実施機関等

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、町が実施する。

なお、身元が判明した遺体の火葬、埋葬についてはその遺族が行うものであるが、この場合、町は、火葬、埋葬許可手続が速やかに行える体制をとるものとする。

(2) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡すも

のとする。

(3) 火葬場の調整

ア 町は、火葬場が被災した場合又は遺体が多数に上る場合は、近隣市町村との連携を図り、施設間の調整に努める。

イ 町は、火葬許可に当たっては、所管の火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正な処理に努める。

(4) 費用・期間等

ア 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用（第5編資料編1-5参照）

災 害 時 遺 体 収 容 所

地 域 名	名 称	所 在 地	電 話 番 号
只 見 地 区	長 福 寺	只見字寺452	82-3511
朝 日 地 区	瀧 泉 寺	黒谷字町482	84-2156
明 和 地 区	成 法 寺	梁取	86-2503

火 葬 場

名 称	所 在 地
南会津地方環境衛生組合	南会津町大字山口字下荒2172-9

第 21 節 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

1 上水道施設等応急対策（本部班）

町は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

(1) 被害状況調査及び復旧計画の策定

ア 発災後、直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

イ 復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる庁舎、冷却水を必要とする発電所・充電所など、あらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行う。

(2) 応急復旧のための支援要請

町は、近隣市町村及び県への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

(3) 的確な情報伝達・広報活動

町は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

2 下水道施設等応急対策（本部班）

町は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行う。

(1) 要員の確保

あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。

(2) 応急対策用資機材の確保

施設の実状に即して、指定工事事業者等の協力を得て、応急対策用資機材の確保を図る。

(3) 復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等に配慮した復旧計画の策定に努める。

ア 応急復旧の緊急度及び工法

イ 応急資材及び作業員の確保

ウ 設計及び監督技術者の確保

エ 復旧財源の措置

(4) 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努める。

3 電力施設等応急対策（東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社）

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるため、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。このため、町は、東北電力㈱及び東北電力ネットワーク㈱の電力施設の防護、復旧活動に協力し、早急な電力供給の確保に努めるものとする。

4 ガス施設〔ＬＰガス〕応急対策（福島県ＬＰガス協会）

災害時には、エルピーガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、（一社）福島県ＬＰガス協会による応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護するものとする。

5 電気通信施設等応急対策（東日本電信電話株）

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

(1) 電話（通信）の確保

ア 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

イ 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡に当たる。

(2) 電話（通信）の応急措置

ア 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり、設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
- (ウ) ビル建築物の防災設備の点検
- (エ) 工事用車両、工具等の点検
- (オ) 保有する資材、物資の点検
- (カ) 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

イ 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- (ア) 通信の利用制限
- (イ) 非常通話、緊急通話の優先・確保
- (ウ) 無線設備の使用
- (エ) 非常用公衆電話の設置
- (オ) 臨時電報、電話受付所の開設
- (カ) 回線の応急復旧

ウ 応急復旧対策

(ア) 地震により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

- a 応急復旧工事
 - i 電気通信設備を応急的に復旧する工事
 - ii 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事
- b 原状復旧工事
 - 電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事
- c 本復旧工事
 - i 被害の再発防止、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
 - ii 電気通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

(イ) 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の表の順位にしたがって実施する。

順 位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	○ ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 別に定める基準に該当する新聞社に設置されるもの ○ 放送事業者又は通信社に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの (第1順位となるものを除く)
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第 22 節 文教対策

町及び学校長等は、災害時において、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

1 児童生徒等の保護対策（子ども未来班）

(1) 学校の対応

- ア 学校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮に当たる。
- イ 生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とする。
ただし、生徒等のうち障がい児等については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- ウ 初期消火、避難誘導、救護、搬出活動の防災活動を行う。

(2) 教職員の対応、指導基準

- ア 災害発生の場合、生徒等を教室等を集める。
- イ 生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。
- エ 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。
- オ 生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。
- カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- キ 生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動に当たる。

2 応急教育対策（子ども未来班）

(1) 応急教育の実施

町教育委員会等は、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校長は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会等に報告する。

(3) 児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- ア 町教育委員会は、各校の児童・生徒・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。
- イ 町教育委員会は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。
- ウ 町教育委員会は、必要のある時に、児童・生徒・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。
- エ 町教育委員会は、災害後も必要に応じて継続的に、児童・生徒・教職員の心身の健康に関する実態把握を行う。

(4) 教育施設の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。
- イ 学校施設の相互利用
授業の早期回復を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。
- ウ 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期回復を図る。
- エ 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(5) 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

ア 臨時参集

教員は、原則として各所属校に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校の別）に参集する。

(ア) 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

(イ) 参集教員の県への報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、町教育委員会に報告し、町教育委員会は県教育委員会に報告する。

(ウ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

イ 県教育委員会への要請

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、県に対し、教員の派遣・あっせんを要請する。

応急教育の実施方法

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	a 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b 二部授業を行うこと。	a 欠損者の少ない場合は、学校内で調整すること。 b 管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。
2 校舎の全部が被害を受けた場合	a 公民館等の公共施設を利用すること。 b 隣接校の校舎を利用すること。 c 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	c 管内隣接校の協力を求めること。 d 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること（退職教員等）。
3 町域において相当大きな被害が発生した場合	a 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 b aの場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 c 応急仮校舎の設置を考えること。	e 欠員（欠席）が多数のため、b、cの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請すること。
4 町内全域に大きな被害が発生した場合	a 避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

(6) 教科書及び学用品の調達と支給

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、不足分の確保について県に要請する。

3 避難所として使用される場合の措置（子ども未来班）

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

町教育委員会は、避難所が設置された場合、次の点に留意して学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所の運営に当たっていくものとする。

- (1) 施設・設備の安全を確認し、避難所を使用するに当たっての管理責任者に対し、その運用について必要な指示をする。
- (2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について、必要な協議を行う。

4 児童及び生徒のメンタルヘルス対策（子ども未来班）

学校機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童及び生徒に対し、カウンセラーを学校に派遣し、心のケアを行う。

5 保育所の対策（子ども未来班）

(1) 災害発生時の措置

ア 保育所長は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、職員に対し、児童を所定の保育室や園庭等に誘導するよう指示する。

イ 避難誘導に当たっては、氏名、人数の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合には、捜索・救出に当たる。

エ 児童の避難状況や施設及びその周辺の被害状況について、直ちに町に報告するとともに、保護者に連絡する。

(2) 他の施設への避難誘導

ア 危険になった場合は、町長の指定する避難所等、より安全な場所に児童を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ避難誘導場所を周知しておくとともに、保育所に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 避難所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を町に報告又は連絡する。

(3) 児童の帰宅、引渡し、保護

ア 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

イ 災害の状況及び保育児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育所又は避難所において保護する。

(4) 災害後の保育事業の再開等

災害により、保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を町に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

また、災害により保育士が不足する場合は、町内での調整及び県、近隣市町村への派遣要請により確保する。

6 文化財の応急対策（文化スポーツ班）

文化財が被災した場合には、県（教育委員会）に報告するとともに、次の応急措置を速やかに実施し、本修理を待つこととする。

(1) 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れる措置を講ずる。

(2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずる。

(3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意するよう措置を講ずる。

(4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

第 23 節 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を行う。

1 要配慮者に係る対策（福祉班）

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、町は、次の点に留意し、民生・児童委員の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

- (1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。
- (2) 避難していない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (3) 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災 1 週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後 2～3 日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。
- (4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

2 社会福祉施設等に係る対策（福祉班）

町は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等に対する支援を行う。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

3 障がい者及び高齢者に係る対策（福祉班）

町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、インターネット、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資や、ガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に確保する。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図る。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

4 児童に係る対策（子ども未来班・総務広報班）

(1) 要保護児童の把握

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所の責任者等は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町本部に通報する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。また、孤児、遺児については、県における母子福祉資金の貸し付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続を行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスケアの確保

町は、被災児童の精神不安定に対応するため、南会津保健福祉事務所及び民生児童委員等の協力を得て、メンタルヘルスケアの実施に努める。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確な情報提供を行う。

5 外国人に係る対策（福祉班・本部班・観光商工班）

(1) 避難誘導

町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

(2) 安否確認

町は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、外国人登録原票等を活用した外国人の安否確認に努める。

(3) 情報提供

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、県及び語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、外国語による情報提供に努める。

(4) 相談窓口の開設

町は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第 24 節 ボランティアとの連携

町内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

1 ボランティア団体等の受入れ（福祉班・社会福祉協議会）

(1) ボランティアの受入れ

ア 大災害が発生した場合、町は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れる。

イ 被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを社会福祉協議会に設置し、対応に当たる。

(2) 情報提供

町は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にする。

特に、発災直後においては、近隣市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行う。

(3) 活動拠点の提供

町は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 ボランティア団体等の活動（福祉班・社会福祉協議会）

ボランティア団体等の活動内容は、主として次のようなものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 老人介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害警戒区域等の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

3 ボランティア活動保険の加入促進（福祉班・社会福祉協議会）

町及びボランティア関係団体は、ボランティア活動保険への加入を広報等を通じて呼びかける。

第 25 節 災害救助法の適用等

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用に当たっては、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

1 災害救助法の適用（本部班）

(1) 災害救助法の概要

- ア 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- イ 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- ウ 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事に全面的に委任されており、都道府県知事は、国の機関として救助の実施に当たることとされている。
- エ 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができるとされている。（災害救助法第 13 条第 1 項）
- オ エの規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとされている。（災害救助法第 30 条第 2 項）
- カ 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。（災害救助法第 7 条～第 10 条）
 - (ア) 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）
 - (イ) 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）
 - (ウ) 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）なお、前記(ア)の従事命令又は(イ)の協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、傷病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第 12 条の規定に基づき、扶助金が支給される。
- また、(ウ)の保管命令等により通常生ずる損失は、同法第 9 条第 2 項の規定に基づき、補償しなければならない。

(2) 災害救助法適用における留意点

- ア 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるもので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- イ 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるもので、適正に行わなければならない。
- ウ 被害の設定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市町村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

2 災害救助法の適用基準（国・県）

- (1) 本町の区域内において、住家が滅失した世帯数が次表 A 欄の世帯数以上に達したとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) A 欄の基準には達しないが、福島県の区域内において被害世帯数が 2,000 世帯以上で、本町の被害世帯が次表 B 欄に示す世帯以上に達したとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、福島県の区域内において被害世帯数が 9,000 世帯以上に達した場合で、本町の被害世帯数が多数であり、特に救助を必要とするとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号前段）
- (5) 多数の者が、生命身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（災害救助法施行令第 1 条第 1

項第4号)

なお、被害世帯数の換算は、次による。

○住家の全壊、全焼、又は流失の場合は、1世帯をもって滅失1世帯とする。

○住家が、半壊、半焼の場合は、2世帯をもって滅失1世帯に換算する。

○住家の床上浸水の場合は、3世帯をもって滅失1世帯に換算する。

災 害 救 助 法 適 用 基 準 表

市 町 村 の 人 口		A	B
5,000 人未満※		30(世帯)	15(世帯)
5,000 人以上～	15,000 人未満	40	20
15,000 〃 ～	30,000 〃	50	25
30,000 〃 ～	50,000 〃	60	30
50,000 〃 ～	100,000 〃	80	40
100,000 〃 ～	300,000 〃	100	50
300,000 〃		150	75

(※本町にあっては人口 4,044 人（令和 2 年 10 月 1 日国勢調査人口）であることから、住宅滅失世帯数は A 欄 30 世帯、B 欄 15 世帯である。)

3 災害救助法の適用手続（本部班）

- (1) 町長は、本町における災害の程度が適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、災害救助法施行令第 8 条の規定に基づき、災害救助法による救助に着手することができる。この場合、町長は、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

4 災害救助法による救助の種類等（国）

(1) 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、資料 1-5 のとおりである。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与

エ 飲料水の供給

オ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

カ 医療

キ 助産

ク 被災者の救出

ケ 被災した住宅の応急修理

(2) 救助費の繰替支弁

災害救助法第 29 条の規定により、町長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策（全班）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

1 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

(1) 復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については、次のとおりである。

ア 災害の再発防止

被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の発生の防止に努めるよう十分連絡調整を図り、計画を作成する。

イ 災害復旧の事業期間の短縮

被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、県の協力を得て被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同法施行令、同法施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
- コ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下、この節において「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 知的障がい者援護施設災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症予防施設災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内的の排除事業
 - b 公共的施設区域外の排除事業
- (セ) たん水排除事業

イ 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する助成

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する助成
- (エ) 中小企業に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例

エ その他の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
- (オ) 水防資器材費の補助の特例
- (カ) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

- (キ) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (ク) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ケ) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

3 激甚災害の指定促進

激甚災害が発生した場合、町及び県において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

4 災害復旧事業の実施

復旧事業を早期に実施するため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携して、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第2節 被災地の生活安定

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そこで、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるものとする。

1 義援金の配分（本部班・出納班）

(1) 義援金の受入れ配分

県に委託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分することとなっている。

町は寄託された義援金を、義援金配分委員会を組織して、協議の上被災者に配分する。

(2) 配分計画

被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として計画し、対象は住宅被害（全壊、流出世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

(3) 迅速、透明な配分

義援金の配分については、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

2 被災者の生活確保（本部班・建設班・商工班）

(1) 公営住宅の一時使用

ア 実施機関等

(ア) 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、町長が行う。

(イ) 町は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

(ウ) 一時使用は、地方自治法第238条の4第4項による目的外使用許可により行う。

イ 実施方法等

(ア) 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

a 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

b 居住する住宅がない者であること。

c 生活保護法の被保護者若しくは要保護者。

d 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者。

e これらに準ずる者であること。

(イ) 一時使用対象者の選定

a 公営住宅の一時使用者の選定については、住宅を所管する町長が行うものとする。

b 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

(ウ) 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として町が次の事項に留意し定めるものとする。

a 一時使用の期間

b 家賃及び敷金の負担者

c 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者

d 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県住宅等条例並びに只見町営住宅管理条例を準用する。

(エ) 一時使用させる住宅の戸数

a 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。

b 町は、自らの公営住宅等を持たない場合又はその提供では住宅が不足する場合に、周辺市町村又

は県（土木部）に公営住宅等の提供を依頼するものとする。

- c bの依頼を受けた場合、町は自らの公営住宅等に、県（土木部）は被災地内又はその周辺市町村内の県営の公営住宅等に、被災者を受け入れることのできる住宅がある場合は、それぞれの長の承認を受け被災者に提供するものとする。

(オ) 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の提供の促進に関する法律の入所資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

(2) 職業あっせん計画

公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行うものとする。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付制度の活用等

エ 災害救助法が適用され町長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

(3) 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 被災者への支援（本部班・出納班）

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

(2) 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（施行令第1条第1号）

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第2号）

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（施行令第1条第3号）

エ ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（施行令第1条第4号）

オ ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（施行令第1条第5号）

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口五万未満の市町村にあつては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（施行令第1条第6号）

(3) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

ア 居住する住宅が全壊（全焼、全流出を含む。）した世帯（以下「全壊世帯」という。）（法第2条第2号イ）

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（法第2条第2号ロ）

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」と

いう。) (法第2条第2号ハ)

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯 (以下「大規模半壊世帯」という。) (法第2条第2号ニ)

オ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯 (アからエまでに掲げる世帯を除く。) (以下「中規模半壊世帯」という。) (法第2条第2号ホ)

(4) 支援法の適用手続き

ア 町の被害状況報告

町長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告するものとする。

イ 県の被害状況報告及び公示

知事は、町長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官 (防災担当) 及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

(5) 支援金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

被害程度	全壊	解体 (半壊・敷地被害)	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※中規模半壊は加算支援金のみ標準額の半額支給

(6) 支給申請書等の提出

ア 支給申請手続き等の説明

町は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

イ 書類の発行

町は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書 (住宅に半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様。)

(ウ) 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

ウ 支給申請書等の送付

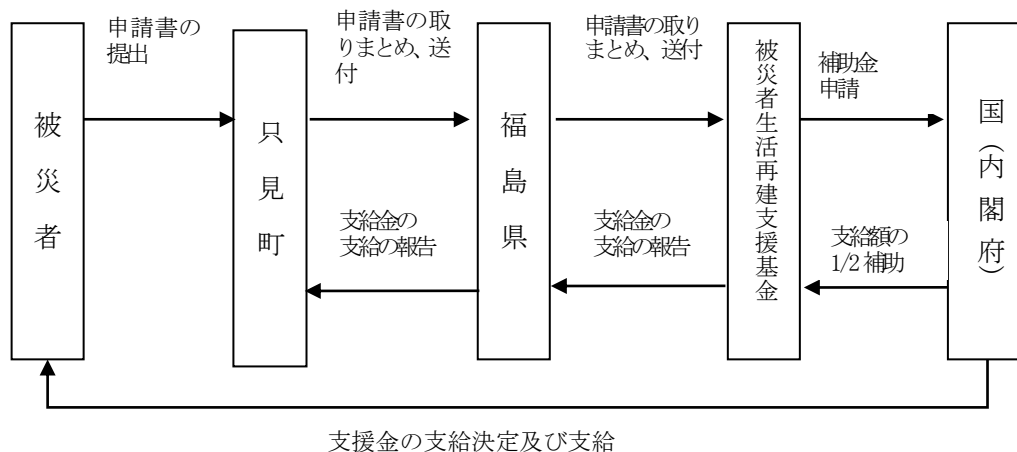
町は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとする。

県は、町から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

エ 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(7) 支援金支給事務の基本的な流れ



4 災害弔慰金の支給（本部班・出納班）

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項に該当する場合に、町の条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

- ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合は500万円、その他の者の場合は250万円を限度として支給する。

5 被災者への融資（農林班・商工班・福祉班）

被災者支援のための各種融資制度の活用を図るため、町は各種制度の周知と運用を推進する。

(1) 農林水産業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林漁業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林漁業経営の維持・安定を図るものとする。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

イ 貯金の払い戻し及び中途解約に関する措置

(ア) 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金払戻しの利便を図る。

(イ) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

(2) 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとする。

(3) 住宅関係

県は、天災により住宅に被害を受けた県民に対し、住宅金融公庫から低利で融資を受けるための認定事務及びあっせんを行い、被災者の住宅再建を支援する。

(4) 福祉関係

ア 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

町社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立再生するのに必要な資金を融資する。

イ 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

6 罹災証明書等の交付（税務班・消防本部）

- (1) 町は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。
- (2) 町は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じる。
- (3) 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。
- (4) 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

7 被災者台帳の作成（税務班・消防本部）

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。

(1) 被災者台帳に記載する内容

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク 電話番号その他の連絡先

ケ 世帯の構成

コ 罹災証明書の交付の状況

サ 台帳情報を市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

ス 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）

セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まな

いものとする。

- (ア) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (イ) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- (ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- (エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- (オ) 台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

第5章 事故対策

第1節 航空災害対策

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防及び応急の各対策について定める。

1 航空災害予防対策計画（全課）

(1) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

イ 広域協力体制の整備

隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

ウ 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。

エ 防災体制の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

オ 防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 航空災害応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

航空災害の情報を受理したときは、状況把握に努め、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第1編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要

請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。

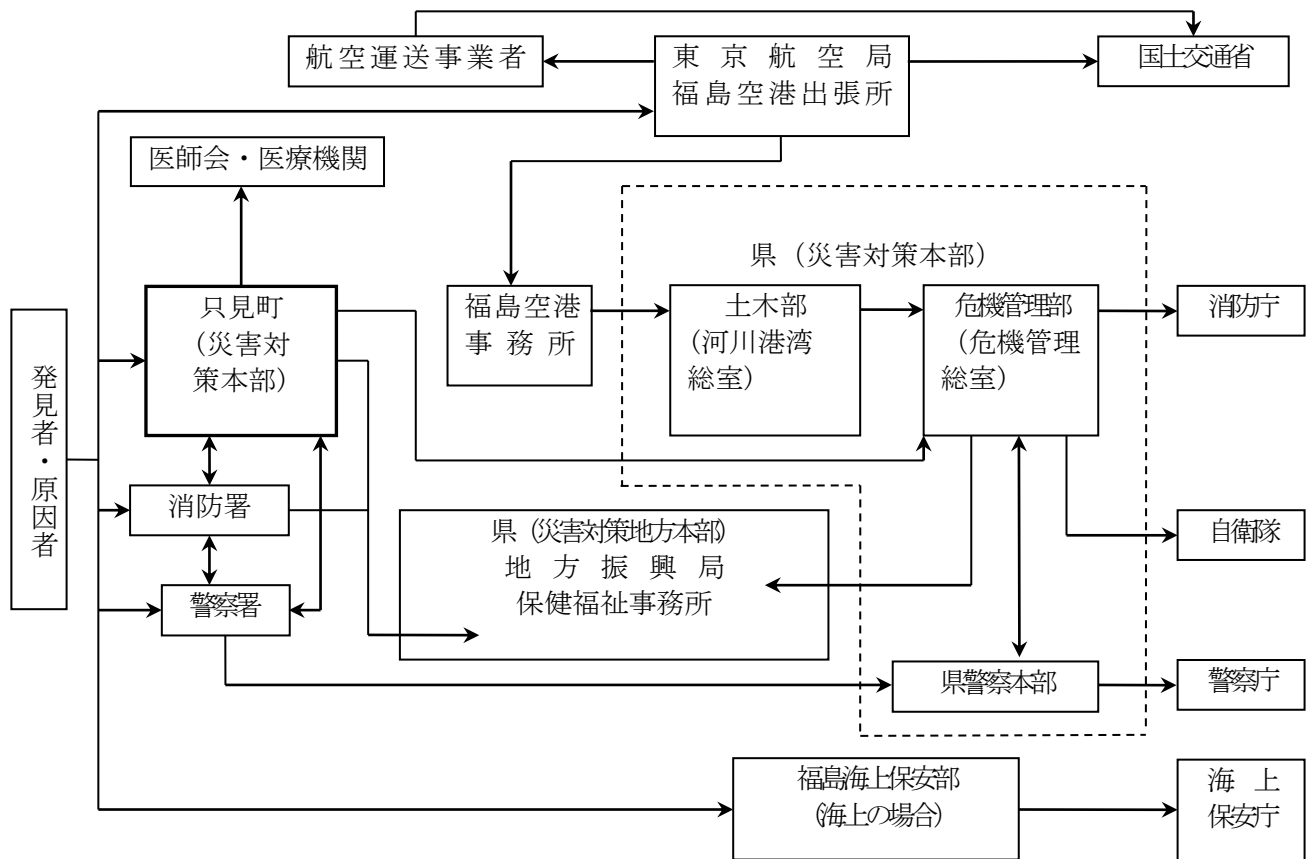
また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 災害広報

関係機関と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

航空災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 鉄道災害対策計画

この計画は、ＪＲ只見線における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

1 鉄道災害予防対策計画（全課）

(1) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

イ 広域協力体制の整備

隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

ウ 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。

エ 防災体制の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

オ 防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 鉄道災害応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

鉄道災害の情報を受理したときは、ＪＲ東日本、福島県との情報交換等により状況把握に努め、災害情報の収集伝達を実施する。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第2編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。

また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 災害広報

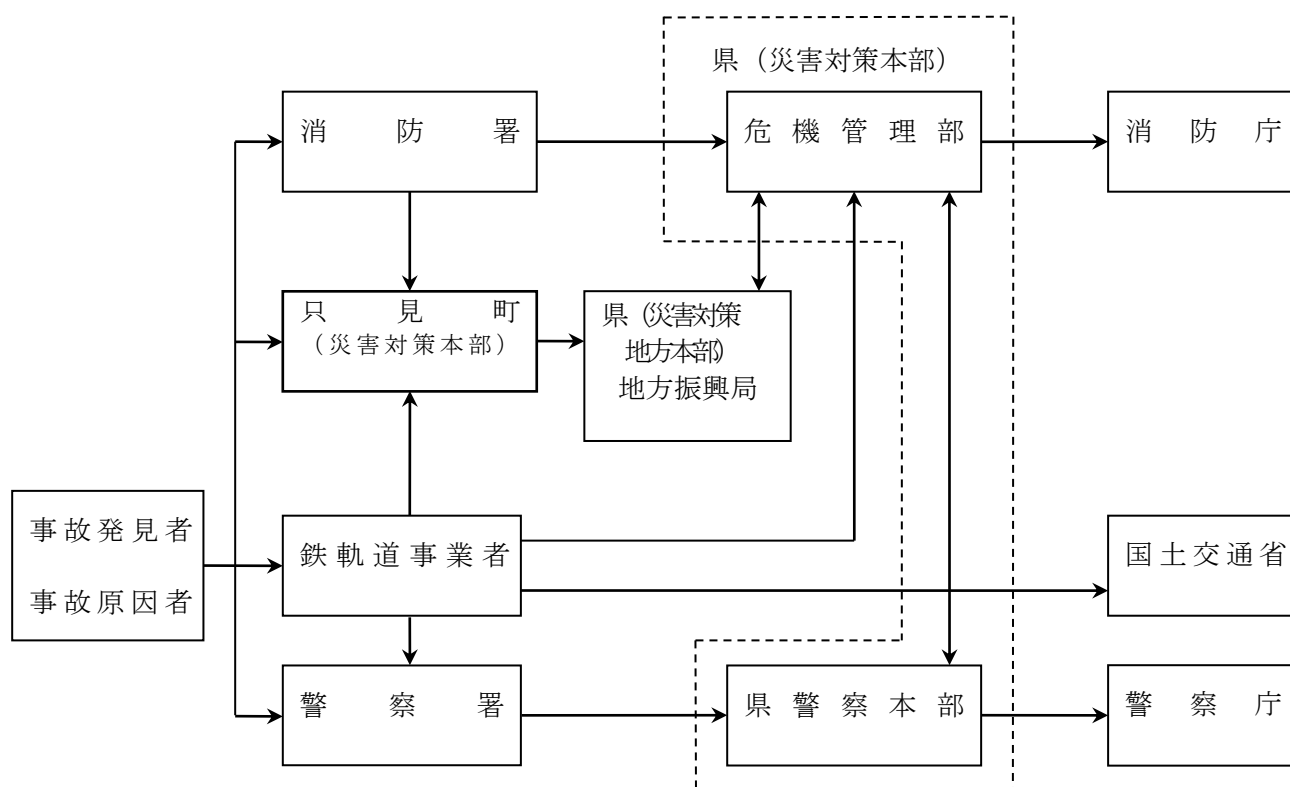
関係機関と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

3 鉄道災害復旧対策計画（ＪＲ東日本・福島県）

復旧対策については、ＪＲ東日本及び福島県が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第2編第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。

鉄 道 災 害 情 報 伝 達 系 統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3節 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

1 道路災害予防対策計画（全課）

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現状把握に努めるとともに、道路災害を予防するため必要な施設の整備を図る。

イ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的・総合的に実施する。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

イ 広域協力体制の整備

隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

ウ 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。

エ 防災体制の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

オ 危険物等の流出等における防除活動

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

カ 防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(4) 防災知識の普及・啓発

道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路使用者に対して、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

(5) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 道路災害応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

道路災害が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の指定、道路利用者等への情

報提供等を行う。

また、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第1編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。

また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、関係機関と相互に協力して、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(8) 道路施設・交通安全施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(9) 災害広報

関係機関と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

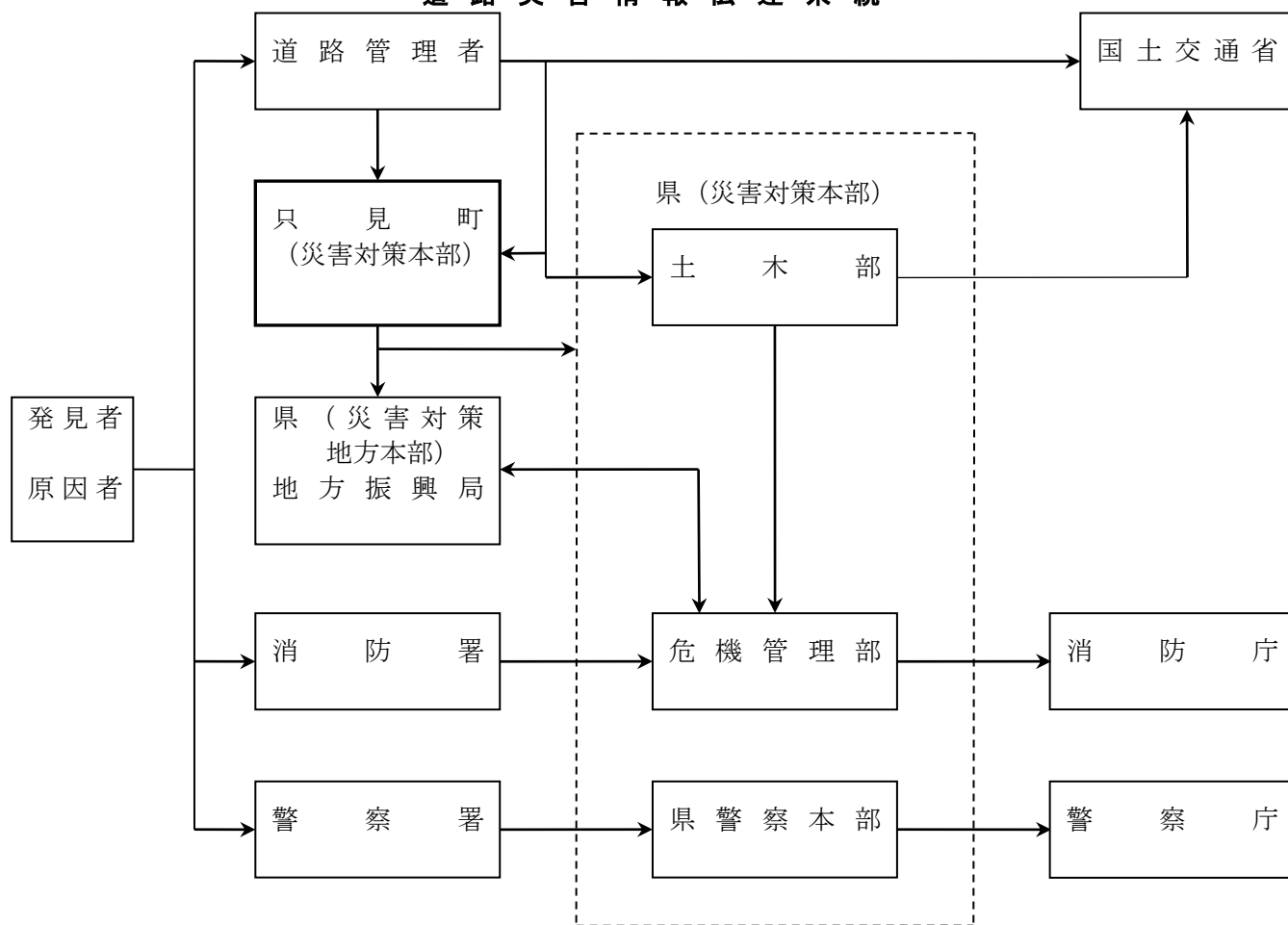
また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

3 道路災害復旧対策計画（全班）

国、県等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第2編第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。

道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

1 危険物等災害予防対策計画（全課）

(1) 危険物等の定義

- ア 危険物
消防法第2条第7項に規定されているものとする。
- イ 高圧ガス
高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。
- ウ 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。
- エ 火薬類
火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

(2) 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、県及び町は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

- ア 防災情報通信網等の整備
防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。
- イ 広域協力体制の整備
隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。
- ウ 救助・救急及び医療（助産）救護
被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。
- エ 消防力の強化
「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。
- オ 危険物等の大量流出時における防除活動
危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。
- カ 避難対策
避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底や避難訓練等の実施に努める。
- キ 防災訓練の実施
関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(4) 防災知識の普及・啓発

危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

(5) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 危険物等災害応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

危険物等災害が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第1編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要がある場合は、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。

また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 危険物の大量流出に対する応急対策

危険物等の流出が認められたときは、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

また、危険物等が河川等に大量に流出した場合は、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

(8) 避難誘導

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に考え、地域住民に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

(9) 要配慮者対策

要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

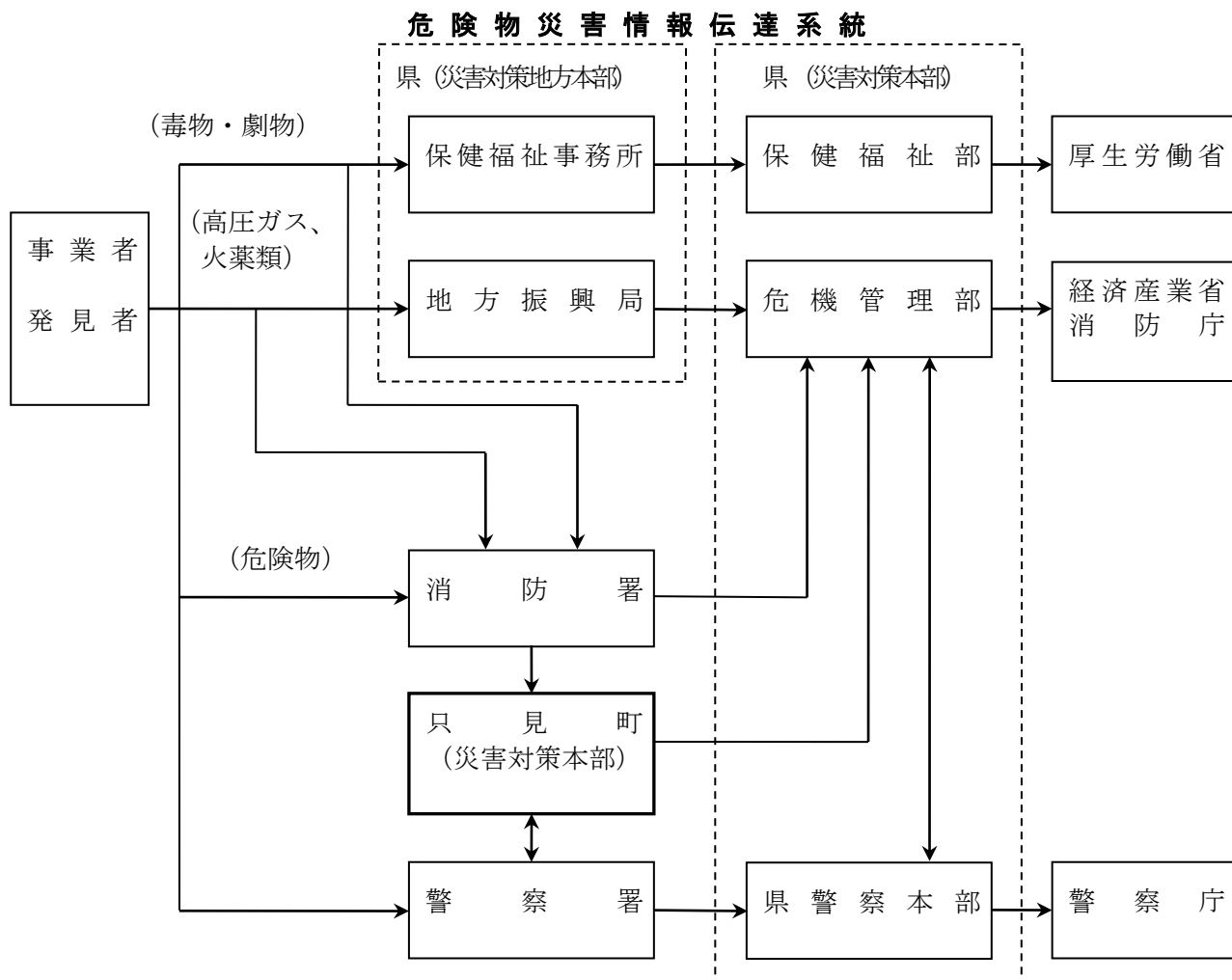
(10) 災害広報

関係機関と相互に協力して、危険物等災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

3 危険物等災害復旧対策計画（全班）

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第2編第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

1 大規模な火事災害予防対策計画（全課）

(1) 災害に強いまちづくり

火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を推進する。

イ 防災空間の整備

幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯等の計画的な配置を推進する。

ウ 建築物の不燃化の推進

防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

関係機関等と連携し、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、消防施設等が災害時に機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防災管理体制

火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、診療所、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

ウ 建築物の安全対策の推進

特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

(3) 大規模な火事災害防止のための情報の充実

福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象情報の変化に対応した予防対策を講ずる。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

イ 広域協力体制の整備

隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

ウ 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。

エ 消防力の強化

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

とともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

オ 避難対策

避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

カ 防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(5) 防災知識の普及・啓発

全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事災害の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 大規模な火事災害応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

災害が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の指定、道路利用者等への情報提供等を行う。

また、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第1編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。

また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 避難誘導

住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に考え、地域住民等に対し、避難の勧告・指示等の必要な措置を講ずる。

(8) 要配慮者対策

要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

(9) 災害広報

関係機関と相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインの復旧状況、交通規制等

の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

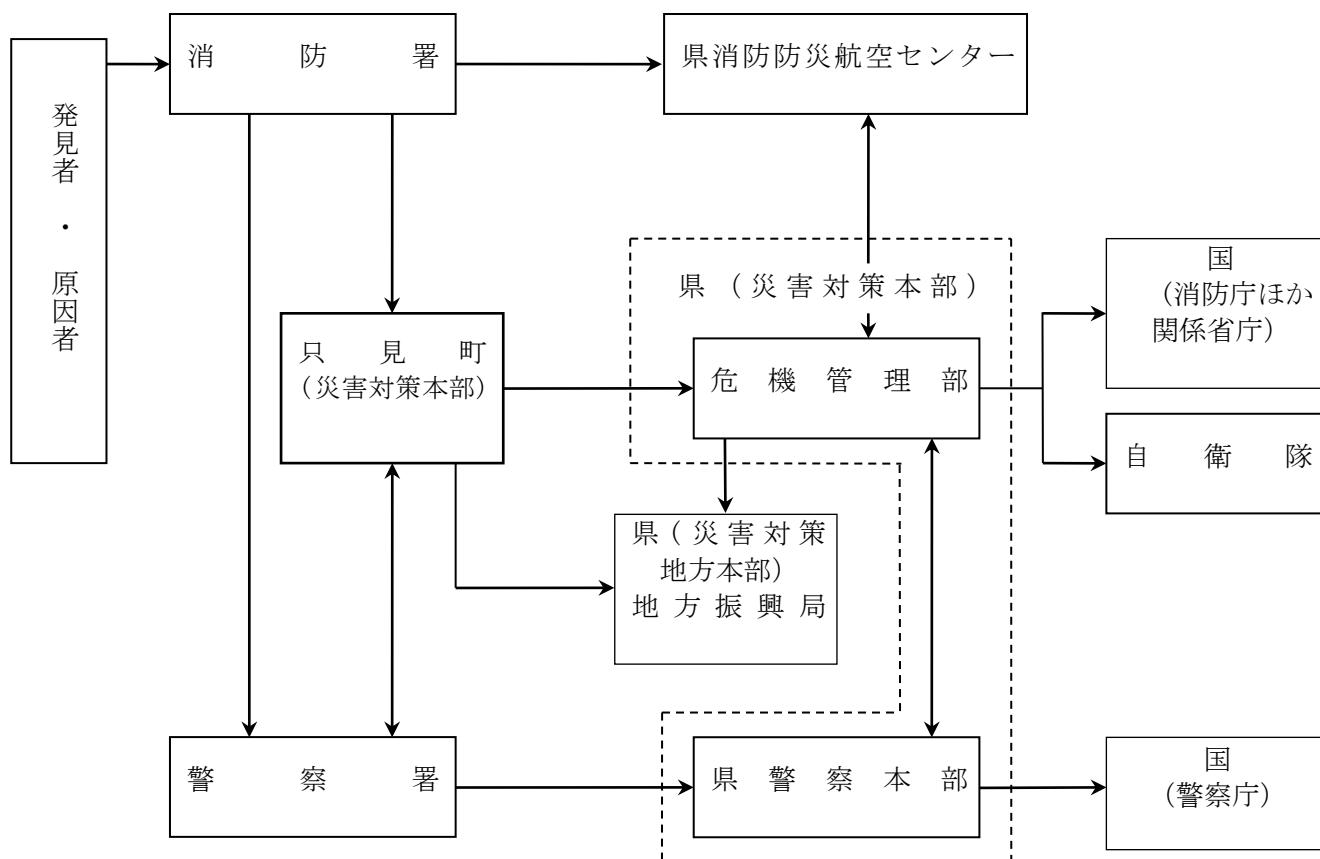
また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

3 大規模な火事災害復旧対策計画（全班）

国、県等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に大規模な火事災害の復旧作業を行う。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第2編第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6節 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

1 林野火災予防対策計画（全課）

(1) 林野火災の特性

林野火災は、山林の特性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等により、一般火災に対する消火活動とは著しく異なる。

また、その被害は、単に森林資源の消失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能の喪失等をも招くなど、その影響は極めて大きい。

(2) 林野火災に強い地域づくり

ア 町は、県と協議して地域特性に配慮した林野火災特別対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的・計画的に実施する。

イ 警報発令等林野火災発生のおそれのあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

(3) 林野火災防止のための情報の充実

福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携のうえ、気象警報・注意報等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象情報の変化に対応した予防対策を講ずる。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

ア 防災情報通信網等の整備

防災行政無線、携帯電話等の整備を図るとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

イ 広域協力体制の整備

隣接町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により応援協力体制の整備を図るとともに、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

ウ 救助・救急及び医療（助産）救護

被害の軽減のため必要な措置を講ずるとともに、関係機関との連絡体制の整備、連携強化を図る。

エ 消防力の強化

防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設、林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

また、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

オ 避難対策

避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

カ 防災訓練の実施

関係機関、関係事業者等と相互に連携し、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

(5) 防災知識の普及・啓発

福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強化月間等を通じ、関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

(6) 要配慮者予防対策

防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

2 林野火災応急対策計画（全班）

(1) 災害情報の収集伝達

林野火災が発生した場合、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について速やかに関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

(2) 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、パトロール等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の指定、道路利用者等への情報提供等を行う。

また、状況に応じた県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

(3) 相互応援協力

町の消防体制では応急措置の実施が困難な場合は、第1編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、知事に自衛隊の派遣要請をする。

(5) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図り、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(6) 消火活動

町は、消防本部等と連携し、迅速に消火活動を行う。また、必要に応じ消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。

また、相互応援協定等に基づき、他の消防機関による応援を得て、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

(7) 避難誘導

住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に考え、地域住民等に対し、避難の勧告・指示等の必要な措置を講ずる。

また、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、森林内の滞在者に対し、直ちに広報車等により広報を行う

とともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

(8) 要配慮者対策

要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずる。

(9) 災害広報

関係機関と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に適切に広報する。

また、第2編第3章第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。その際、高齢者等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

(10) 二次災害の防止

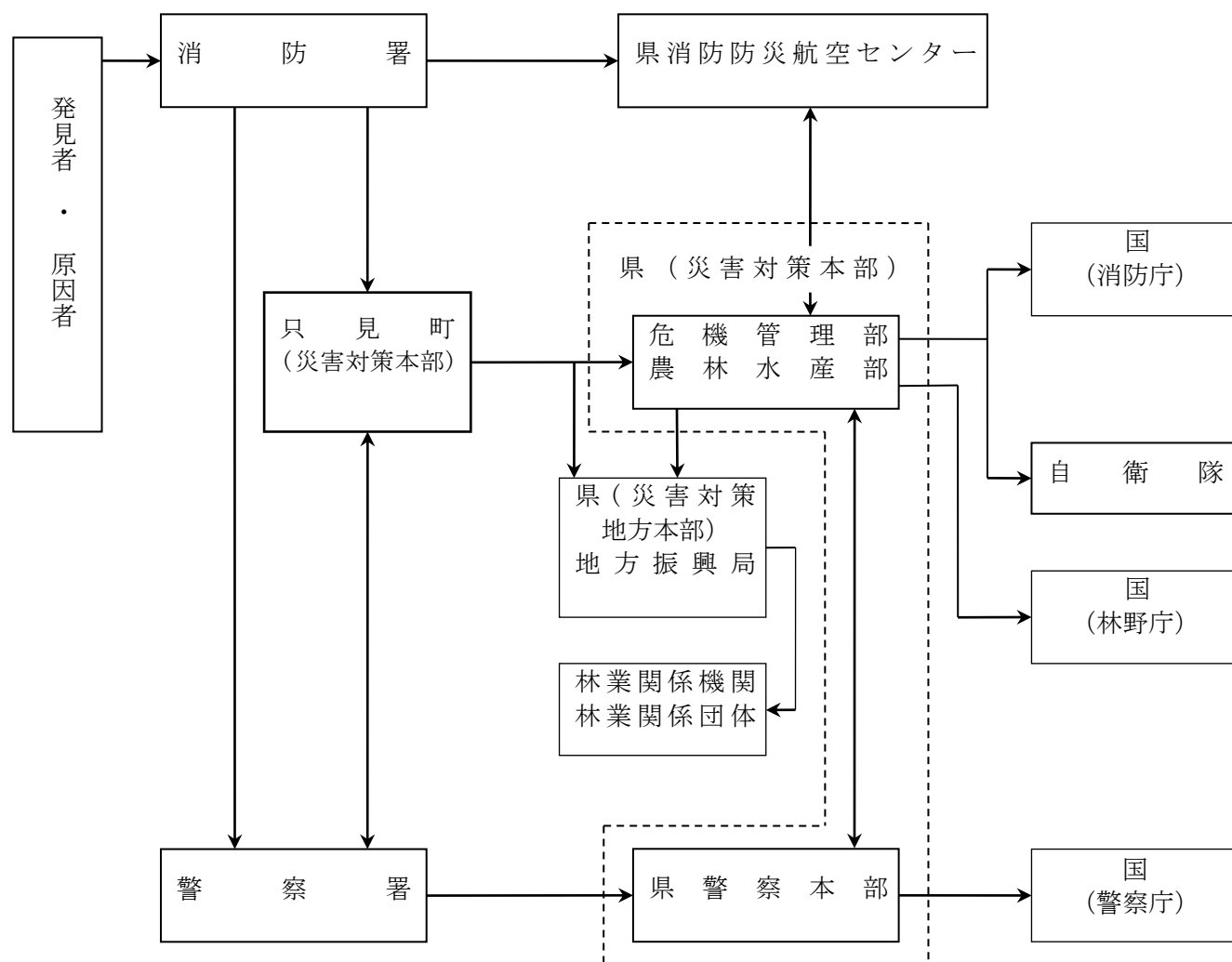
必要に応じ、国、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の警戒区域等の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備等必要な措置を行う。

3 林野火災復旧対策計画（全班）

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第2編第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。

また、必要に応じ、国、県と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

林 野 火 災 情 報 伝 達 系 統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第7節 山岳遭難対策計画

山岳における遭難の救助対策と遭難の未然防止に万全を期するため、関係団体との協力により、総合的かつ計画的な避難対策を樹立し、これを推進する。

1 遭難防止対策（町民生活課・交流推進課）

- (1) 山岳入山者に対し、安全な装備と山岳状況の把握を徹底させ、登山計画書の提出を求める。
- (2) 山菜、きのこ等の採取者に対しては、家族又は隣近所へ入山場所を知らせるなどの啓発を図る。
- (3) 広報、案内板の設置などにより、遭難の防止を呼びかける。

2 搜索、救助対策（消防団・町民生活課・交流推進課）

- (1) 搜索救助活動
遭難が発生したか、又はそのおそれがあるため、関係者より搜索願が出された場合、只見町山岳遭難対策協議会の協力のもとに、只見町消防団が行う。
- (2) 費用
遭難者が町民の場合は町費でまかない、町外者の場合は原因者又は搜索依頼者負担とし、町はその費用を請求する。
- (3) 特殊救助活動
避難場所が岩場等で特殊な救助技術を要する場合は、県山岳遭難対策協議会の協力を得る。

3 登山計画書（交流推進課）

- (1) 登山計画書の受付箱を夏季、冬季に分けて、次の場所に設置する。
夏季…只見駅前、入叶津、黒谷入、蒲生
冬季…只見駅前
- (2) 提出された登山計画書は交流推進課において整理保管し、適切な処置、活用を図る。